

# アトサヌプリ火山防災計画

# アトサヌプリ火山防災計画 目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の修正	2
第4節 用語の定義	2
第5節 アトサヌプリ火山防災協議会	2
第6節 アトサヌプリの概要	3
第2章 火山災害対策計画	7
第1節 火山防災知識の周知・啓発	8
第2節 火山災害に対する防災力向上	9
第3節 火山災害による被害の軽減	10
第3章 火山情報	13
第1節 火山現象に関する警報、予報、情報等	14
第2節 災害情報の収集・報告	17
別 図 噴火警報伝達系統図	19
第4章 噴火シナリオと防災対応	21
第5章 噴火対策計画	23
第1節 防災体制	24
第2節 避難対策	25
第3節 広報対策	26
第4節 交通対策	28
第5節 除雪対策	30
第6節 出動・応援要請	31
第7節 捜索・救出	33
第8節 応急医療救護	34
第9節 避難所運営	36
第10節 食料・物資・飲料水の供給	39
第11節 小動物対策	41
第12節 家畜対策	42
第13節 住宅対策	43
第14節 教育・保育対策	44
第15節 降灰対策	45
第16節 ボランティア対策	46
第6章 避難解除と復旧・復興	49
第1節 避難解除	50
第2節 被災地の復旧	52
第3節 被災者への支援	53

第4節	職業・経営への支援	55
第5節	災害復興	56
第7章	別紙類	57
別紙第1	用語の定義	58
別紙第2	アトサヌプリ火山防災協議会	60
別紙第3	アトサヌプリ（硫黄山）の噴火・避難に係るフレーズ	67
別紙第4	火山情報伝達文及び避難情報文（一例）	69
付録第1	「噴火シナリオと防災対応」	
付録第2	「避難計画」	

# 第 1 章 総 則

## 第1節 計画の目的

本計画は、アトサヌプリ（硫黄山）が噴火し、又はその恐れがある場合において、観光客を含む地域住民等の生命、身体及び財産を保護するため、アトサヌプリ火山防災協議会（以下「協議会」という。）が作成する計画であり、関係機関と協力して広報及び避難等の事前措置並びに救助その他必要な応急対策を行うために作成する。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、協議会がアトサヌプリに対する火山防災業務について独自に定めたものであるが、防災に関する基本方針を定めた「災害対策基本法」に基づく「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）、「防災業務計画」（指定行政機関、公共機関）と密接な整合及び関連を持つものである。

弟子屈町及び清里町（以下「各町」という。）の個別対応については、それぞれの「地域防災計画」に基づくものとする。

## 第3節 計画の修正

本計画は、協議会構成員が関係する箇所について毎年検討し、修正の必要がある場合は、その意見を事務局に提出し、協議会で検討して修正する。なお、修正したときは、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を公表する。

ただし、名称変更、数値的な変更等、軽易な変更については、この限りではない。

## 第4節 用語の定義

本計画で使用する用語は、別紙第1のとおりとする。

## 第5節 アトサヌプリ火山防災協議会

アトサヌプリ火山防災協議会の構成及び規約は、別紙第2のとおりである。

## 第6節 アトサヌプリの概要

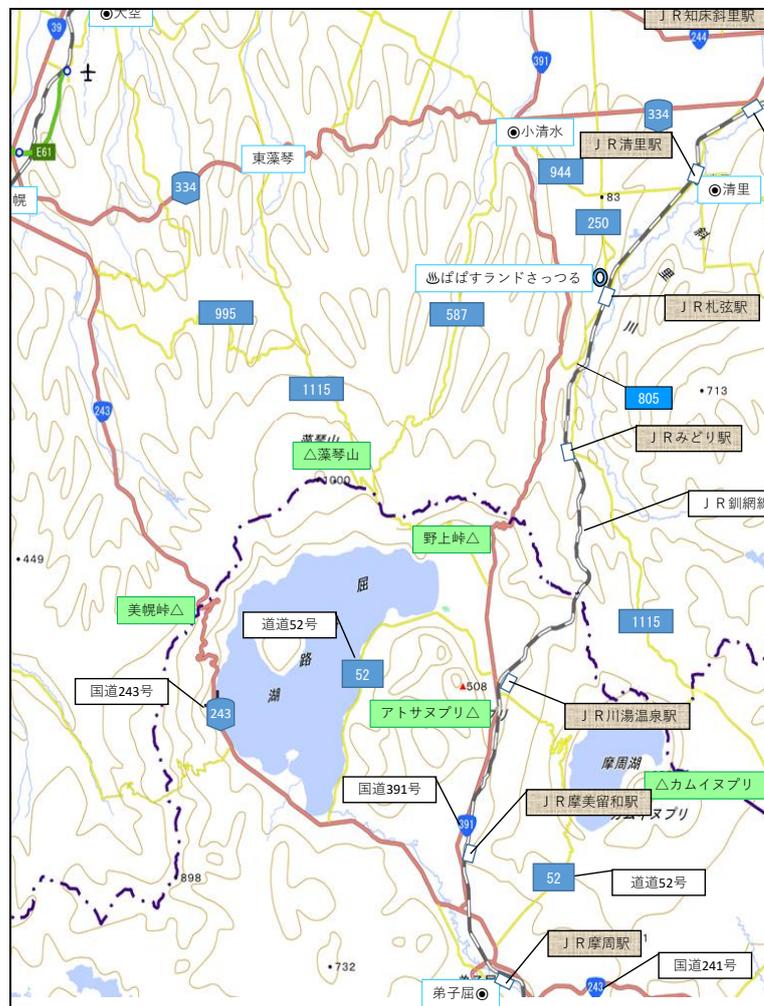
### 1. 概要

アトサヌプリ火山は、約3.5～2.5万年前に形成された屈斜路カルデラ(東西26km、南北20km)の中央部に位置するカルデラ(アトサヌプリカルデラ:直径約4km)を有する安山岩質外輪山と、約2万年前にカルデラ形成が完成した後に1.5万年前以降に、その内外に噴出した10個のデイサイト(SiO<sub>2</sub>量が63.3～72.6重量%)の溶岩ドーム群からなる。

溶岩ドーム群は、約7,000年前の摩周カルデラ形成期よりも古いものと新しいものに大別される。古い溶岩ドームには、ヌプリオンド・丸山・274m山・ニフシオヤコツ・トサモシベ・オプタテシュケがあり、新しい溶岩ドームには、マクワンチサップ・サワンチサップ・リシリ及びアトサヌプリがある。

アトサヌプリは別名「硫黄山」と呼ばれ、溶岩ドームには昇華硫黄を主体とした硫黄鉱床が多数形成され、1963年まで採掘されていた。

### 2. アトサヌプリ周辺図



「地理院タイルを加工して作成」

3. 川湯地域一帯の位置関係



「地理院タイルを加工して作成」

#### 4. 噴火活動史

##### (1) 過去1万年間の噴火活動

約1.5万年前以降、多数の溶岩ドームを形成し、約5,500年前にはカルデラ南東部で火砕流を伴う噴火が発生し、リシリドームを形成した。その後、約5,500～1,500年前には、マクワンチサップ・旧アトサヌプリドーム（現ドームの東西にある山体）を形成し、約1,500年前にはアトサヌプリ火口で水蒸気爆発を起こし、約1,500～1,000年前には新アトサヌプリドームを形成した。最新は数百年前に「熊落とし火口（直径約150m）」の爆裂火口を形成する水蒸気爆発が発生している。なお、この爆発を最後に長い休止に入り、噴気活動を続け今日に至っている。付近一帯は火山ガスの影響によって植生も進まず、山麓では低地には珍しくハイマツ、イソツツジ、シラカンバの混成する植生となっている。

##### (2) 有史以降の火山活動

年代	現象	活動経過・被害状況等
1980(昭55)年	地震	5月15日に有感地震2回、川湯・仁伏で震度3程度
1981(昭56)年	地震	3月仁伏で有感地震、池の湯で震度3程度。4月は川湯で震度3程度
1982(昭57)年	地震	5月2日に有感地震が4回、川湯で最大震度4程度
1988(昭63)年	地震・鳴動	3月、6月、8月、12月に屈斜路湖東岸からアトサヌプリ付近の深さ数kmを震源とするM3程度の有感地震が約10回あり、川湯や仁伏で最大震度2程度となり、地鳴りを伴う地震もあった。
1994(平6)年	地震・地殻活動	3月～10月に屈斜路湖東岸からアトサヌプリ付近の深さ数kmを震源とするM2程度の有感地震が計18回あった。 最大地震は6月13日に発生したM3.2で、川湯、仁伏、砂湯で最大震度3程度となった。 有感地震活動は1994年10月4日北海道東方沖地震（M8.2）発生直後には停止した。 1993年（平成5年）8月から1995年（平成7年）4月の衛星による合成開口レーダー（SAR）データの解析によると、アトサヌプリ周辺を中心として約25cm隆起。この膨張はマグマの注入によると推定。1994年の地震活動は、この隆起と関連していた可能性がある。

これ以降は、散発的な地震活動がみられ、震度1～2程度の揺れを観測することがある。



## 第 2 章 火山災害対策計画

## 第1節 火山防災知識の周知・啓発

### 1. 趣旨

火山噴火災害に係る防災知識の普及と周知徹底を図るため、協議会及び防災関係機関と協力し、各町の地域防災計画に定めるところにより、火山防災活動の周知・啓発活動を実施する。また、将来の地域を担う児童生徒に対する防災教育も推進するものとする。

### 2. 防災教育

地域住民、防災関係機関職員等に対する防災教育、観光客に対する防災知識の普及啓発を実施し、防災意識の向上を図る。

- (1) アトサヌプリの概要等に関する周知
- (2) 火山噴火災害史等に関する周知
- (3) 避難所等、避難経路、避難方法、避難の備え等に関する周知
- (4) 噴火警報等に関する周知
- (5) 火山観測施設、防災施設等に関する周知
- (6) 火山噴火災害危険区域予測図（ハザードマップ）に関する周知
- (7) 火山防災講演会、火山防災研修会による防災知識等の周知
- (8) 自助努力として必要な家庭内備蓄の周知
- (9) その他火山防災に関する事項の周知

### 3. 啓発活動

突発的な火山噴火災害に備え、平素より各種啓発活動を実施するものとする。

- (1) 広報紙、ホームページ、マスメディア等による啓発活動
- (2) 広報車、消防のスピーカ等による啓発活動
- (3) 防災ガイドブック、リーフレット、チラシ等の配布による啓発活動
- (4) ポスター、看板、掲示板等による啓発活動
- (5) 防災講演会、火山防災研修会等による啓発活動
- (6) その他火山防災上有効な啓発活動

## 第2節 火山災害に対する防災力向上

火山噴火災害に係る災害応急対策等を円滑に実施するため、関係機関と緊密な連携を図り、各町の地域防災計画に定めるところにより、実動及び図上により各種防災訓練を実施し、火山防災についての知識及び技能の向上を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

### ■訓練項目・訓練名・訓練内容

訓練項目	訓練名	訓練内容
個別訓練	消防訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防機関の出動</li> <li>・ 隣接町村の応援</li> <li>・ 広域消防による応援</li> <li>・ 避難立ち退き</li> <li>・ 救出活動</li> <li>・ 消火、広報、情報連絡等</li> </ul>
	避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示、伝達、誘導</li> <li>・ 避難住民の掌握、輸送</li> <li>・ 避難所の開設、防疫</li> <li>・ 給水・給食等</li> </ul>
	通信訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火警報等の伝達</li> <li>・ 各種情報の連絡</li> <li>・ 通信施設の点検等</li> </ul>
	降灰調査実動訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降灰採取</li> <li>・ 降灰の移送</li> <li>・ ヘリコプター画像伝送</li> </ul>
図上訓練	図上訓練	噴火を想定した個別及び総合的図上訓練
総合訓練	総合訓練	噴火を想定した総合的防災実動訓練

### 第3節 火山災害による被害の軽減

#### 1. 火山噴火災害警戒区域の設定

アトサヌプリで注意すべき火山災害は、噴石、降下火砕物、火砕流・火砕サージ、火山泥流及び溶岩ドーム形成等による山体崩壊等が考えられる。

各町は協議会において調整を図り、噴火シナリオに基づき、予想される災害や災害発生予想地域を把握して警戒区域を設定し、住民等の生命、財産等を保護することに万全を期するものとする。

#### 2. 監視観測体制の整備及び情報の共有化

##### (1) 観測・監視体制

###### ア 観測・監視の実施

気象庁及び関係機関は、地震計による地震活動の観測など、アトサヌプリの観測・監視を行う。また、山体の変形をいち早く正確に把握するため、傾斜計、GNSS等による観測を行う。さらに、噴気孔の状況、温度などを把握するための現地調査を行う。

###### イ 緊急時の対応

###### (ア) 気象庁

火山性地震の多発など火山活動に変化が認められた場合には、火山機動観測班による現地調査を行い、適切に火山の状況に関する解説情報や噴火警報等を発表する。

###### (イ) 関係機関

火山性地震の多発など火山活動に変化が認められた場合には、必要な情報を気象庁(札幌管区气象台)に情報提供を行う。

##### (2) 火山観測施設

アトサヌプリの火山観測施設の現況は、次のとおりであるが、関係機関が連携して、今後ともより一層の整備充実、強化を図り、万全を期するものとする。

###### ア アトサヌプリ近傍の火山観測施設

No.	観測機器	観測点名 (設置機関)	設置場所等
1	地震計	仁伏 (北大)	仁伏
2	地震計	川湯 (気象庁)	旧川湯駅前小学校
3	地震計	ドーム北 (気象庁)	硫黄山溶岩ドーム
4	地震計	マクワンチサップ北 (気象庁)	マクワンチサップとサワンチサップの中間付近
5	地震計	ドーム南東2 (気象庁)	硫黄山南東 (旧登山道入口付近)
6	傾斜計	川湯 (気象庁)	旧川湯駅前小学校
7	傾斜計	ドーム南東 (気象庁)	硫黄山南東 (旧登山道入口付近)
8	GNSS	S 屈斜路 (国土地理院)	硫黄山レストハウス付近
9	GNSS	美留和西 (気象庁)	美留和西
10	GNSS	仁伏温泉 (気象庁)	林業多目的センター
11	空振計	川湯 (気象庁)	旧川湯駅前小学校
12	空振計	ドーム南東 (気象庁)	硫黄山南東 (旧登山道入口付近)
13	監視カメラ (可視)	北東山麓 (気象庁)	川湯 (東14号道沿い)
14	監視カメラ (可視・熱映像)	硫黄山駐車場北 (気象庁)	硫黄山駐車場の北側森林内
15	監視カメラ (可視)	屈斜路湖南 (気象庁)	屈斜路研修センターの南西 400m

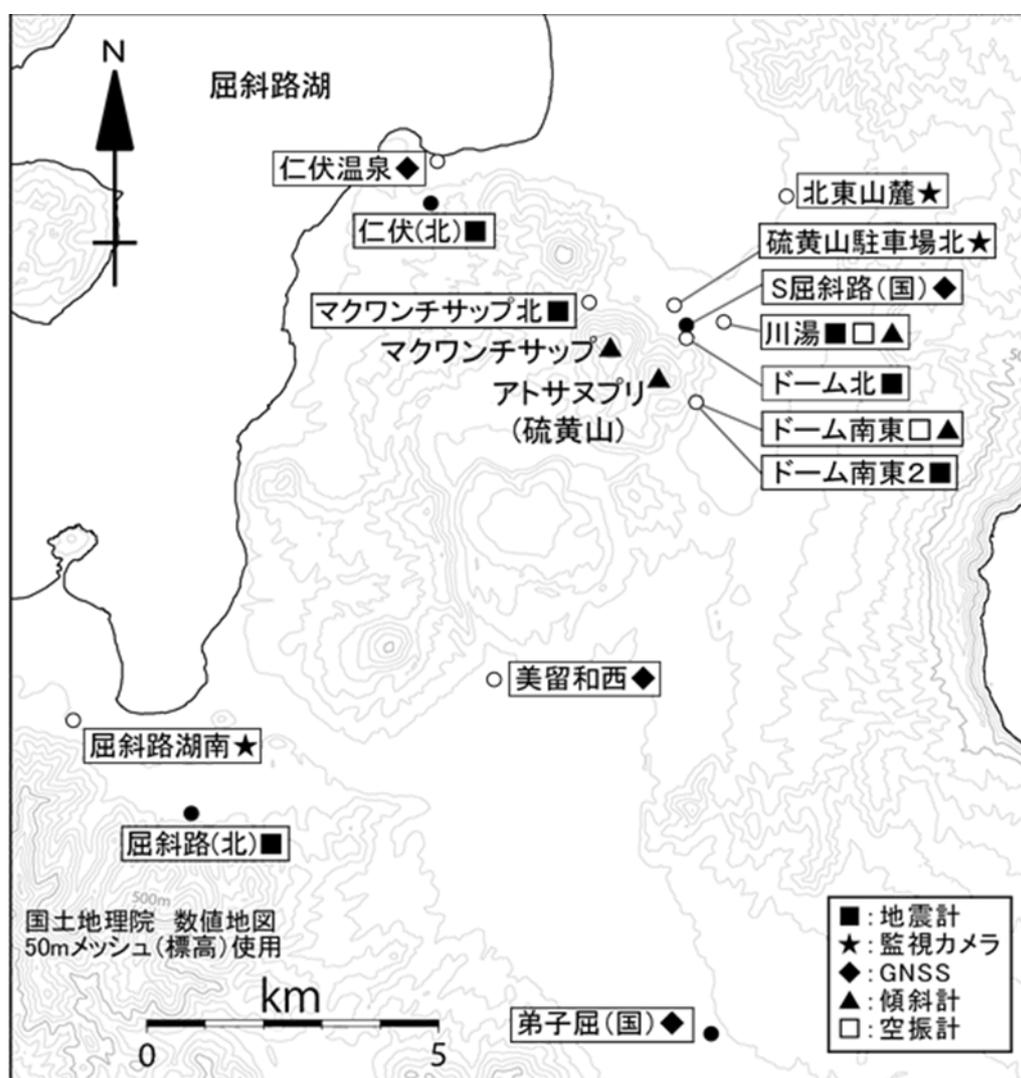
イ アトサヌプリ近傍の震度観測施設

No.	観測機器	観測点名 (設置機関)	設置場所等
1	強震計(K-NE T)	弟子屈町弟子屈 (防災科学技術研究所)	摩周観光文化センター付近
2	強震計(K-NE T)	弟子屈町サワンチサップ(防災科学技術研究所)	仁伏オートキャンプ場付近

ウ 関係する主な気象官署

No.	機関・部署名	所在地	連絡先
1	札幌管区気象台気象防災部 地域火山監視・警報センター	札幌市中央区北2西18-2	011-611-2421
2	釧路地方気象台	釧路市幸町10-3 合同庁舎9F	0154-31-5146
3	網走地方気象台	網走市台町2丁目1-6	0152-43-4349

図「アトサヌプリ観測点配置図」



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は他機関の観測点位置を示しています。  
(国): 国土地理院、(北): 北海道大学

表 アトサヌプリ 観測点一覧 (気象庁設置分、緯度・経度は世界測地系)

記号	測器種類	地点名	位置				観測開始日	備考
			北緯 (度分)	東経 (度分)	標高 (m)	設置高 (m)		
■	地震計	ドーム北	43 36.97	144 26.62	219	0	2008年11月21日	
		川湯	43 37.08	144 27.41	158	-97	2022年12月2日	
		マクワンチサップ北	43 37.31	144 25.38	221	-3	2016年12月1日	広帯域
		ドーム南東2	43 36.38	144 26.70	244	-1	2022年10月1日	
□	空振計	川湯	43 37.08	144 27.41	158	3	2022年12月2日	
		ドーム南東	43 36.37	144 26.75	210	3	2018年3月1日	
★	監視 カメラ	北東山麓	43 38.21	144 27.95	153	6	2010年4月1日	
		硫黄山駐車場北	43 37.28	144 26.47	165	3	2016年12月1日	可視、熱映像
		屈斜路湖南	43 33.40	144 18.80	148	5	2019年11月1日	
◆	GNSS	美留和西	43 33.77	144 24.16	137	4	2010年10月1日	
		仁伏温泉	43 38.62	144 23.44	127	5	2018年3月1日	
▲	傾斜計	川湯	43 37.08	144 27.41	158	-97	2022年12月2日	
		ドーム南東	43 36.37	144 26.75	210	-15	2016年12月1日	

## 第3章 火山情報

## 第1節 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。「火山現象警報」は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び災害対策基本法第55条の規定により町長に通知する。

### 1. 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表するものであり、平成19年12月に気象業務法が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。

アトサヌプリにおいては、平成28年2月に噴火警戒レベルの運用についてアトサヌプリ火山防災協議会において合意し、同年3月23日から運用開始となった。

### 2. 火山現象に関する警報、予報、情報等の種類は、次のとおりである。

#### (1) 噴火警報・予報の種類

種類	概要
噴火警報 (居住地域) 及び 噴火警報 (火口周辺)	札幌管区気象台が、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんど無い火山現象)の発生が予想される場合や、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は、噴火警報(居住地域)、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。 「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火予報	札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは、火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

#### (2) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表される。

ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※1)

ウ その他、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合(※1) 噴火の規模が確認出来ない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

#### (3) 火山の状況に関する解説情報(臨時)

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

#### (4) 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、火山活動の状況及び必要に応じて防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(5) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

(ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により住民等の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。

(イ) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

(ア) 噴火が発生した火山（※2）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

(イ) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(※2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

(ア) 噴火が発生した火山（※3）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火後20～30分程度で発表する。

(イ) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

(※3) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

エ 降灰量階級ととるべき行動等

区分	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1 mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	【外出を控える】 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目、鼻、のど、呼吸器などの異常を訴える人が出始める。	【運転を控える】 降ってくる火山灰や積もった火山灰を巻き上げて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	電柱の碍子（がいし）への火山灰付着による停電発生や上下水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。

やや多量	0.1mm ～1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	【マスク等で防護】 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	【徐行運転する】 短時間で強く降る場合は、視界不良の恐れがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある。	農作物が収穫できなくなったり(※)、鉄道のポイント故障等により運転を見合わせたりするおそれがある。
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	【窓を閉める】 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。	【フロントガラスの除灰】 火山灰がフロントガラスに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可(※)

(※) 富士山ハザードマップ検討委員会 (2004年) による想定

(6) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

(7) 火山現象に関する情報等

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を、噴火後直ちにお知らせするために発表する。

## 第2節 災害情報の収集・報告

### 1. 異常現象の通報

#### (1) 発見者の通報

アトサヌプリ等の火山活動に異常現象を発見した者は、遅滞なくその状況を電話等の迅速・確実な方法により各町長、又は最寄りの警察署、消防署に通報するものとする。

#### (2) 警察署・消防署の通報

発見者から警察署・消防署に通報があった場合には、その旨を速やかに各町長に通報するものとする。

#### (3) 町長の通報

異常現象の通報を受けた各町長は、直ちに情報を確認し、釧路地方気象台又は網走地方気象台及び関係機関に迅速・確実な方法で通報するものとする。

### 2. 火山現象警報及び火山現象予報の伝達

【別図 噴火警報伝達系統図】

噴火警報伝達時の連絡先一覧（関係者限定配布）

### 3. 災害情報通信

噴火時の情報伝達は、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととする。

なお、道、各町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に情報交換することとする。

### 4. 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して災害広報を行う。

### 5. 情報の伝達

#### (1) 火山活動の情報の伝達

各町は、必要に応じて、住民や登山客を含む観光客に対して、消防のスピーカ、緊急速報メールの他、登録制LINE等により、避難情報の状況の伝達を行う。今後も、多言語による情報の伝達について検討する。

#### (2) 避難情報の発令

各町は、住民や登山客を含む観光客に対して、消防のスピーカ、緊急速報メールの他、登録制LINE等により、避難情報の伝達を行う。今後も、多言語による情報の伝達について検討する。

別紙第3「アトサヌプリ（硫黄山）の噴火・避難に係るフレーズ」

#### (3) 避難情報の伝達

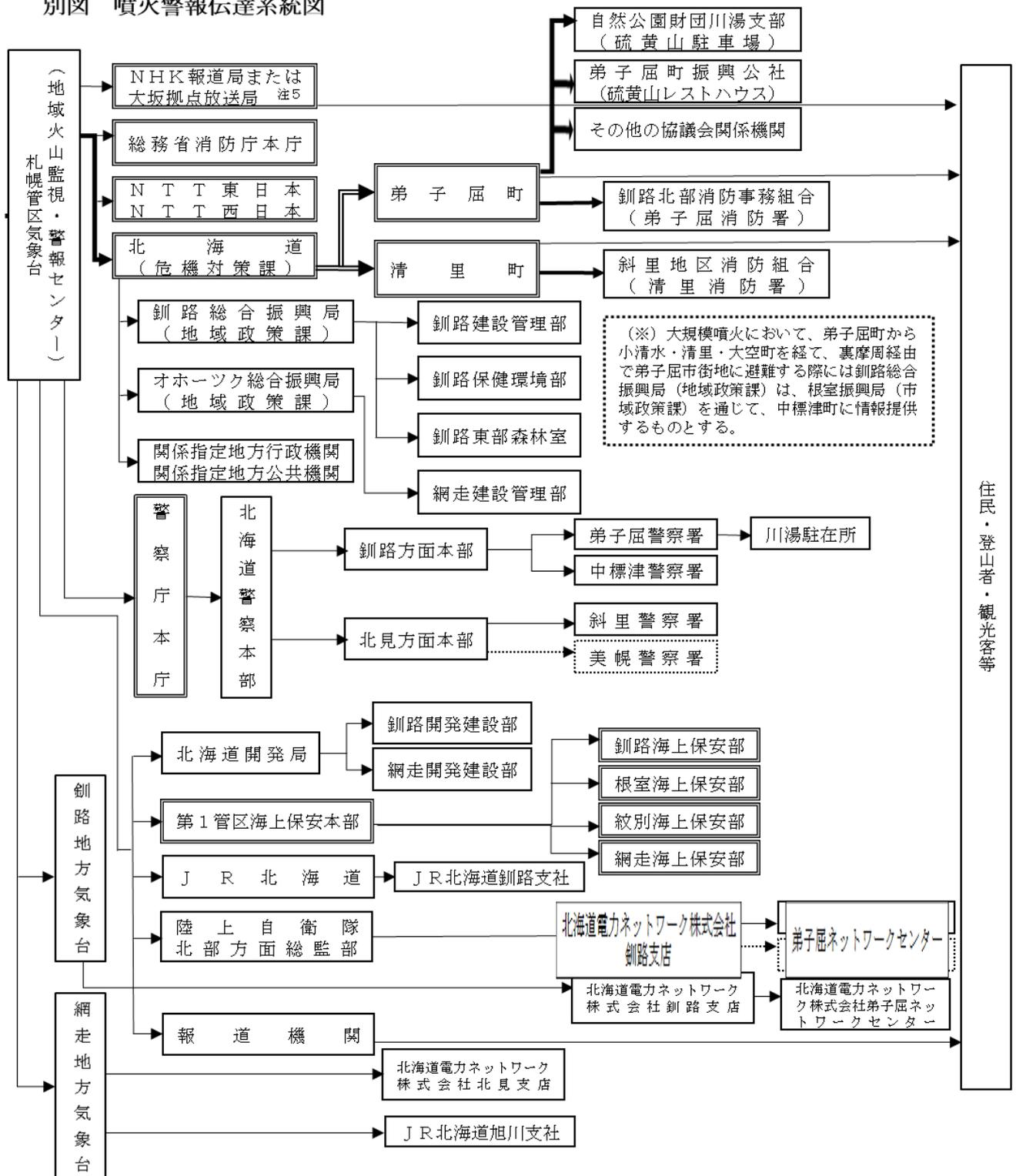
大規模噴火において、避難勧告等の対象地域から小清水・清里・大空町を経て、裏摩周経由で弟子屈市街地へ避難する際には、釧路総合振興局（地域政策課）は、根室振興局（地域政策課）を通じて、中標津町に情報提供するものとする。

#### (4) 噴火警報等の伝達

噴火速報、噴火警報・予報、及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたときは、防災関係機関と連携して、住民・登山者・観光客等にあらゆる伝達手段を用いて適宜に情報を伝達・周知する。

また、情報伝達及関係機関の具体的な行動については別に定める。  
別紙第4「火山情報伝達文及び避難情報文（一例）」

別図 噴火警報伝達系統図



- 注
1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
  2. 太線は、「噴火警報」、「噴火速報」および「火山の状況に関する開設情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法（以下「特措法」という。）第12条によって、通報もしくは伝達の措置が義務付けられている伝達経路
  3. 二重線は、上記の特措法の規定に加えて、気象業務法第15条の二によって特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
  4. あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合、気象台は該当する地方放送局へ通知する。

## 第4章「噴火シナリオと防災対応」

付録第1「噴火シナリオと防災対応」による。



## 第 5 章 噴火対策計画

## 第1節 防災体制

### 1. 情報所の設置

弟子屈町は、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）であっても、火口内及びその周辺で火山性地震の大幅な増加や噴気の量の増加などの異常な現象が発生し、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合には、災害情報の収集、関係機関との連携を行うために、町（総務課）に情報所を設置する。

### 2. 災害警戒本部の設置

弟子屈町は、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表され、硫黄山レストハウスの閉鎖、アトサヌプリ周辺の林道及びつつじヶ原自然探勝路等の通行規制の必要がある場合、災害情報の収集、避難準備情報の指示、関係機関との連携等を行うために、災害警戒本部を設置する。

### 3. 災害対策本部の設置

弟子屈町は、噴火警戒レベル3（入山規制）以上が発表され、火山活動による被害の発生が予想される時は、災害情報、噴火活動及び対策状況に応じて、町の地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。

配備の体制・任務、招集条件及び招集範囲等については、弟子屈町地域防災計画による。

また、清里町は、大規模噴火（マグマ噴火）時の噴火警戒レベル5が発表され、被害が予想される場合には、必要に応じて災害対策本部を設置する。

### 4. 災害対策現地合同本部

#### （1）災害対策現地合同本部

北海道は、火山噴火災害が発生し、被災者の救出・救助等の応急対策を迅速かつ適切に実施する必要がある場合、防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うため、災害対策現地合同本部を設置する。

#### （2）非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部

国は、各機関の調整を現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合は、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置する。

#### （3）現地合同本部

弟子屈町は、応急対策を実施するにあたって関係機関への要請や調整が必要な場合、釧路総合振興局と現地合同本部の設置について協議する。

北海道の災害対策現地合同本部、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置が決定された場合、設置場所の提供等の準備に協力する。

設置後は、連絡員を派遣し各機関との連絡調整にあたる。

### 5. 災害対策の決定

災害対策の決定は、災害対策本部において、各町長の判断により決定することを原則とするが、アトサヌプリ火山防災協議会の委員の意見や学識経験者からの助言を受けて、対策を講ずるものとする。

## 第2節 避難対策

付録第2「避難計画」による。

## 第3節 広報対策

### 1. 避難者への広報

各町は、次の手段を用いて住民等へ避難広報を行う。広報にあたっては、警察、消防、消防団にも協力を要請する。

### 2. 避難後の広報

#### (1) 広報紙の作成

各町は、噴火活動の状況、避難区域、生活支援対策等を掲載した災害広報紙を作成し、避難所等、公共施設、住民へ配布する。

#### (2) 避難所等における広報

各町は、避難所等に掲示板を設置し、避難者への情報を掲示する。また、避難所等の自治組織等を通じて、災害広報紙やチラシ等を配布する。特に、高齢者、障害者等に確実に情報が伝わるようにする。

#### (3) 各町は、ホームページに「噴火に関する欄」を作成し、避難者や災害対策の情報を掲載する。

#### (4) 説明会の開催

各町や関係機関は、各種対策の手続き等に関する説明会を避難所等において開催する。また、噴火活動の状況や今後の予想などについて、避難者及び一般住民を対象に気象台等火山専門家による説明会を開催する。

### 3. 報道機関への対応

#### (1) 記者発表

北海道及び関係機関は、災害現地本部等において噴火活動の状況、応急対策の実施状況等について共同で記者会見を行う。

#### (2) 広報要請

各町は、報道機関にテレビ、ラジオ、新聞等による住民への広報を要請する。

現地合同本部が設置された場合は、北海道が主体的に行う。

#### (3) 取材活動に関する要請

各町は、報道機関に対し、避難区域等への立入禁止措置を徹底するように要請する。避難所等における取材は、避難所等自治組織の許可を得て、避難者に配慮した取材を行う。

### 4. 情報窓口の設置

各町は、報道機関への対応や住民、避難者、避難者関係者からの問合せに対応するため、情報専用窓口を設置する。

ただし、避難者の所在等の問合せや避難者名簿の提供等は、プライバシーに配慮するため、取扱いに留意する。

【関係法令】災害対策基本法第86条の15（安否情報の提供等）

### 5. 外国人への広報

各町は、言語・生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ的確に行動が取れるよう、次のような条件、環境作りに努めるとともに、外国人の住民登録時など様々な機会を捉えて防災対策等についての周知を図る。

#### (1) 多言語による広報の充実

#### (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

- (3) 英語通訳が可能な職員の確保及び教育委員会から臨時英語講師通訳の支接受け
- (4) 避難所開設運営要員に対し、翻訳ソフトの取扱要領についての習熟

## 第4節 交通対策

### 1. 交通統制

#### (1) 避難時の交通統制

各町は、避難を決定した場合、道路管理者、警察に連絡し、交通統制を要請する。

警察署は、避難経路となる国道、道道、町道の主要箇所に検問所を設置し、避難区域内への車両の通行の禁止又は制限及び指示等を行う。

【関係法令】災害対策基本法第76条（災害時における交通の規制）

#### (2) 噴火時の交通規制

道路管理者及び警察署は、避難区域及び降灰等により通行が困難な道路に交通規制を実施する。

交通規制を実施した場合は、交通規制区間、迂回路等について、ホームページ、緊急速報メール及び報道機関等を通じて周知を行う。

### 2. 交通輸送対策

#### (1) 交通機関

JR北海道釧路支社、民間バス会社は、避難区域が設定された場合は、区域内の列車、バスの運行を停止する。

#### (2) 避難者対策

各町は、避難者の通学、通勤、買い物等の必要がある場合は、民間バス会社等の協力を得て、臨時バスを運行する。

#### (3) 突発噴火への対応

アトサヌプリが突発的に噴火して、JRが運行中に緊急停車した場合は、最も安全な駅に移動することを原則とし、当該駅を下車以降の旅客の移動の手配は、JRが行うものとするものの、民間バスの協力を得る他、直近の自治体は、公用車（バス、乗用車等）による輸送協力を努めるものとする。

### 3. 通行車両の確認

#### (1) 緊急通行車両の確認

北海道公安委員会が、災害対策基本法に基づく交通規制を実施した場合、知事又は北海道公安委員会は、災害応急対策に必要な車両の確認を行い、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。

各町及び関係機関は、応急対策で使用する車両について、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を車両に表示する。

【関係法令】災害対策基本法施行令第32条・33条（災害時における交通の規制の手続等）

#### (2) 避難者等の車両

北海道公安委員会が、通行禁止又は制限を実施する場合において、日常の生活に欠くことのできない車両等で、公益上または社会生活上通行することがやむを得ないと認められる車両については、緊急車両の通行に支障を及ぼさない限り「規制除外車両確認証明書」及び「標章」を交付する。

各町は、一時帰宅等を実施する場合、対象となる避難者に「規制除外車両確認証明書」及び「標章」の受付及び交付を行う。

### 4. ヘリコプターの活用

各町は、火山の監視や傷病者等の緊急輸送のために、関係機関にヘリコプターの出動を要請

するとともに、臨時ヘリポートを開設する。

開設にあたっては、北海道、警察、消防及び自衛隊等と開設場所等について協議し、除雪や必要な設備等を準備する。

■ヘリコプター着陸可能地（弟子屈町）（【凡例】◎防災ヘリ等、○ドクターヘリ限定）

区分	施設名	住所	著名地点からの方向及び距離	広さ(m)	施設管理者	電話番号
◎	摩周観光文化センター ・屋外イベントホール ・ソフトボール場 ・第2駐車場	摩周 3-3-1	役場から北へ3 km	100×100	町長 (文化センター)	482-1811
◎	川湯小学校グラウンド	川湯温泉 4-15-10	川湯支所から東へ200m	80×60	校長 教育委員会	483-2041 482-2945
◎	川湯中学校グラウンド	川湯温泉 7-3-11	国道 391 号線と町道 68 線との交点から東へ200m	120×100	校長 教育委員会	483-2337 482-2945
◎	硫黄山レストハウス 駐車場	町 (硫黄山ふもと)	硫黄山北側	65×95	自然公園財団 硫黄山レストハウス	483-2567 483-3511
○	摩周厚生病院	泉 2-3-1	下銚別橋南側	—	病院長	482-2241
○	和琴小学校グラウンド (夏季のみ指定)	字屈斜路 260	国道 243 沿い	—	校長 教育委員会	483-2061 482-2948
○	屈斜路研修センター (冬季のみ指定)	字屈斜路 222-5	国道 243 沿い	—	町長 (農林課)	484-2832
○	釧路建設管理部 弟子屈出張所 (冬季のみ指定)	桜丘 3-4-10	道道 53 号 (桜橋から南へ400m)	—	釧路建設管理部 弟子屈出張所長	482-2174
◎	弟子屈消防署 ヘリポート	美里 3 丁目 8-1	旧消防署から西へ1 km	25×25	弟子屈 消防署	482-2073

※) 摩周厚生病院のヘリポートは、自衛隊の多目的ヘリのみ緊急時に限定して離発着が可能

■ヘリコプター着陸可能地（清里町）（【凡例】◎防災ヘリ等、○ドクターヘリ等）

区分	施設名	住所	著名地点からの方向及び距離	広さ(m)	施設管理者	電話番号
◎	生涯学習総合センター駐車場	羽衣町 35 番地	生涯学習総合センター横	150×40	教育委員会	0152-25-2005
○	モトエカ広場	羽衣町 36 番地	生涯学習総合センター横	125×115	教育委員会	0152-25-2005
○	旧新栄小学校グラウンド	字上斜里 1393 番地	国道 334 号線沿い	90×40	清里町 (総務課)	0152-25-2131
○	旧江南小学校グラウンド	字江南 370 番地	江南総合研修センターより東に500m	90×60	清里町 (総務課)	0152-25-2131
○	旧光岳小学校グラウンド	字神威 1056 番地	道の駅バスランドより北東に300m	150×60	清里町 (総務課)	0152-25-2131
○	札弦センター駐車場	札弦町 25 番地	札弦センター横	65×30	清里町 (総務課)	0152-26-2267
○	旧緑町小学校グラウンド	緑町 15 番地	JR 緑駅より北に650m	100×60	清里町 (総務課)	0152-25-2131
◎	町民グラウンド	羽衣町 32 番地	清里小学校道路向かい	140×120	教育委員会	0152-25-2005
○	緑ヶ丘公園	字向陽 194 番地	清里町役場から北東に550m	60×55	清里町 (総務課)	0152-25-2131
○	きよ〜る駐車場	羽衣町 61 番地	焼酎醸造所横	50×50	清里町 (企画政策課)	0152-25-2131
○	町民会館駐車場	羽衣町 14 番地	町民会館横	75×30	清里町 (総務課)	0152-25-2131
○	清里中学校グラウンド	羽衣町 58 番地	焼酎醸造所から南へ200m	150×100	教育委員会	0152-25-2005

## 第5節 除雪対策

### 1. 道路の除雪

各町は、避難経路に指定した道路の除雪を道路管理者に要請する。なお、火山活動の状況によっては、緊急的に避難を要する場合があるため、異常現象が発生し避難準備をとる段階から避難経路となる道路は除雪を行うようにする。

### 2. 避難所等の除雪

各町は、避難所等入口、駐車スペース及び周辺道路の除雪を行い、車両等の通行を確保する。除雪計画は別に定める。

## 第6節 出動・応援要請

### 1. 消防及び警察署への出動要請

弟子屈町は、噴火警戒レベル3（入山規制）、同レベル4（高齢者等避難）又は同レベル5（避難）が発表され、必要がある場合、釧路北部消防事務組合消防本部及び弟子屈警察署に出動を要請する。

【関係法令】災害対策基本法第58条（市町村長の出動命令等）

### 2. 住民組織への要請

各町は、避難活動や避難所等運営において、住民組織に協力を要請する。

### 3. 自衛隊への災害派遣要請

#### (1) 派遣要請

各町長は、避難、捜索・救出及び民生支援等の実施にあたって、自衛隊の応援が必要な場合は、知事（釧路総合振興局長又はオホーツク総合振興局長）に災害派遣の要請を要求する。

また、緊急避難、人命救助が切迫し、知事（釧路総合振興局長又はオホーツク総合振興局長）に要請するいとまが無いとき、又は通信の途絶により知事（釧路総合振興局長又はオホーツク総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能な場合等は、直接指定部隊等の長に通知することが出来る。

【関係法令】災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）

自衛隊法第83条（災害派遣）

#### ■災害派遣要請ができる近傍の指定部隊長

No.	部隊長名	連絡先	部署名
1	第27普通科連隊長兼釧路駐屯地司令	0154-40-2011	第3科警備幹部
2	第6普通科連隊長兼美幌駐屯地司令	0152-73-2144	第3科警備幹部
3	第5旅団長	0155-48-5121	第3部防衛班

#### (2) 派遣部隊との連絡

各町の災害対策本部は、派遣部隊からの連絡員の派遣を要請する。また、応援を求める対策や方法等について、関係機関とともに派遣部隊の責任者と調整を行う。

#### (3) 撤収要請

各町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、知事（釧路総合振興局長又はオホーツク総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議の上、撤収要請を行う。

### 4. 消防の広域応援要請

各町長は、北部消防事務組合と連携して、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、道内他市町村等の長又は消防機関に対し、広域応援要請を求める。

知事は、災害の状況に応じて、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、消防応援現地調整本部を設置する。

消防応援現地調整本部が設置される場合は、設置場所の提供等に協力する。

### 5. 市町村、北海道等への要請

#### (1) 市町村、北海道等への応援要請

各町長は、避難者の収容及び応急対策等、町での対応が困難な場合は、以下の協定等に基づき、北海道や他の市町村に応援を要請する。

【関係法令】災害対策基本法第 67 条（他の市町村等に対する応援の要請）

災害対策基本法第 68 条（都道府県知事に対する応援の要求等）

(2) 職員の派遣要請

各町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、近傍の市町村長、知事又は指定地方行政機関の長に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

また、知事（釧路総合振興局長又はオホーツク総合振興局長）に対して、市町村、北海道又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

【関係法令】災害対策基本法第 29 条（職員の派遣の要請）

地方自治法第 252 条の 17（職員の派遣）

災害対策基本法第 30 条（職員の派遣の斡旋）

## 第7節 搜索・救出

### 1. 行方不明者の搜索

各町は、噴火が発生した場合、避難者名簿、避難完了の確認情報及び住民その他の情報から、行方不明者を把握する。

また、関係機関から応急対策従事者の行方不明者を把握する。

### 2. 搜索・救出

各町は、行方不明者が発生した場合、行方不明者の情報を知事（釧路総合振興局長又はオホーツク総合振興局長）に報告するとともに、北海道、警察署、消防及び自衛隊に搜索・救出活動を要請する。

搜索・救出を実施する各機関は、気象台等火山専門家からの噴火状況等の助言を受け、安全が確認された区域から搜索・救出活動を実施する。

## 第8節 応急医療救護

### 1. 応急医療活動

(1) 噴火によって火傷等の負傷者が多数発生した場合は、各町は、北海道に応急医療体制をとることを要請し、トリアージポスト（救護所）を設置する。消防署には救急車の出動を要請する。

北海道は、後方医療体制を確立して支援をするとともに、負傷者に対する応急処置及び後方医療機関への搬送の要否及び移送順位の決定を行うため、救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を関係機関に要請する。

災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、DMATを派遣し、医療救護活動を行う。また、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

(2) トリアージポスト（救護所）での活動

トリアージポストでは、(1)により、派遣のあった救護班、DMAT等による応急手当と負傷の程度に応じた搬送先医療機関の選定を行う。各町は、トリアージポストで負傷者の身元等の情報を収集する。

(3) 後方医療機関への収容

負傷者に対する応急手当と負傷の程度の判定（トリアージ）後、重症者及び中症者等は、救急車、ヘリコプターで後方医療機関に搬送する。

#### ■基幹災害医療センター（全道域）

病・医院名	住 所	電話番号
札幌医科大学医学部附属病院	札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111

#### ■釧路管内の災害拠点病院

病・医院名	住 所	電話番号
釧路市立総合病院	釧路市春湖台1番12号	0154-41-6121

#### ■オホーツク管内の災害拠点病院

病・医院名	住 所	電話番号
北見赤十字病院	北見市北6条東2丁目	0157-24-3115
J A北海道厚生連網走厚生病院	網走市北6条西1丁目9番地	0152-43-3157

#### ■町内医療機関

各町の地域防災計画による。

### 2. 避難所等での医療活動

(1) 救護班の編成

各町は、医師会、歯科医師会に救護班の編成を要請する。

北海道は、保健医療救護センターを設置し、道立精神保健福祉センター、一般社団法人北海道医師会、一般社団法人北海道歯科医師会、一般社団法人北海道薬剤師会、災害拠点病院、日本赤十字社北海道支部等と調整し救護班を編成するなど保健医療対策を実施する。

なお、救護班の編成にあたっては、災害による急性ストレス反応やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対応するため、精神科医や臨床心理技術者等による災害派遣精神医療チーム（DPAT）も編成するよう要請する。

(2) 救護所の設置

各町は、避難所等に救護所を設置する。

(3) 医薬品・医療用資器材の確保

各町は、避難所等での医療に使用する医薬品を医薬品業者から確保する。確保が困難な場合は北海道に要請する。

(4) 避難所等医療活動

救護班は、救護所等を巡回し避難者への医療活動を行う。各町は、各避難所等における診療日時、診療時間等を避難者に広報する。

また、保健師等による医療救護所活動の調整を行う。

3. 保健医療活動

(1) 保健医療活動

各町及び北海道は、避難者の健康管理や医療活動等との支援を行うため、保健師等を避難所等に派遣する。

(2) 医療活動の特別措置

各町は、保健師等による傷病者の把握をもとに、継続的な投薬や診療が受けられるような措置を北海道に要請する。

## 第9節 避難所運営

### 1. 避難者の把握

#### (1) 避難所での把握

各町は、避難所で避難者に「避難者登録カード」を記入してもらい、避難者名簿を作成する。

#### (2) 親戚・知人宅等の避難者の把握

親戚・知人等へ避難した避難者の把握は、避難者自ら所在を町災害対策本部に連絡することにより把握する。

各町は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、避難者から災害対策本部に連絡するよう広報する。

#### (3) 避難者動向の把握

各町は、避難者の入所、退所や連絡先の変更等を把握し、避難者名簿を改訂する。避難者名簿は、プライバシー保護のため、行政での使用に限定する等、取扱いに注意する。

避難所では、日常の通勤、通学、外出等の出入りも記録し、避難者の所在を把握する。

#### (4) 被災者台帳の作成

各町は、被災者への支援を漏れなく行うため、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全町的に共有を図る。

【関係法令】災害対策基本法第90条の3（被災者台帳の作成）

#### (5) 安否情報の提供等

各町は、被災者の安否情報について家族及び親戚等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された住民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、または備えるため、必要な限度で当該情報を利用するとともに、必要に応じて関係自治体及び警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

【関係法令】災害対策基本法第86条の15（安否情報の提供等）

### 2. 避難所の運営体制

#### (1) 自治組織の設置

避難所の運営は、避難者（住民組織）による自治により行うものとする。

各町は、自治会等の既存の住民組織を用いて、自治会長や各担当リーダーの選任、避難所ルールの作成、運営会議の開催等、自治組織結成に必要な支援を行う。

自治組織は男女で構成し、物資の配布方法、避難所内のスペース配置等に男女双方の視点を入れる。ボランティア団体、報道機関等との細部の交渉は、自治組織が行う。

#### (2) 自治組織との調整

各町は、避難所に事務所を開設し、職員を派遣する。避難所派遣職員は、自治組織からの要望や相談事項、災害対策本部からの連絡、広報、施設管理者との調整等を行う。また、避難者の動向を把握し、避難所日誌を作成して災害対策本部に報告する。

## ■避難所運営時の役割分担

各町 (避難所職員)	○災害対策本部との連絡 ○避難所日誌の作成 ○運営に関する相談	○避難者への広報 ○施設管理者との調整
自治組織	○リーダーの選任 ○生活ルール of 決定 ○食料・物資の配布 ○避難者への情報伝達	○運営方針の決定 ○避難世帯調査票の記入 ○清掃 ○避難者要望のとりまとめ
ボランティア	○生活支援	

### 3. 避難環境の整備

#### (1) 避難所内スペースの確保

各町は、避難所となる施設の管理者、自治組織と協力し、女性へ配慮した避難所内の利用スペース（就寝場所、更衣室、授乳室、洗濯物干し場）を確保する。

#### (2) 避難所設備の確保

各町は、避難生活に必要な設備を確保するほか、避難所以外での避難者に配慮する。

【関係法令】 災害対策基本法第 86 条の 6（避難所における生活環境の整備等）

【関係法令】 災害対策基本法第 86 条の 7（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

### 4. 要配慮者対策

#### (1) 避難生活での配慮

各町は、避難所に要配慮者専用スペース、間仕切りの設置、口頭による広報など、自治組織、ボランティア等と協力して、要配慮者が一般避難者と同じように避難生活をおくれるような対策を実施する。

また、身体障害者手帳、療育手帳を所有していない避難者に対し、通常の福祉対策が受けられるように関係機関に要請する。

#### (2) 福祉避難所の開設

各町は、重度身体障害者・寝たきり等の避難生活が困難な要配慮者を福祉避難所に收容する。町内の福祉避難所のみでの收容が困難な場合は、北海道、社会福祉協議会へ要請する。

#### (3) 外国人への配慮

各町は、言語・生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ的確に行動が取れるよう、次のような条件、環境作りに努めるとともに、避難所における周知要領を工夫する。

ア 多言語による伝達メモの作成・掲示

イ 便所、洗面所等の共有スペースの多言語表示

ウ 英語通訳が可能な職員の確保及び教育委員会から臨時英語講師通訳の支援受け

エ 避難所開設運営要員に対し、翻訳ソフトの取扱要領についての指導

### 5. 生活支援対策

#### (1) 食料・生活必需品・飲料水の供給

各町は、避難者に食料・生活必需品・飲料水を供給する。詳細は、第 10 節を参照とする。

#### (2) 衛生対策

避難所の生活環境を維持するために、定期的に自治組織による清掃を行う。

#### (3) 健康維持

各町は、避難者の健康のため、避難所に救護所を設置し、医師による診療を行うよう北海道、一般社団法人釧路市医師会、一般社団法人釧路歯科医師会に要請する。

また、保健師等による保健医療活動を行う。詳細は第8節を参照とする。

#### (4) 入浴支援

各町は、入浴施設や温泉等を避難者の入浴施設として確保し、避難所からバスを運行して入浴できるような対策を行う。

#### (5) 避難者支援窓口の設置

各町は、避難所に避難者支援窓口を設置し、職員、関係機関の要員を派遣し、仮設住宅等各種申し込み受付事務や相談に対応する。

### 6. 感染症対策

各町内又は町内近傍において感染者対策が発生した場合は、以下について特に配慮するものとする。

#### (1) 避難所開設場所の検討

ア 努めて、病院に近く、駐車場が広く、かつ感染症対策を考慮した収容可能人数が多い避難所を優先して開設する。

イ 感染者が発生後に大地震・火山噴火が発生した際には、努めて大きく、かつ小部屋を数多く準備できる避難所を開設する。

また、消防署員への感染拡大防止のため、努めて消防署には開設しない。

ウ 学校を開設する場合は、体育館のみ使用することを原則とし、教室を使用する際は、教育委員会（学校）と良く協議して決定する。

#### (2) 避難所受付の備品

避難所受付では、アルコール消毒液、体温計等の感染症対策に必要な物を準備する。

#### (3) その他については、各町の「避難所運営マニュアル」により実施する。

### 7. 長期化への対応

各町は、避難生活が長期化した場合、必要に応じて旅館やホテルの確保、移動の支援を行う。

## 第10節 食料・物資・飲料水の供給

### 1. 食料の供給

#### (1) 需要の把握

各町は、避難者に食料を供給する。食料供給の対象者・内容は、原則として災害救助法によるものとする。各町は、避難所で食料の供給数を把握する。

#### (2) 食料の確保

各町は、弁当、パン等を食品業者に発注する。又は、各町給食センターを拠点として炊出しを行う。これらのいずれも実施できない場合は、自衛隊に炊出しを要請する。食料の配送は、食品業者に要請する。

なお、避難所では食中毒の発生予防等、食品の衛生に配慮する。

#### (3) 炊出し

避難所生活が長期化する場合は、ボランティア等による避難拠点での炊出し、又は自衛隊に炊出し支援を要請して炊出しを行う。各町は、炊出しに必要な食材、調理器具、食器等を関係団体等から確保する。

配膳・撤収・食器等の洗浄は全て各避難所の自治組織が実施する。

### 2. 物資の供給

#### (1) 需要の把握

各町は、生活に必要な必需品等の物資を供給する。供給の対象者は、原則として災害救助法によるものとする。各町は、避難所で物資の供給数を把握する。

#### (2) 物資の把握

各町は、必要な物資を販売業者等に発注する。各町での確保が困難な場合は、日赤北海道支部、北海道に要請する。

#### (3) 救援物資の取扱い

救援物資は、企業及び団体からの救援物資のみを登録制として受け入れ、個人からの救援物資は受け入れないことを原則とする。個人から救援物資提供の申し出があった場合は、北海道（釧路及びオホーツク総合振興局）に申し出るように依頼する。

企業から各町に救援物資の申し出があった場合は、品目・数量等を登録し、必要な場合に供給を要請する。

#### (4) 物資の保管

各町は、救援物資等を管理するため、各町防災備蓄倉庫等での管理を行う。

予備的に、避難所として使用していない他の避難所の体育館等を物資管理センターとして開設する。

### 3. 飲料水の供給

各町は、水道施設が被災したために飲料水が供給できない場合は、断水区域で給水を行う。

#### (1) 水道施設に被害がない場合

消防タンク車によって、上水道水を給水する。

#### (2) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域を直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底し、消防タンク車、給水用資機材により搬送給水する。

#### (3) 水源井を含む水道施設が被災した場合

湧水、表流水を浄水装置により浄水し、消毒薬で滅菌処理して給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。搬送給水は、消防タンク車、トラックによる。

広域断水が長期化すると判断される場合は、飲料水のみならず、給食・生活及び産業用水の確保を図るために、自衛隊に出動を要請する。

この際、自衛隊及び近隣市町村に協力を依頼する場合は、事前に各町の災害対策本部会議において、情報の共有化を図り、関係機関が相互に連携して総合的な対策を講ずるものとする。

## 第11節 小動物対策

### 1. 避難所でのペット対策

ペットの飼育・保護は、所有者の責任にて行うことを原則とする。避難活動（避難準備、避難）時には、避難者自らがペットを預けるように広報する。

避難所内へのペットの同行は禁止する。

### 2. 救護所の開設

各町は、ペットの保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、北海道及び公益社団法人北海道獣医師会にペットの救護及び飼育管理について応援を要請する。各町は、北海道及び公益社団法人北海道獣医師会と連携して、ペットの種類、頭数を把握したうえで、救護所の設置場所、開設日時、施設規模について決定し、救護動物保護センターと救護所動物治療センターの開設を図る。

【参考】災害時における小動物救護マニュアル（(社)北海道獣医師会）

#### ■被災地でのペット対策

- 被災地域の飼主からの受託小動物の飼育管理
- 飼主不明動物の保護及び飼育管理
- 行政が行う規制区域などに残された動物の給餌活動の支援
- 全ての保護管理動物の獣医療活動
- 引き取り手のいない収容動物の新しい飼主探し

## 第12節 家畜対策

### 1. 噴火が予め予測される場合の家畜対策

各町は、各農業協同組合（以下「各農協」という。）と共同して、家畜の事前避難受入先について調整する。

### 2. 家畜の事前避難の猶予が無い場合の家畜対策

住民の避難後、避難対象地域の安全を確保できる場合に限り、希望する農家に対して、家畜の状況把握及び餌やり等のために、一時帰宅等を許可する。

## 第13節 住宅対策

### 1. 仮設住宅の設置

#### (1) 仮設住宅の設置

各町及び北海道は、災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅を設置する。

各町は、噴火の影響を受けない安全な区域、かつライフラインや交通等の生活の利便が良い公共用地を選定し、応急仮設住宅の用地を確保する。

北海道は、プレハブメーカー、建設業者等に発注して応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

応急仮設住宅を近接する区域内に50戸以上を設置した場合、集会等に利用できる施設を設置する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、福祉仮設住宅の設置、ストーブの設置、段差の解消等に配慮する。

#### (2) 入居者の選定

各町及び北海道は、応急仮設住宅の入居申し込み説明会を開催し、災害対策本部又は避難所で申し込みを受け付ける。入居者の選定は、要配慮者や勤務先等の条件を考慮する。

#### (3) 入居支援

各町は、要配慮者など自力では入居が困難な者の支援を行う。

### 2. 公営住宅等のあっせん

#### (1) 公営住宅の確保

各町は、公営住宅の空き住宅を避難者用として募集する。また、道内の市町村公営住宅及び道営住宅の空き住宅の情報について北海道を通じて調査し、避難者へあっせんする。

#### (2) 民間賃貸住宅等の確保

各町は、被災者用の住居として公営住宅だけでは不足する場合、民間賃貸住宅等をあっせんする。

#### (3) 住宅への入居

各町は、必要に応じて入居申し込みに関する説明会を避難所等で開催する。入居手続きは、住宅の各管理者が行う。要配慮者など、自力で入居が困難な者に、必要に応じて入居の支援を行う。

## 第14節 教育・保育対策

### 1. 児童・生徒等の確認

各町は、小学校、中学校、幼稚園、保育園（以下「学校等」という。）の児童・生徒等の安否を避難者登録により確認する。

各学校等においても、避難所への訪問を行い、児童・生徒等の状況を把握する。

### 2. 応急教育

#### (1) 教育の場の確保

各町は、避難した児童・生徒等の教育・保育が出来るように施設を確保し、教育・保育活動を再開する。

学校等が避難所となっている場合は、避難所自治組織と調整し、領域を区別して臨時の学校等を開設する。

道立学校は、北海道教育委員会が行うが、各町は、教育の場の確保等について協力する。

#### (2) 教職員の確保

各町は、教育の実施に支障があると判断された場合は、北海道教育委員会に教職員の加配を要請する。

#### (3) 学用品の供給

各町は、災害により学用品を失った児童・生徒等を把握し、必要な学用品を調達して給与する。

#### (4) 転出手続き

各町は、他市町村に避難した児童・生徒等がいるときは、避難先市町村の学校で授業が受けられるように、転出手続きをする。

北海道教育委員会は、避難した児童・生徒等が、避難先に近い学校に円滑に転入学できるように、転入学の弾力的措置を関係市町村教育委員会に要請する。

#### (5) 通学バス支援

各町は、自宅からの通学が困難となった児童・生徒等のために、避難所等から学校まで通学バスを運行する。

#### (6) 学校給食に関する措置

学校長、町教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧の措置を講ずる。

#### (7) 児童・生徒等の健康管理

学校長、北海道教育委員会及び各町教育委員会は、被災児童・生徒等の体と心の健康管理を図るため、釧路及びオホーツク総合振興局の保健環境部などの専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング及び電話相談などを実施する。

### 3. 応急保育

各町は、保育園についても応急教育と同様の措置をとる。必要に応じて避難所及び避難先に近い施設において託児施設を開設し、保育士等による応急保育を実施する。

## 第15節 降灰対策

### 1. 降灰状況の把握

噴火が長期間継続した場合は、各町は、気象台等から上空の風向等の気象情報、降灰の予報等の情報を入手し、健康等への影響、降灰対策、降灰状況などについて住民に広報する。

### 2. 降灰対策

各町は、降灰により通行の支障となった道路の除灰や散水等を行うため、除灰のための車両、散水車、処分地（仮置場）を確保し、除灰対策を実施する。国道、道道の除灰は、各道路管理者に要請する。

ライフライン機関は、降灰状況の調査を行い、可能な限り機能の維持を図る。

住宅地への降灰は、原則として土地所有者（占有者）が除灰を実施するが、降灰状況によっては各町が降灰袋の配布、回収、処理を実施する。

### 3. 農作物等への対策

各町は、農作物等への降灰状況を把握して、北海道に農作物への対策を指導するように要請する。農業従事者へは、農協等を通じて農作物の降灰対策を周知する。

## 第16節 ボランティア対策

### 1. 災害ボランティア活動体制の確立

#### (1) 災害ボランティア活動の要請

各町は、ボランティアの協力の必要がある場合は、各町社会福祉協議会にボランティア活動の支援を要請する。各町社会福祉協議会は、必要に応じて北海道社会福祉協議会に応援を要請してボランティア活動を行う。

#### (2) 災害ボランティアセンター活動本部の設置

各町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター活動本部を設置し災害ボランティア活動の拠点とする。

#### (3) 現地対策本部の設置

各町社会福祉協議会は、必要により活動ボランティア現地対策本部を設置する。各町は、公共施設、備品の提供等の必要な支援を行う。

##### ア 災害ボランティア活動

災害ボランティア現地対策本部では、災害ボランティアの受付、登録を行い、災害ボランティア活動のコーディネートを行う。

##### イ 災害ボランティアとの調整

各町は、災害ボランティア現地対策本部にボランティア活動を要請し、定期的に災害ボランティアコーディネーターと協議・調整を行う。また、可能な限り資器材等の支援を行う。

### 2. 災害ボランティアの受入れ

各町及び社会福祉協議会は、相互に協力し、災害ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、災害ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

各町災害対策本部の災害ボランティア連絡部は、福祉担当部署が行うものとし、受付の際には、団体名・所属・住所・氏名・連絡先・専門分野・滞在期間・装備品等を把握・記録しておくかなければならない。

災害ボランティアの受入れにあたっては、高齢者介護や、外国人との会話力等災害ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するものとする。また、各町は、必要に応じて災害ボランティア活動の拠点を提供するなど、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 3. 災害ボランティアの活動

各町は、災害発生時において必要があると認められる場合には、社会福祉協議会に対し、災害ボランティアセンター活動本部の設置を要請する。

また、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携を図り、災害ボランティア活動が円滑かつ有効に実施されるよう支援に努める。

この際、社会福祉協議会との情報交換を実施して、効率的かつ円滑な災害ボランティア活動の実施に努める。

#### (1) 災害ボランティア連絡部の主な活動内容

ア 奉仕団及び各種ボランティア団体等との連絡調整

イ 奉仕団及び各種ボランティア団体等への情報提供

ウ 災害ボランティアニーズと災害ボランティア活動状況の把握

エ 災害ボランティア活動の申出者に対する情報の提供

- オ 災害ボランティア活動拠点の提供、要員の派遣
  - カ 災害ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達
  - キ 災害ボランティアへの活動要請
  - ク 他市町村への災害ボランティア支援要請
- (2) 奉仕団及び各種ボランティア団体等に依頼する主な活動内容
- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
  - イ 炊出し、その他の災害救助活動
  - ウ 高齢者、障害者等の介護、看護補助
  - エ 清掃及び防疫
  - オ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
  - カ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
  - キ 軽易な医療・救護活動
  - ク 外国語通訳
  - ケ 被災者の心のケア活動
  - コ 被災母子のケア活動
  - サ 被災動物の保護・救助活動
  - シ ボランティア・コーディネート



## 第 6 章 避難解除と復旧・復興

## 第1節 避難解除

### 1. 避難区域の区分

避難は、噴火の状況に従って、一時立ち入りや一時帰宅のために安全性を考慮して避難区域を区分する。避難区域の危険度区分は、気象台等火山専門家の助言を受け町が決定するが、概ね次のとおりとする。

#### ■避難区域の危険度区分

区 分	内 容	<u>立入等規制要領</u>
危険度Ⅰ 区 域	火砕流・ベースサージ、噴石等の危険性のある区域	火山監視・観測上必要と認められる者以外の立入を全面規制する避難地域
危険度Ⅱ 区 域	危険度Ⅰ区域の外側で、火山活動の状況によって被害調査、砂防対策などの一時立入ができる区域	被害調査、砂防対策の一時立ち入りができる区域
危険度Ⅲ 区 域	危険度Ⅰ・Ⅱ区域外で、厳重な安全措置により全面規制解除できる区域	ライフラインの復旧のための立ち入り、住民の一時立入ができる地区
危険度Ⅳ 区 域	上記以外の区域	ライフラインの復旧が終了し、一時帰宅できる地域

### 2. 一時立ち入り

#### (1) 一時立ち入りの決定

各町は、農作物・畜産物の保護等の生計維持、被害調査、土砂災害の予防対策、一時帰宅前のライフライン復旧作業のために必要があると認めた場合は、避難区域の一時立ち入りを行う。

#### (2) 一時立ち入りの方法

一時立ち入りは、住民の申請を審査し対象者を制限して実施する。

住民の移動は各町の用意した車両により、復旧作業員の移動はそれぞれのライフライン機関の車両による。

調査のために立ち入りが必要な場合には、状況により自衛隊に輸送支援を要請する。

### 3. 一時帰宅

#### (1) 一時帰宅

各町は、避難が長期化し火山活動が安定している場合は、避難区域の一時帰宅を実施する。

#### (2) 一時帰宅の対象者

各町は、一時帰宅の希望者を受け付け、帰宅者及び使用する車両の登録を行う。対象者は次のとおり。

#### ■一時帰宅の対象者

- 対象区域に居住する者
- 対象区域にある事業所の従業員
- 住民生活に必要な販売店、サービス業の関係者
- 復旧工事関係者
- その他各町が認めた者

#### (3) 一時帰宅の方法

一時帰宅は、帰宅者の車両にて行う。車両を準備できない帰宅者がある場合は、各町は車両を用意する。

#### 4. 警戒・監視活動

- (1) 各町は、一時立ち入り、一時帰宅を実施する場合は、異常現象監視のため、ヘリコプター、監視カメラ等による噴火状況の監視を気象台等関係機関に要請する。対象区域では、警察、消防による警戒を行い、危険情報がある場合は、警戒中の警察官、消防職員・団員を通じて立ち入り者、帰宅者に伝達する体制をとる。
- (2) 気象台は、火山の活動に変化が認められ、一時立ち入り、一時帰宅した住民に危険が及ぶ可能性があるとは判断した場合には、(1)の伝達体制に従って速やかに連絡を行う。

#### 5. 避難の解除

##### (1) 避難解除の決定

各町は、気象台からの火山現象の警報・予報等、気象台及び関係機関の助言等に基づいて、避難の勧告・指示を解除する。

##### (2) 再避難対策

各町は、避難解除にあたって降雨時の降雨型泥流（土石流）の危険区域等を設定する。設定した区域では、降雨時の河川の監視や避難の体制を確立し、降雨時には町、北海道、消防署・消防団、住民による警戒活動を行う。

## 第2節 被災地の復旧

### 1. 降灰対策

各町は、堆積した火山灰により日常生活に著しい支障が生じる状況にある場合は、北海道と協議し、国（内閣総理大臣）による降灰防除地域の指定を受ける。除灰方法は、北海道等と協議して決定する。

【関係法令】活動火山対策特別措置法第22条（降灰防除事業）

活動火山対策特別措置法第23条（降灰防除地域の指定等）

### 2. ライフラインの復旧

道路管理者、ライフライン機関は、道路、ライフラインの復旧を行う。

### 3. 施設の復旧

各町及び北海道は、2次災害の発生を防止し、被災者の生活や社会経済活動の早期回復を目指し、単なる原型復旧にとどまらず、必要な改良を行うなど、法律に基づいて以下のような災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

#### ■公共施設の災害復旧事業計画

- |                      |
|----------------------|
| 1 公共土木施設災害復旧事業計画     |
| （1）河川                |
| （2）砂防施設              |
| （3）林地荒廃防止設備          |
| （4）地すべり防止施設          |
| （5）急傾斜地崩壊防止施設        |
| （6）道路                |
| （7）下水道               |
| （8）公園                |
| 2 農林水産業施設災害復旧事業計画    |
| 3 都市施設災害復旧事業計画       |
| 4 上下水道災害復旧事業計画       |
| 5 住宅災害復旧事業計画         |
| 6 社会福祉施設災害復旧事業計画     |
| 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画 |
| 8 学校教育施設災害復旧事業計画     |
| 9 社会教育施設災害復旧事業計画     |
| 10 その他の災害復旧事業計画      |

### 4. 激甚災害の指定

各町及び北海道は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

## 第3節 被災者への支援

### 1. 災害義援金

災害義援金の募集及び配分は、北海道災害義援金募集（配分）委員会の計画に基づき実施する。各町では、この決定に基づき、被災者に災害義援金を配分する。

また、各町独自で配分する必要がある場合は、配分委員会を組織して決定する。

### 2. 生活資金貸付

#### (1) 生活福祉資金

北海道社会福祉協議会は、低所得者に対し災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な経費として生活福祉資金の貸付を行う。

#### (2) 災害見舞金等

各町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく条例により、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金の支給及び世帯主が負傷し療養期間が概ね1ヶ月以上で所得が関係法令で定める基準に満たない世帯等に対して、生活建て直しのために災害義援資金の貸付を行う。

【関係法令】災害弔慰金の支給に関する法律第3条（災害弔慰金の支給）

災害弔慰金の支給等に関する法律第8条（災害障害見舞金の支給）

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条（災害援護資金の貸付け）

#### (3) 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅支援機構は、独立行政法人住宅支援機構法等に基づき、災害復興住宅の建設等について必要な資金を貸し付ける。

【関係法令】独立行政法人住宅支援機構法第13条の5（業務の範囲）

### 3. 税制措置

#### (1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付もしくは納入することが出来ないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

#### (2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することが出来ないと認めるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予することができる。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

【関係法令】地方税法第15条（徴収猶予の要件等）

#### (3) 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。  
なお、道税、国税も同様な措置がとられる。

### 4. 生活再建支援

財団法人都道府県会館被災者生活支援基金は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金を支給する。

### 5. 災害公営住宅

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1つ以上に達した場合、滅失した住宅に住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅を整備する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合<ul style="list-style-type: none"><li>・被災地域の滅失戸数が 500 戸以上のとき</li><li>・町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき</li><li>・滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき</li></ul></li><li>○火災による場合<ul style="list-style-type: none"><li>・被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき</li><li>・滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき</li></ul></li></ul> |
|---|

6. 罹災証明書の発行

各町は、被災した事実を証明する罹災証明書を発行する。

【関係法令】 災害対策基本法第 90 条の 2（罹災証明書の交付）

## 第4節 職業・経営への支援

### 1. 就業対策

#### (1) 緊急雇用

国、道及び各町は、災害発生に伴い離職などを余儀なくされた者に対して、臨時応急の就労先が確保できるよう必要な措置を講ずる。

#### (2) 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職などを余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

### 2. 中小企業への支援

#### (1) 資金融資

各町は、北海道等とともに、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

#### (2) 経営相談

北海道及び商工会は、特別相談室の設置、巡回相談を実施し、北海道の融資制度の手続き、相談などを受けつける。

### 3. 農林業への支援

#### (1) 営農指導

北海道は、専門技術員、普及職員、家畜保健衛生所職員等で構成された営農特別班を編成し、農家の巡回、技術指導、営農相談を行う。

#### (2) 資金の融資

北海道は、災害により被害を受けた農家の経営再建や減少した収入の補てんのため、農林業金融公庫の資金が円滑に融通される支援する。

## 第5節 災害復興

### 1. 災害復興方針の検討

各町及び北海道は、被災の状況、火山噴火後の地形、火山災害の危険性等の特性及び住民の意向などを考慮して、復興の基本的方向を定める。

災害復興にあたっては、北海道、各町、関係機関が連携して、復興の方向性を示す「復興方針」を定める。この「復興方針」が検討された場合は、この方針に従うものとする。

### 2. 災害復興計画の策定

各町は、必要に応じ災害復興対策を検討する委員会を設置する。委員会は、有識者、議員、住民代表、行政関係職員等で構成する。各町は、この委員会の意向を踏まえ、復興方針に沿って災害復興計画を策定する。策定にあたっては、住民などの意見を十分聴取し、北海道との調整を図る。

## 第 7 章 別 紙 類

## 別紙第1「用語の定義」

### ■計画書の実語

アトサヌプリ	アトサヌプリ火山の溶岩ドームの1つであるアトサヌプリ（別名「硫黄山」）のことを指す。
アトサヌプリ火山	10個の溶岩ドームからなるこの地域をアトサヌプリ火山と呼ぶ。
協議会	アトサヌプリ火山防災協議会をいう。
コアグループ会議	アトサヌプリ火山防災協議会コアグループ会議をいう。
火山現象、火山活動	平常時から噴火時までには火山で発生する全ての現象をいう。
噴火活動	一般には噴火発生時の現象を示すが、本計画では、異常現象の発生から終息に至るまでの現象をいう。
終息	終息したかどうかの判断は難しいため、本計画では火山噴火予知連絡会の見解を受け、気象庁が「噴火予報（警戒レベル1：活火山であることに留意）」を発表した時をいう。
避難所等	指定緊急避難場所、指定避難所及び一時避難場所をいう。
噴火予知連	火山噴火予知連絡会をいう。
各町	弟子屈町及び清里町をいう。
各町長	弟子屈町長及び清里町長をいう。
住民等	町内に居住する住民及び観光客をいう。

### ■火山用語

火砕流	<p>高温の火山灰、溶岩片などと高温のガスが一団となって高速で山を流れ下る現象。</p> <p>温度は数百度、最大速度は100km/h以上にも達し、その通過域では壊滅的な被害が生じる。</p> <p>火砕流から身を守ることは不可能で、噴火警報等を活用した事前の避難が必要である。</p>
火砕サージ ベースサージ	<p>気体に富んだ高温の流れで、火砕流の周辺部分やマグマ水蒸気噴火に伴って発生することもあり、火山礫や火山灰を主体とする。</p> <p>火砕流に比べて見かけの密度ははるかに小さく、砂嵐のような現象である。</p> <p>しかし、構造物を破壊するほどの威力があり、高温の場合は火災を引き起こすこともある。特に豊富な水が関与し、マグマ水蒸気噴火に伴って発生する火砕サージをベースサージとも呼ぶ。</p>
火山ガス	<p>火山地域では、マグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし死亡事故につながった事例もある。</p>
火山性地震	<p>火山体または火山の周辺に発生する地震。</p> <p>有珠山では噴火の前兆として火山性地震活動が活発化する等、火山性地震の発生状況は、火山活動を監視する上で重要な手がかりとなる。</p>
火山性微動	<p>火山に発生する連続的な振動で、火山活動が活発化した時や火山活動に伴って観測されることが多い。</p> <p>マグマ溜まりや火道内でのマグマの振動、熱水や火山ガスなど流体の移動、噴火に伴う固形物質の噴出等に伴って発生すると考えられている。</p>
火山弾	<p>マグマの破片が半固結のまま火口から放出されるもので、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となる。</p> <p>その形から紡錘型火山弾、パン皮型火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものもある。</p>

軽石流	狭義の火砕流の一種で、軽石塊が多く含まれるもの。 デイサイト質から流紋岩質のものが多く、中ないし大規模な火砕流であることが多い。
岩屑 (がんせつ) なだれ	火山噴火や地震動などが引き金となって山体斜面が大規模に崩壊し、急速に滑り落ちる現象をいう。
空振	爆発的噴火によって発生する空気の疎密を伝える波のことで、窓ガラスなどを破壊することがある。
降下火砕物 (火山灰・火山礫)	火口から高く噴き上げられ降下した火砕物をいう。 火砕物は上層風に流されて火口の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。 直径 2mm 未満のものを火山灰と言う。火山礫 (レキ) は 2mm 以上 64mm 以下の物を言う。物質としては、火山ガラス、鉱物結晶、古い岩石の破片などである。
火山泥流	水と泥 (岩) が混じり合って流下する現象。 ①火山噴火時に、山肌に積もっていた雪を高温の火砕流が溶かして発生する場合 (融雪型火山泥流) ②火口から熱水や泥が直接噴出して流下する場合、堆積した火山灰等が降雨により流下する場合 (降雨型泥流・二次泥流・土石流とも呼ばれる) 等がある。
噴火	火口からマグマや火山灰などが急激に噴出する現象。 ①マグマそのものが噴出する「マグマ噴火」、②熱せられた地下水が高压の水蒸気となって周辺の物質を吹き飛ばす「水蒸気噴火」、③地下水や海水等にマグマが直接接触して噴出する「マグマ水蒸気噴火」の 3 タイプに分けられる。 爆発的な噴火は、単に「爆発」とも呼ばれる。
水蒸気噴火	地下に蓄えられているマグマから伝わってきた熱が、火山体内部に滞留する地下水を加熱して気化させることにより、新たに火口を作って水蒸気と火山灰・噴石を放出する爆発的な噴火活動をいう。 火山灰にはマグマ物質を含まない。
マグマ水蒸気噴火	高温のマグマが地表近くで水と直接接触して起す爆発的な噴火をいう。
プリニー式噴火	大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火のことで、高度 10km 以上に達する噴煙柱が特徴的である。
溶岩ドーム	粘性の大きな溶岩が広く広がらず、噴出口の上に盛り上がったドーム状の火山体をいう。
マグマ溜まり	火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられているところをいう。大型火山の直下では地下数 km にあり、そこからマグマが地表に噴出すると考えられる。
噴煙	細粒物質 (エアロゾル) や火山ガス、火山灰、細粒火山岩片等が濃集し、煙状を呈したものである。 また、火山噴火の際に火口から立ち上がる噴煙を噴煙柱という。
噴気	火口や山腹の岩石の割れ目等の隙間 (噴気孔) から噴出している水蒸気、火山ガス、あるいは、その噴出している状態をいう。
噴石	噴火により吹き飛ばされた岩石等のこと。 大きな噴石は、主として風の影響を受けずに火口から弾道を描いて四方に飛散・落下する。 小さな噴石は風の影響を受け、風下側ではより遠くまで飛散する。 飛散範囲は爆発の強さなどにより異なる。
津波	火砕流や岩屑なだれが海や湖に達すると津波が発生することがある。

## 別紙第2「アトサヌプリ火山防災協議会」

### (設置)

第1条 アトサヌプリ火山防災協議会（以下、「協議会」という。）は、アトサヌプリについて想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備等に関し必要な協議を行うため、北海道及び弟子屈町が共同で設置する。

2 協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する火山防災協議会とする。

### (所掌事務)

第2条 本協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 火山活動及び火山防災対策に係る情報共有に関すること
- (2) 火山噴火時等の避難計画に関すること
- (3) 火山活動の状況に応じた入山規制や避難の対象範囲に関すること
- (4) 大規模火山災害発生時の現地合同災害対策本部の設置に関すること
- (5) 火山噴火防災訓練の実施に関すること
- (6) 火山の防災意識の向上に係る啓発活動に関すること
- (7) その他協議会が必要と認める事項

### (協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。学識経験者については、協議会の設置者が協議の上、指定する。

また、オブザーバーとして、別表2に掲げる者を加える。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、弟子屈町長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長がアトサヌプリの噴火災害の発生により、その職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会の各構成員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 会長が特に必要と認める場合には、構成員以外の者を出席させることができる。

### (会長の専決処分)

第5条 会長は、緊急時または、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

### (コアグループ会議)

第6条 協議会には、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うためコアグループ会議を置くものと

する。

- 2 コアグループ会議は、別表3に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 コアグループ会議には、座長を置く。
- 4 座長は、会長が指名する者とし、コアグループ会議の会務を総理する。
- 5 座長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(経 費)

第7条 協議会の経費の負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終了する。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、釧路総合振興局及び弟子屈町において行う。

(雑 則)

第10条 各機関の所掌事務の概要は、別表4によるものとする。

- 2 この規約に定めのない事項で必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年2月9日から施行する。ただし、第1条第2項は、法に基づく火山災害警戒地域が指定された日（以下「指定日」という。）から施行する。
- 2 指定日の前に開催された協議会において第2条の所掌事務に関し協議した事項は、指定日以降に協議会において協議した事項とみなす。

附 則（平成28年3月16日付一部改正）

この規約は、平成28年3月23日から施行する。

附 則（平成29年2月22日付一部改正）

附 則（平成30年2月14日付一部改正）

附 則（令和2年1月22日付一部改正）

附 則（令和4年4月1日付一部改正）

●別表1 「アトサヌプリ火山防災協議会構成員」

連番	グループ	機 関	役職名
1	国の機関	陸上自衛隊第5旅団（防衛省）	旅団長
2		札幌管区気象台（国土交通省気象庁）	台 長
3		釧路地方気象台（国土交通省気象庁）	台 長
4		網走地方気象台（国土交通省気象庁）	台 長
5		根釧西部森林管理署（農林水産省林野庁）	署 長
6		釧路自然環境事務所（環境省）	所 長
7		釧路開発建設部（国土交通省）	部 長
8		網走開発建設部（国土交通省）	部 長
9		国土地理院北海道地方測量部（国土交通省）	部 長
10		北海道総合通信局（総務省）	防災対策推進室長
11	道の機関	北海道	知 事
12		釧路総合振興局	局 長
13		オホーツク総合振興局	局 長
14		北海道警察	本部長
15		北海道釧路方面弟子屈警察署	署 長
16	地方自治体	弟子屈町	町 長
17		弟子屈町	副町長
18		清里町	町 長
19	消 防	釧路北部消防事務組合消防本部	消防長
20	指定公共機関	東日本電信電話株式会社北海道東支店	釧路営業支店長
21		北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店弟子屈ネットワークセンター	所 長
22		日本旅客鉄道北海道釧路支社	支社長
23		北海道バス協会釧路地区バス協会	会 長
24	学識経験者	（火山学及び砂防学専門家）	北海道防災会議地震火山対策部会火山専門委員会からの推薦者
25	観光関係団体	弟子屈町振興公社	取締役社長
26		（一財）自然公園財団川湯支部	所 長
27		（一社）摩周湖観光協会	会 長
28		阿寒摩周国立公園川湯地域運営協会	会 長

●別表2 「オブザーバー」

連番	グループ	機 関	役職名
1	国の機関	釧路海上保安部（国土交通省）	警備救難課長
2		第一管区海上保安本部釧路航空基地（国土交通省）	整備長

●別表3 「コアグループ会議構成員」

連番	グループ	機 関	役 職 名	
1	地方自治体	弟子屈町	総務課長	
2		清里町	総務課長	
3	消 防	弟子屈消防署	署 長	
4	国の機関	札幌管区気象台	火山防災情報調整官	
5		釧路地方気象台	防災管理官	
6		網走地方気象台	防災管理官	
7		根釧西部森林管理署	地域統括森林官（弟子屈）	
8		釧路開発建設部		防災課長
9				治水課長
10				道路整備保全課長
11				弟子屈道路事務所長
12		網走開発建設部		防災対策官
13		道の機関	釧路総合振興局	地域創生部
14	釧路建設管理部			用地管理室維持管理課主幹
15				弟子屈出張所長
16	オホーツク総合振興局		地域創生部	地域政策課主幹（地域行政）
17				用地管理室維持管理課主幹
18			網走建設管理部	事業室事業課長
19				斜里出張所長
20	北海道警察		釧路方面本部	警備課長
21			釧路方面弟子屈警察署	警備係長
22			釧路方面中標津警察署	警備課長
23			北見方面本部	警備課長
24			北見方面斜里警察署	警備係長
25			北見方面美幌警察署	警備係長
26	指定公共機関		日本旅客鉄道北海道釧路支社	企画次長

●別表4「所掌事務」

機 関 名	業 務 の 大 綱
弟 子 屈 町	①災害情報の収集記録に関すること。 ②救援物資の供給及び調整に関すること。 ③避難指示及び誘導に関すること。 ④避難所の開設及びその運営に関すること。
清 里 町	⑤被災者の救出、救助、救護活動に関すること。 ⑥必要資材等の調達及び緊急輸送に関すること。 ⑦現地広報に関すること。 ⑧防災設備、施設の整備に関すること。
釧路北部消防事務 組 合 消 防 本 部	①災害時における避難誘導及び救出、救助並びに救護に関すること。 ②火災時の消火活動に関すること。
陸 上 自 衛 隊 第 5 旅 団	①災害時における部隊の派遣全般に関すること。 ②災害（予想含む）、情報収集のための部隊の自主派遣に関すること。
札 幌 管 区 気 象 台	①気象、地象、水象、特に火山現象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ②気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。
釧 路 地 方 気 象 台	③気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるように努めること。 ④気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、その利用の心得などの周知・広報に努めること。
網 走 地 方 気 象 台	⑤避難マニュアルやハザードマップ作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 ⑥災害の発生が予想される時や災害発生時において、北海道及び町に対して気象状況やその予想の解説等を適宜行うこと。 ⑦北海道や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
根釧西部森林管理署	①所管国有林の林野火災の防止に関すること。 ②所管国有林の復旧治山及び地すべり等の山地治山に関すること。 ③所管国有林の保安林及び保安施設等の防災に関すること。 ④災害時における緊急対策及び復旧用材の供給等に関すること。
釧 路 自 然 環 境 事 務 所	①阿寒摩周国立公園川湯集団施設地区の管理に関すること。 ②国立公園利用者（主につつじヶ原自然探勝路、川湯エコミュージアムセンター、裏摩周展望台、神の子池）への噴火情報等の周知に関すること。
釧 路 開 発 建 設 部	①一般国道の維持、災害復旧に関すること。 ②国道通行規制に関すること。 ③その他、国道管理に関すること。
網 走 開 発 建 設 部	④国河川の維持、災害復旧に関すること。 ⑤避難マニュアルやハザードマップ作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。
国 土 地 理 院 北 海 道 地 方 測 量 部	①地理空間情報の活用に関すること。 ②防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 ③測量等の実施に関すること。
北 海 道 総 合 通 信 局	①災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 ②非常通信協議会の運営に関すること。

機 関 名	業 務 の 大 綱	
第 一 管 区 海 上 保 安 本 部	釧 路 海 上 保 安 部	火山噴火時の屈斜路湖及び同周辺水域での水害事故発生時の救助等に関する事。
	釧 路 航 空 基 地	火山噴火時の航空偵察、空路からの救助に関する事。
北 海 道	①災害情報の収集及び伝達並びに報告に関する事。 ②救援物資の供給及び調達に関する事。 ③自衛隊の災害派遣要請に関する事。	
釧 路 総 合 振 興 局	④災害応急対策及び災害復旧対策実施に関する事。 ⑤災害救助法の適用及び応急救助計画の作成並びに実施に関する事。 ⑥道道、道河川の防災工事、維持並びに災害復旧その他の管理に関する事。	
オホーツク総合振興局	⑦医療班、医療器材等の連絡調整に関する事。 ⑧災害時の防疫計画の作成及び実施に関する事。 ⑨被災地の環境保全に関する事。	
北 海 道 警 察	①住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。	
釧 路 方 面 本 部	②災害情報の収集及び伝達に関する事。 ③災害警備本部の設置に関する事。	
弟 子 屈 警 察 署	④被災地、避難所等、危険箇所等の警戒に関する事。 ⑤公共の安全と秩序の維持（犯罪の予防、取締り等）に関する事。	
北 見 方 面 本 部	⑥危険物に対する保安対策に関する事。	
斜 里 警 察 署	⑦関係機関への連絡調整及び地域住民への広報活動に関する事。	
美 幌 警 察 署	⑧遺体検分、行方不明者の発見・捜索に関する事。 ⑨方面本部相互の連絡調整に関する事。	
学 識 経 験 者	アトサヌプリ火山防災協議会における警戒避難体制の検討について、専門的見地から助言等を行う。	
東日本電信電話株式会社北海道東支店 釧路営業支店	①非常及び緊急通信の取扱い、重要通信の確保等に関する事。 ②災害対策本部、避難所等の非常電話回線の確保に関する事。	
北海道電力釧路支店	電力の円滑な供給に関する事。	
J R 北 海 道 釧 路 支 社	①鉄道輸送の連絡調整に関する事。 ②災害時における鉄道輸送の確保に関する事。 ③災害時における救援物資の輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援に関する事。	
北海道バス協会 釧路地区バス協会	災害時における人員の緊急輸送に関する事。	
(株) 弟 子 屈 町 振 興 公 社	①アトサヌプリの噴気状況の変化に関する情報提供に関する事。 ②硫黄山レストハウスにおいて、水蒸気噴火時における避難者の一時収容及び避難誘導の支援に関する事。	
(一財) 自然公園 財 団 川 湯 支 部	①アトサヌプリの噴気状況の変化に関する情報提供に関する事。 ②硫黄山レストハウス駐車場において、水蒸気噴火時における避難者の一時収容及び避難誘導の支援に関する事。	
(一社) 摩 周 湖 観 光 協 会	①協会員との情報交換に関する事。 ②アトサヌプリが噴火時における観光施設及び観光客等の避難指示・誘導等に関する事。	
阿寒摩周国立公園川 湯 地 域 運 営 協 会	①協会員との情報交換に関する事。 ②アトサヌプリが噴火時における会員への避難指示・誘導に関する事。	



## 別紙第3 「アトサヌプリ（硫黄山）の噴火・避難に係るフレーズ」

連番	日本語	英訳
1	<p>《1案》 気象庁は、硫黄山（アトサヌプリ）をモニターしており、噴火警戒レベルを運用しています。</p> <p>《2案》 気象庁は噴火警戒レベルを硫黄山（アトサヌプリ）に運用しています。</p>	<p>《Plan 1》 The Japan Meteorological Agency monitors Mt. Io (Atosanupuri). They operate Volcanic Alert Levels.</p> <p>《Plan 2》 The Japan Meteorological Agency has operated the Volcanic Alert Levels for Mt. Io (Atosanupuri).</p>
2	硫黄山（アトサヌプリ）は、現在も活発に水蒸気を噴気しています。	Mt. Io (Atosanupuri) actively spews out water vapor.
3	数 100 年前の噴火により、熊落とし火口が形成されています。	A large crater called Kumaotoshi (bear trap) was formed by an eruption several hundred years ago.
4	川湯地区には、硫黄山（アトサヌプリ）を含む溶岩ドームが 10 個あります。	There are ten lava domes, including Mt. Io (Atosanupuri), in the Kawayu area.
5	硫黄山（アトサヌプリ）には、水蒸気噴火とマグマ噴火という 2 タイプの噴火の可能性があります。	Two types of eruption—steam and magmatic—are possible at Mt. Io (Atosanupuri)
6	硫黄山（アトサヌプリ）が噴火しました。	Mt. Io (Atosanupuri) has erupted.
7	火山灰を含んだ噴煙が高さ 500m まで上がっています。	Smoke containing volcanic ash has risen 500m.
8	火山性地震が発生しています。	A volcanic earthquake is occurring.
9	現在の硫黄山（アトサヌプリ）の噴火警戒レベルは、1「活火山であることに留意」です。 ■気象庁の英語ページによると、Level 1 は、活動が増加する可能性と訳している。	The Volcanic Alert Level at Mt. Io (Atosanupuri) is currently Level 1 – “Be aware that it is an active volcano,” or “There is potential for increased activity” ■Level 1 - Potential for increased activity
10	現在の硫黄山（アトサヌプリ）の噴火警戒レベルは、2「火口周辺規制」です。	The Volcanic Alert Level at Mt. Io (Atosanupuri) is currently Level 2 – “Restriction on proximity to the crater”
11	現在の硫黄山（アトサヌプリ）の噴火警戒レベルは、3「入山規制」です。	The Volcanic Alert Level at Mt. Io (Atosanupuri) is currently Level 3 – “Restriction on proximity to the volcano”
12	ここは、噴煙により視界「0」です。	There is zero visibility due to volcanic smoke here.
13	硫黄山レストハウスの地下室に避難して下さい。	Please evacuate to the basement of Mt. Io Rest House (visitor center).
14	観光客は全員避難完了しました。	Evacuation of all tourists is complete.
15	救出部隊が到着しました。	The rescue party has arrived.
16	救出部隊が到着するまで、ここで待機して下さい。	Please wait here until the rescue party arrives.
17	ヘルメットを被って脱出準備して下さい。	Please put on your helmets and be prepared for evacuation.
18	自衛隊の車両に乗りして下さい。	Please get on the SDF (Self Defense Force's) vehicle.
19	頭上に注意して下さい。	Please watch your head.
20	怪我は有りませんか？	Do you have any injuries?
21	我々が向かう避難所は「川湯ふるさと館」です。 ■硫黄山レストハウスで、これから向かう避難所について説明するイメージ。	The evacuation site we are heading to is Kawayu Furusatokan.
22	逃げ遅れた人が居ないか、確認する。	Confirm that no one has been left behind.
23	我々が向かう（べき）避難所は、小清水町の 100 周年記念公園です。 ■we are heading to を削除すれば「避難所は小清水町の～です。」	The evacuation site we are heading to is the 100 <sup>th</sup> anniversary memorial park in Koshimizu town.
24	避難経路は、国道 391 号であり、北へ向かって走行して下さい。	The evacuation route is National Highway 391. Please drive north on this route.
25	小清水町 100 周年記念公園に到着後は、役場の職員の指示に従って下さい。	After arriving at the 100 <sup>th</sup> anniversary memorial park in Koshimizu town, please follow the instructions Koshimizu town officials provide.
26	川湯温泉駅周辺にいる人は、川湯駅前交流センター（コミュニティセンター）に来て下さい。	Those who are in the vicinity of Kawayu Onsen station, please come to Kawayu Ekimae Koryu Center (community center.)
27	川湯温泉駅エリアにいる人は、今避難して下さい。	Those who are in the Kawayu Onsen station area, please evacuate now.
28	川湯市街地にいる人は、自主的に避難して下さい。	Those who are in the Kawayu town center, please evacuate independently.



## 別紙第4 「火山情報伝達文及び避難情報文（一例）」

区分	行動	町が発信する情報文	町の伝達手段
火山情報伝達文1		こちらは弟子屈町です。アトサヌプリでは、火山性地震の回数が多くなっています。今後、気象台が発表する火山の情報や火山活動に注意してください。	問合せ対応のみ
火山情報伝達文2 (火山の状況に関する解説情報(臨時)発表時)		こちらは弟子屈町です。アトサヌプリでは、(火山性地震の回数が増加した状態が続いています・・など、発表された情報に基づき作成)。今後、噴火等の可能性が高まるおそれがあり、硫黄山レストハウスを閉鎖する可能性もあるので、引き続き警戒して下さい。	・町HP ・登録制LINE
避難等情報文1	小規模噴火時の避難準備1	こちらは弟子屈町です。 ×月×日〇時〇〇分に、アトサヌプリに噴火警戒レベル2が発表されました。火山性地震の回数が増えていて、火口内又は火口周辺で噴石が飛ぶ危険があります。 これを踏まえ、弟子屈町は、×月×日〇時●●分に、「硫黄山レストハウス」と「つつじヶ原自然探勝路～硫黄山レストハウス取付道入口」を閉鎖いたします。硫黄山には絶対近づかないで下さい。 噴石や降灰の可能性がありますので、特に川湯駅前前の住民は、十分注意するとともに避難物品の確認等をして下さい。	・消防ステーション ・緊急速報メール ・町HP ・登録制LINE ・一部の地域に広報車
避難等情報文2	小規模噴火時の避難準備2	こちらは弟子屈町です。 ×月×日〇時〇〇分に、アトサヌプリに噴火警戒レベル3が発表されました。火山性地震の回数が非常に多くなっていて、火口から500m以内に噴石が飛ぶ危険があります。(あるいは、火口から500m内に噴石が飛んでいます) これを踏まえ、弟子屈町は、×月×日〇時●●分に、硫黄山から半径500mの範囲(硫黄山周辺)に警戒区域を設定して、立入規制を行います。硫黄山には絶対近づかないで下さい。 なお、「硫黄山レストハウス」と「つつじヶ原自然探勝路～硫黄山レストハウス取付道入口」の他に、道道52号(川湯セイコーマート～硫黄山入口)を通行止めいたします。 特に、高齢者等の要配慮者は、いつでも避難できるように避難準備をして下さい。	・消防ステーション ・緊急速報メール ・町HP ・登録制LINE ・一部の地域に広報車 ・関係する施設へは直接電話又は戸別訪問
避難等情報文3	小規模噴火時の高齢者等避難3	こちらは弟子屈町です。 ×月×日〇時〇〇分に、アトサヌプリに噴火警戒レベル4(高齢者等避難)が発表されました。 これを踏まえ、弟子屈町は、×月×日〇時●●分に、アトサヌプリの火口から半径500mの範囲(硫黄山周辺)に警戒区域を設定して立入規制をするとともに、「硫黄山レストハウス」と「つつじヶ原自然探勝路～硫黄山レストハウス取付道入口」及び道道52号(川湯セイコーマート～硫黄山入口)の通行止めを継続します。 アトサヌプリの火口から半径1,500mの範囲内(川湯駅前一带)に居住する高齢者等の要配慮者は、避難を始めて下さい。また、この地域内に居住するその他の方は、いつでも避難できるように避難準備を整えて下さい。 要配慮者の避難所は、弟子屈町社会老人福祉センターです。 ※指定福祉避難所は、弟子屈町地域交流ホールですが、ここに多くの避難者が避難してくると、收拾がつかなくなるため、まずは弟子屈町社会老人福祉センターで収容し、その後に避難者の避難先区分を選定することとしています。	・消防ステーション ・緊急速報メール ・町HP ・登録制LINE ・一部の地域に広報車 ・関係する施設へは直接電話又は戸別訪問
避難等情報文4	小規模噴火時の避難指示	こちらは弟子屈町です。 アトサヌプリが噴火し、×月×日〇時〇〇分に、アトサヌプリに噴火警戒レベル5(避難指示)が発表されました。 これを踏まえ、弟子屈町は、×月×日〇時●●分に、硫黄山から半径1,500mの範囲(川湯駅前一带)に警戒区域を設定して、立入規制を行います。この際、道道52号(川湯セイコーマート～摩周湖第1展望台)、国道391号(川湯スタンド交差点～美留和处理場入口)を通行止めいたします。 この地域内に居住する方は直ちに避難して下さい。避難所は、川湯農村センター、川湯小学校、川湯中学校、美留和会館及び美留和小学校です。JR釧網線は運行停止します。(又は、運行停止しています。) ※この時点で避難して来る高齢者等の要配慮者は、取りあえず各避難へ収容後、落ち着いてから役場等が弟子屈町社会老人福祉センターへ移送する。	・消防ステーション ・緊急速報メール ・町HP ・登録制LINE ・一部の地域に広報車 ・関係する施設へは直接電話又は戸別訪問

区分	行動	町が発信する情報文	町の伝達手段
避難等 情報文 5	大規模 噴火時 の 高齢者 等避難	<p>こちらは弟子屈町です。</p> <p>アトサヌプリが噴火する恐れがあるため、×月×日〇時〇〇分に、アトサヌプリに噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されました。</p> <p>これを踏まえ、弟子屈町は、×月×日〇時●●分に、硫黄山から半径6,000mの範囲（川湯駅前、川湯市街地、跡佐登及び跡佐登原野、仁伏、砂湯、池の湯、コタン及び美留和）に警戒区域の設定と立入規制を準備します。同地域に居住する高齢者等の要配慮者は、弟子屈町社会老人福祉センターに避難して下さい。この地域内に居住するその他の方は、いつでも避難できるように避難準備を整えて下さい。JR釧網線は運行停止します。（又は、運行停止しています。）</p> <p>要配慮者以外の避難先は、弟子屈小学校、弟子屈中学校、弟子屈高校、弟子屈町公民館、摩周観光文化センター、泉ふれあいセンターです。</p>	
避難等 情報文 6	大規模 噴火時 の 避難 指 示	<p>こちらは弟子屈町です。</p> <p>アトサヌプリでは広い範囲で噴火の恐れが切迫していることから（又は既に噴火が発生していることから）、×月×日〇時〇〇分に、アトサヌプリに噴火警戒レベル5（避難指示）が発表されました。これを踏まえ、弟子屈町は、×月×日〇時●●分に、アトサヌプリ（又は他の火山）から半径6,000mの範囲（川湯駅前、川湯市街地、跡佐登及び跡佐登原野、仁伏、砂湯、池の湯、コタン及び美留和）に警戒区域を設定して、立入規制を行います。</p> <p>この際、国道391号（国道391号駐車帯～国道391号と国道243号の交点）、国道243号（丸山～札幌内停車場線北入口）、道道52号（摩周湖第1展望台～コタン分岐）、道道102号（大空町東山園ゲート）及び道道507号（小清水上徳249上徳ゲート）を通行止めになります。（噴火規模や異常気象の状況によっては、美幌峠の通行規制についても述べる。）</p> <p>硫黄山から半径6,000mの範囲（川湯駅前、川湯市街地、跡佐登及び跡佐登原野、仁伏、砂湯、池の湯、コタン及び美留和）に居住する方は、直ちに避難して下さい。JR釧網線は運行停止します。（又は、運行停止しています。）</p> <p>避難先は、弟子屈小学校、弟子屈中学校、弟子屈高校、弟子屈町公民館、摩周観光文化センター、泉ふれあいセンターです。万が一、避難準備中に噴火し、弟子屈市街地への避難が間に合わない場合は、小清水町方向へ避難して下さい。市街地入口付近の「小清水町100周年記念公園」において、小清水町役場職員が避難先を指示するので、それに従って行動して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防スピーカー</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・町HP</li> <li>・登録制LINE</li> <li>・一部の地域に広報車</li> <li>・関係する施設へは直接電話又は戸別訪問</li> </ul>
避難等 情報文 7 (※)	噴火規模が小規模と特定出来て、避難勧告等の対象地域を縮小する場合	<p>こちらは弟子屈町です。</p> <p>アトサヌプリが噴火し、6,000mの範囲の地域に避難指示を発令しましたが、噴火規模が小規模噴火であると特定出来たことから、警戒区域を縮小します。</p> <p>これを踏まえ、弟子屈町は、×月×日〇時●●分に、アトサヌプリのマグマ噴火の想定火口（アトサヌプリ及びマクワンチサップ周辺）から半径1,500mの範囲（「川湯駅前、川湯市街地、跡佐登及び跡佐登原野、仁伏」(対象となる地域を選択する。)）に警戒区域を縮小します。</p> <p>この際、通行規制区間は、国道391号（川湯スタンド交差点～美留和处理場入口）、道道52号（砂湯駐車場北～摩周湖第1展望台）に変更します。</p> <p>この地域内に居住する方は、引き続き避難願います。この地域より外側の地域は避難指示を解除します。JR釧網線は引き続き運行停止します。</p> <p>避難所は、引き続き、弟子屈小学校、弟子屈中学校、弟子屈高校、弟子屈町公民館、摩周観光文化センター、泉ふれあいセンターとします。</p>	

(※) 噴火規模が小規模と特定することは容易でないので、避難勧告等の対象地域を縮小するにあたっては、学識経験者、気象台及び関係者と協議して慎重に判断するものとする。

## 付録第 1 「噴火シナリオと防災対応」

# 目 次

1. 噴火警戒レベル運用の目的	3
2. 噴火警戒レベルについて（一般的な噴火警戒レベル）	3
3. アトサヌプリ火山の噴火実績	4
4. アトサヌプリの噴火想定	6
5. 噴火警戒レベル及び噴火シナリオに応じた防災対応等	10
6. 異常発生時の連絡体制	14
7. 今後の火山防災検討体制	14

## 1 噴火警戒レベル運用の目的

アトサヌプリ火山は、北海道東部の釧路総合振興局管内にある阿寒摩周国立公園に含まれ、西の屈斜路湖と東の摩周湖に挟まれた位置にあり、付近には川湯温泉があるなど多くの観光客が訪れている。アトサヌプリ（硫黄山）周辺には観光道路や遊歩道が整備されている他、硫黄山レストハウスが火口から約 200m と隣接しているとともに、東側を J R 釧網本線が縦走し約 1 km のところに川湯温泉駅がある。

火山の恵みを授受するためには、火山活動に対する「安心」「安全」のための防災体制の構築が不可欠である。

住民や観光客、関係機関がとるべき防災対応を分かりやすくレベル分けした噴火警戒レベルの運用は、より効率的な火山防災体制の構築と、住民及び観光客の「安心」「安全」の確保が期待できることから、アトサヌプリ火山における噴火警戒レベルを設定するとともに、レベルに応じた防災対応について、今後も検討を継続する。

なお、本計画では、複数の溶岩ドームからなるこの地域をアトサヌプリ火山と呼ぶ。また、「アトサヌプリ」は、アトサヌプリ火山の溶岩ドームのひとつであるアトサヌプリ（別名、硫黄山）を指す。

## 2 噴火警戒レベルについて（一般的な噴火警戒レベル）

噴火警戒レベルは、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を踏まえて、防災機関等がとるべき行動を 5 段階のキーワードに区分した指標のことをいい、噴火警報の中で発表される（図 1 参照）。

ここでいう生命に危険を及ぼす火山現象とは、大きな噴石、火砕流、ベースサージ、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象のことで、噴火に備えて事前の避難等を必要とする。

### （1）大きな噴石

主として風の影響を受けずに、火口から弾道を描いて四方に飛散・落下する。物によっては、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。

### （2）火砕流

高温の火山灰や軽石等と高温の火山ガスが一体となり、高速で山腹を駆け下る現象。温度数百度、最大時速 100km 以上にも達し、その通過域では焼失・破壊など壊滅的被害が生じる。

### （3）ベースサージ

高温のマグマが水に接すると急速に高圧の水蒸気を発生し、噴火は爆発的となる。この時噴煙が横殴りに環状に広がる現象。この噴煙は多量の水蒸気を含む 100℃以下のもので、その通過域は壊滅的な被害が生じる。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明			
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。	
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

図1 噴火警戒レベルを運用している火山の噴火警報・予報等の一覧表

### 3 アトサヌプリ火山の過去の噴火活動

アトサヌプリ火山では、約1万年前以降多数の溶岩ドームが形成されている。約5500年前にはカルデラ南東部（リシリ）で火砕流を伴う噴火が発生した。その後、約1500年前までの間にマクワンチサップ・旧アトサヌプリで溶岩ドームが形成された。約1500年前には旧アトサヌプリで水蒸気噴火が発生した。約1500～1000年前には新アトサヌプリの溶岩ドームが形成された。最新の噴火は数百年前に「熊落し」の爆裂火口を形成する水蒸気噴火である（表1）。

年前	噴火場所	噴火様式
数100	新アトサヌプリ(熊落し火口)	水蒸気噴火
約1000	詳細不明※	水蒸気噴火
約1500～約1000	新アトサヌプリ	マグマ噴火
約1500	旧アトサヌプリ	水蒸気噴火
	マクワンチサップ	マグマ噴火
	旧アトサヌプリ	マグマ噴火
約6000～約5500	リシリ	マグマ噴火(火砕流)
約6500～約6000	サワンチサップ	マグマ噴火
	オプタテシュケ	マグマ噴火
	トサモシベ	マグマ噴火
	ニフシオヤコツ	マグマ噴火
	274m山	マグマ噴火
	丸山	マグマ噴火
約10000	ヌプリオンド	マグマ噴火

表1 アトサヌプリ火山の約1万年前以降の活動時期

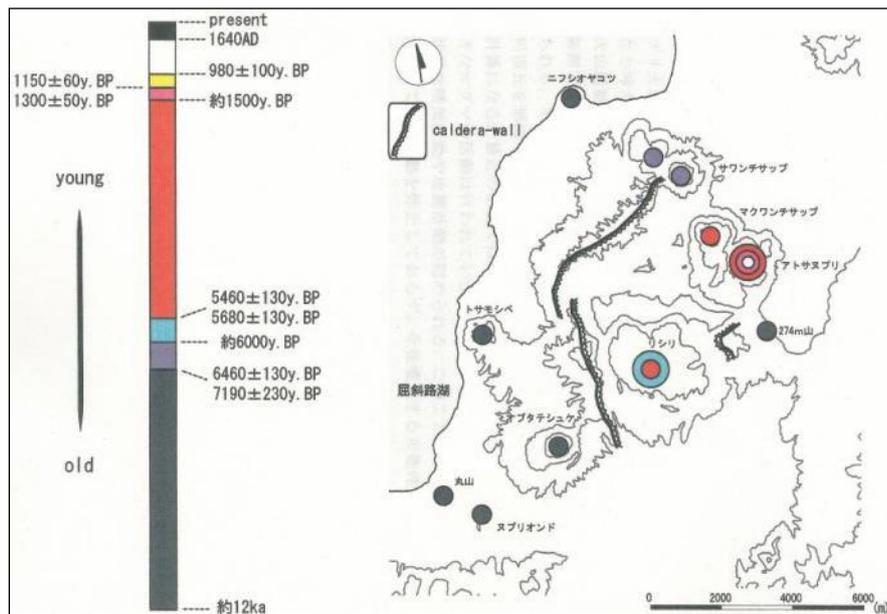


図2 アトサヌプリ火山の溶岩ドームの位置と形成時期

#### 4 アトサヌプリ火山の噴火想定

アトサヌプリ火山の過去の噴火実績等により、以下のとおり2つのケースを想定する。

ケース1：アトサヌプリ（硫黄山）周辺で発生する小規模噴火（水蒸気噴火）

ケース2：アトサヌプリ（硫黄山）及びマクワンチサップ周辺で発生する中～大規模噴火（マグマ噴火）

##### (1) 噴火場所（火口想定域）

ケース1は、熱活動の高まりで水蒸気噴火が発生することを想定している。現在も活発な噴気活動が確認できる地点はアトサヌプリ（硫黄山）周辺であり、想定される噴火場所を、アトサヌプリ（硫黄山）周辺で噴気活動が認められる地熱活動域としている。

(図3-1)。

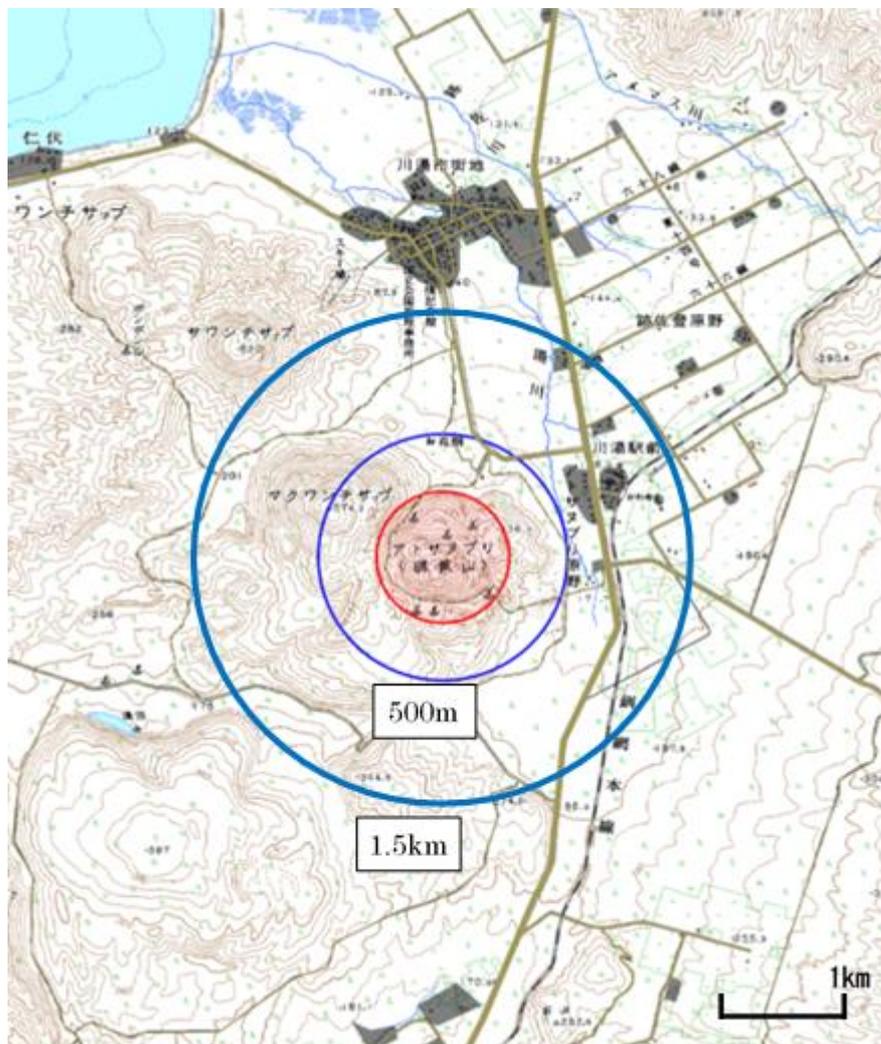


図3-1 ケース1（小規模噴火）の火口想定域と影響が及ぶと予想される範囲

(図中の黒塗りは居住地域、地理院タイルに情報を追記)

- : 火口想定域（アトサヌプリ（硫黄山）周辺の地熱活動域）
- : 火口想定域から500mの範囲
- : 火口想定域から1.5kmの範囲

ケース2は、地下からマグマが供給され、マグマ噴火による新たな溶岩ドームの形成を想定している。約6000年前以降の溶岩ドームは、アトサヌプリ火山の北東の領域に集中しており、特に最近3回のマグマ噴火は、新旧アトサヌプリ及びマクワンチサップであり、次のマグマ噴火もこの周辺で発生する可能性が高いと判断している。(図3-2)。

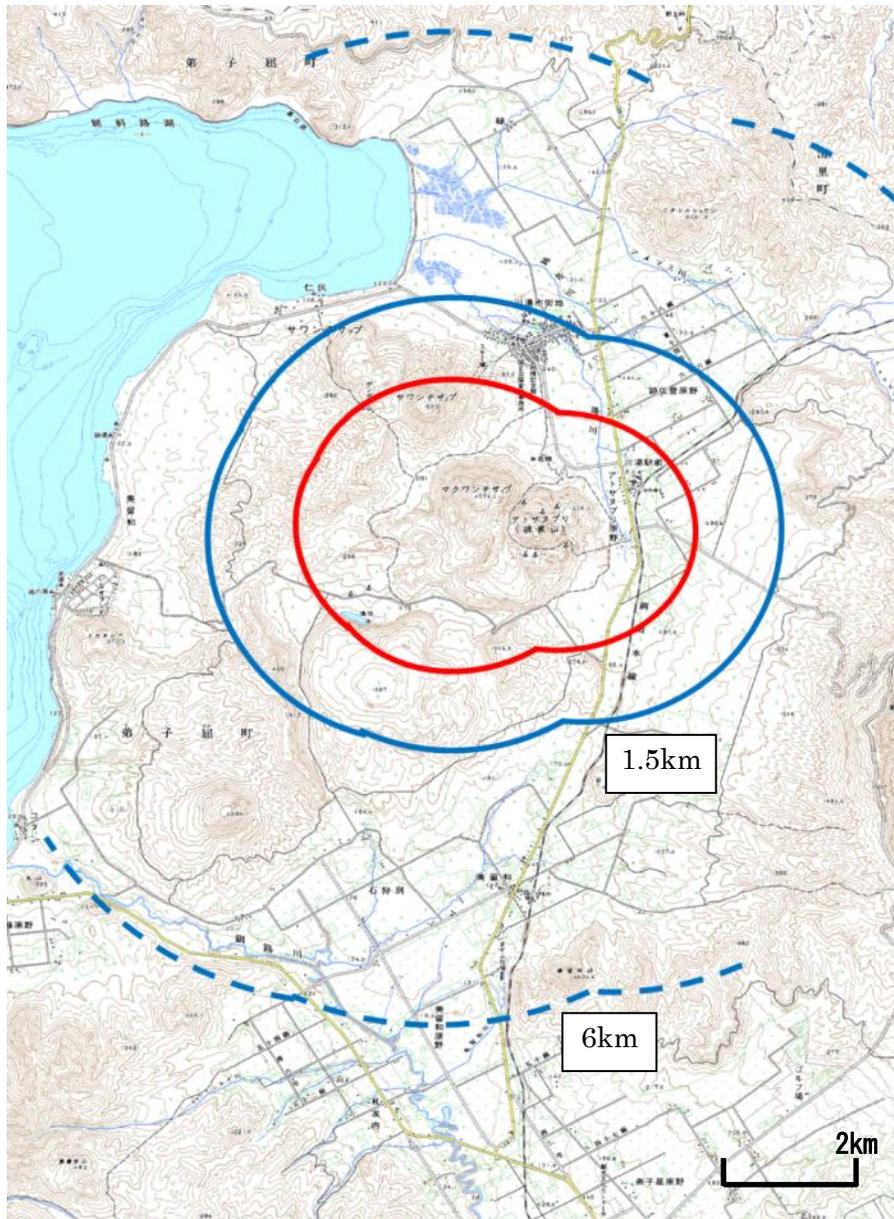


図3-2 ケース2(中～大規模噴火)の火口想定域と影響が及ぶと予想される範囲  
(地理院タイルに情報を追記)

- : 火口想定域(アトサヌプリ(硫黄山)及びマクワンチサップ周辺)
- : 火口想定域から1.5kmの噴石による影響範囲
- - : 火口想定域から6kmの火砕流による影響範囲

## (2) 想定する火山現象

水蒸気噴火に伴う火山現象として、防災対策を検討する上で重要度の高い「噴石」に着目している。

マグマ噴火に伴う火山現象としては「噴石」のほか、約 5500 年前のリシリの溶岩ドーム形成時に発生した「火砕流」及びアトサヌプリ火山周辺の豊富な地下水の影響による「ベースサージ」の発生を想定している。

## (3) 噴火の規模（影響範囲）

アトサヌプリ火山では過去の地質調査による噴石の飛散データは無いため、想定火口域に住居や道路・鉄道、観光客の集客施設が近接していることを考慮し、ごく小規模な噴火による「噴石」の影響範囲を 500m、小規模な噴火による「噴石」の影響範囲を 1.5km と想定している。

また、過去リシリで発生した噴火で火砕流が約 5 km まで到達していることから、規模の大きな噴火の影響範囲はベースサージや火砕流の到達範囲をもとに約 6 km と想定している。

噴火の規模及び影響範囲によりケース 1 を 4 つのステージ、ケース 2 を 3 つのステージに分けて想定している。

### ア ケース 1：アトサヌプリ（硫黄山）で発生する小規模噴火（水蒸気噴火）

ステージ 1：地震活動や熱活動の高まりなどにより、火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される（過去事例なし）

⇒火口周辺に影響の可能性

噴石の飛散：火口周辺の可能性

ステージ 2：ごく小規模な噴火が発生（過去事例なし）

⇒火口周辺及び居住地域の近くまで重大な影響

噴石の飛散：火口から 500m 程度

ステージ 3：ごく小規模な噴火が頻発する等、さらに規模の大きな噴火が発生する可能性が高まる（過去事例なし）

⇒居住地域に重大な影響の可能性

噴石の飛散：火口から 1.5km 程度の可能性

ステージ 4：小規模な噴火が発生（数 100 年前の噴火：熊落とし火口の形成）

⇒居住地域に重大な影響

噴石の飛散：火口から 1.5km 程度

イ ケース2：アトサヌプリ（硫黄山）及びマクワンチサップ周辺で発生する中～大規模噴火（マグマ噴火）

ステージ1：マグマの上昇を示す有感地震の多発や顕著な地殻変動等、規模の大きな噴火が発生する可能性が高まる（過去事例なし）

⇒居住地域に重大な影響の可能性

ベースサージや火砕流：火口から6 km 程度の可能性

（発生する噴火の規模が不明のため、最大規模の設定とする）

ステージ2：小規模噴火が発生（過去事例なし）

⇒居住地域に重大な影響

噴石の飛散：火口から1.5km 程度

ステージ3：中～大規模噴火が発生し、ベースサージや火砕流が発生（6000 年前の噴火：リシリ形成）

地盤の隆起や地割れなど急激な地殻変動により、噴火の発生が切迫（1500 年前の噴火：硫黄山形成）

⇒より広範囲な居住地域に重大な影響

ベースサージや火砕流：火口から6 km 程度

5 噴火警戒レベル及び噴火シナリオに応じた防災対応等

(1) アトサヌプリ火山の噴火警戒レベル

●表2—1 アトサヌプリ火山の噴火警戒レベル

ケース1：アトサヌプリ（硫黄山）で発生する小規模噴火（水蒸気噴火）

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報又は噴火警報(居住地域)	居住地域及びその側より火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	●小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1.5km程度まで飛散。 過去事例：数100年前の噴火(熊落とし火口の形成)
			等4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難尾準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)	●ごく小規模な水蒸気噴火の頻発や地震活動や熱活動のさらなる高まり等により、さらに大きな水蒸気噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例：なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口近から居住地域	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意) ・高齢者等の要配慮者の避難準備等が必要 ・入山規制等危険な地域への立入規制等	●ごく小規模な噴火が発生し、大きな噴石がアトサヌプリ(硫黄山)火口から500m程度まで飛散。 過去事例：なし ●地震活動や熱活動の高まり等により、アトサヌプリ(硫黄山)火口でごく小規模な噴火の発生が予想される。 過去事例：なし
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意) ・火口周辺への立入規制等	●地震活動や熱活動の高まり等により、アトサヌプリ(硫黄山)火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例：なし
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	●火山活動は静穏

●表2-2 アトサヌプリ火山の噴火警戒レベル

ケース2：アトサヌプリ（硫黄山）及びマクワンチサップ周辺で発生する中～大規模噴火（マグマ噴火）

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ベースサージや火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。 過去事例：約6000年前の噴火(リシリの形成)</li> <li>●急激な地殻変動(地盤の隆起や地割れ)等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 過去事例：約1500年前の噴火(硫黄山の形成)</li> <li>●小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1.5km程度まで飛散。 過去事例：数100年前の噴火</li> </ul>
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要	●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例：なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口近から居住地域	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)</li> <li>・高齢者等の要配慮者の避難の避難準備等が必要</li> <li>・入山規制等危険な地域への立入規制等</li> </ul>	【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階での発表ではなく、噴火警戒レベル5から下げる段階で状況に応じて発表する。
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)</li> <li>・火口周辺への立入規制等</li> </ul>	【レベル2の発表について】 レベル2は、火山活動が高まっている段階での発表ではなく、噴火警戒レベル5から下げる段階で状況に応じて発表する。
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)</li> <li>・状況に応じて火口内への立入規制等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏</li> <li>●山体深部へのマグマの供給を示す地殻変動 過去事例：1994年3月～10月の地震増加及び同時期の地殻変動</li> </ul>

●表2-3 アトサヌプリ火山の噴火警戒レベル（ケース1と2の結合版）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ベースサージや火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。 過去事例：約6000年前の噴火（リシリの形成）</li> <li>●急激な地殻変動（地盤の隆起や地割れ）等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 過去事例：約1500年前の噴火（硫黄山の形成）</li> <li>●小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1.5km程度まで飛散。 過去事例：数100年前の噴火（熊落とし火口の形成）</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例：なし</li> </ul>
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口近から居住地域	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)</li> <li>・高齢者等の要配慮者の避難準備等が必要</li> <li>・入山規制等危険な地域への立入規制等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごく小規模な噴火が発生し、大きな噴石がアトサヌプリ(硫黄山)火口から500m程度まで飛散。 過去事例：なし</li> <li>●地殻活動や熱活動の高まり等により、アトサヌプリ(硫黄山)火口でごく小規模な噴火の発生が予想される。 過去事例：なし</li> </ul>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)</li> <li>・火口周辺への立入規制等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震活動や熱活動の高まり等により、アトサヌプリ(硫黄山)火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例：なし</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏</li> <li>●山体深部へのマグマの供給を示す地殻変動 過去事例：1994年3月～10月の地震増加及び同時期の地殻変動</li> </ul>

(2) 噴火シナリオ

噴火想定と噴火警戒レベルに基づき、防災のための噴火シナリオは以下のとおり。

(表3-1、2)

居住地域に影響を及ぼす可能性のある噴火については、防災対応上すべてレベル5の対象としている。

●表3-1 アトサヌプリ火山 防災のための噴火シナリオ

(ケース1：アトサヌプリ(硫黄山)で発生する小規模噴火(水蒸気噴火))

継続期間	活動前	数ヶ月～数年	数日～数ヶ月	数時間～数日	数日～数ヶ月	数ヶ月～数年
噴火活動の想定	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○弱い噴気活動</li> </ul>	<p>【火山活動高まり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○熱活動の高まり</li> <li>○地震活動の活発</li> </ul>	<p>【ごく小規模噴火】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ごく小規模な水蒸気噴火の発生</li> <li>■噴石は火口から500m程度まで</li> </ul>	<p>【火山活動のさらなる高まり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ごく小規模な噴火の繰り返し</li> <li>○火山ガス放出量の増加</li> <li>○有感地震発生</li> <li>○熱活動活発化</li> </ul>	<p>【小規模噴火】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■小規模な水蒸気噴火の発生</li> <li>■噴石は火口から1.5km程度まで</li> </ul>	<p>【火山活動の低下】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○熱活動の低下</li> <li>○地震活動の低下</li> </ul>
時期	静穏期	活動活発化期	ごく小規模な噴火期	更なる活動活発化期	小規模な噴火期	噴火終息期
噴火警報等	噴火予報	火口周辺警報	火口周辺警報	噴火警報	噴火警報	噴火予報
噴火警戒レベル(参考例)	レベル1(活火山であることに留意)	レベル2(火口周辺規制) 火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生わずかな可能性	レベル3(入山規制) 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	レベル4(高齢者等避難) 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される	レベル5(避難)※ 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫又は発生	レベル2～5→1(活火山であることに留意)
基本的な応急対策(参考例)	規制なし	火口想定域内の立入規制等	火口から500m以内の立入規制	火口から1.5km以内の居住地域の高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備	火口から1.5km以内の居住地域の住民の避難※	段階的に解除

※噴火による影響範囲やレベルは実際の噴火活動に応じて設定する必要がある。

ここに示した通りに現象が発生するとは限らないことに注意が必要である。

●表3-2 アトサヌプリ火山 防災のための噴火シナリオ

(ケース2：アトサヌプリ(硫黄山)及びマクワンチサップ周辺で発生する中～大規模噴火(マグマ噴火))

継続期間	活動前	数ヶ月～数年	数日～数ヶ月	数時間～数日	数日～数ヶ月	数ヶ月～数年
噴火活動の想定	【平常時】 ○弱い噴気活動	【火山活動高まり】 ○熱活動の高まり ○地震活動の活発	【ごく小規模噴火】 ■ごく小規模な水蒸気噴火の発生 ■噴石は火口から500m程度まで	【火山活動のさらなる高まり】 ■ごく小規模な噴火の繰り返し ○火山ガス放出量の増加 ○有感地震発生 ○熱活動活発化	【小規模噴火】 ■小規模な水蒸気噴火の発生 ■噴石は火口から1.5km程度まで	【火山活動の低下】 ○熱活動の低下 ○地震活動の低下
時期	静穏期	活動活発化期	ごく小規模な噴火期	更なる活動活発化期	小規模な噴火期	噴火終息期
噴火警報等	噴火予報	火口周辺警報	火口周辺警報	噴火警報	噴火警報	噴火予報
噴火警戒レベル(参考例)	レベル1(活火山であることに留意)	レベル2(火口周辺規制) 火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生わずかな可能性	レベル3(入山規制) 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	レベル4(高齢者等避値) 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される	レベル5(避難)※ 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫又は発生	レベル2～5→1(活火山であることに留意)
基本的な応急対策(参考例)	規制なし	火口想定域内の立入規制等	火口から500m以内の立入規制	火口から1.5km以内の居住地域の高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備	火口から1.5km以内の居住地域の住民の避難※	段階的に解除

※噴火発生場所を限定することができたときには、そこからの影響範囲やレベルを設定する必要がある。

ここに示した通りに現象が発生するとは限らないことに注意が必要である。

(3) 噴火警戒レベルに応じた防災対応等  
付録第2「避難計画」に記載する。

6 異常発生時の連絡体制

アトサヌプリ(硫黄山)で現在継続している活発な噴気には高温の火山ガスが含まれている。活発な噴気孔に観光客が近寄らないよう火口の近くに進入禁止の木柵を設置しているが、レベル1(活火山であることに留意)における範囲内の異常発生時における観光客の速やかな誘導については、弟子屈町は弟子屈町振興公社との間において「硫黄山レストハウスを指定緊急避難場所とする防災協定」を結んでいる。このほかに、軽微な火山現象発生時の関係機関との連絡体制を別途策定しており、情報を共有しながらそれぞれの役割に応じて適切に防災対応をとることとしている。

7 今後の火山防災検討体制

今回検討した噴火警戒レベルとレベルに応じた防災対応を有効に活かし、具体的で実践的な避難行動計画の作成をはじめ、防災訓練や普及啓発を実施していくため、関係機関の枠組みを拡げ、引き続き共同検討を行う体制を構築することとする。

## 付録第 2 「避難計画」



# 目 次

<b>I</b>	<b>はじめに</b>	<b>5</b>
1.	計画の作成目的	5
2.	計画の位置づけ	5
3.	計画の対象となる噴火シナリオと現象	5
4.	火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流に対する避難等	5
<b>II</b>	<b>火山活動が活発化した場合の防災対応</b>	<b>6</b>
1.	情報入手	6
2.	関係機関への情報伝達	6
3.	複数想定に対する基本方針	6
4.	火山活動の活発化に伴う観測・監視の強化	6
5.	上空からの観測	6
<b>III</b>	<b>本部体制</b>	<b>8</b>
1.	火山防災協議会	8
2.	災害対策本部の設置	8
3.	住民・マスコミに対する窓口の設置	8
<b>IV</b>	<b>複数想定（噴火シナリオ）による避難対策</b>	<b>8</b>
1.	噴火シナリオが特定されるまでの対応	8
2.	噴火シナリオが特定できる場合の対応	8
<b>V</b>	<b>避難対策</b>	<b>8</b>
1.	避難の方針	8
2.	高齢者等避難	11
3.	自主避難	12
4.	避難指示	12
5.	避難活動	12
6.	避難所等の開設	15
<b>VI</b>	<b>登山者等への対応</b>	<b>16</b>
1.	登山禁止と限定付登山の許可	16
2.	情報の伝達等	16
3.	登山者等への啓発	17
<b>VII</b>	<b>平常時からの備え</b>	<b>17</b>
1.	訓練の実施	17
2.	火山防災意識の啓発	17

## 【別紙類】

1. 別紙第1「避難促進施設一覧」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2. 別紙第2「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」・・・・・・・・・・ 20
3. 別紙第3「釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町釧路管内  
8市町村防災基本協定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
4. 別紙第4「大空町・清里町・小清水町とのアトサヌプリ火山噴火時における避難者の救護等に  
関する覚書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
5. 別紙5-1「噴火警戒レベル2（火口周辺への立入規制）の避難要領」（その1）・・・・ 29
6. 別紙5-2「噴火警戒レベル3（想定火口から500m程度への立入規制）の避難要領」（その2）  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
7. 別紙5-3「ケース1（水蒸気噴火）の噴火警戒レベル4の避難要領」（その3）・・・・ 31
8. 別紙5-4「ケース1（水蒸気噴火）の噴火警戒レベル5の避難要領」（その4）・・・・ 32
9. 別紙6-1「ケース2（マグマ噴火）の噴火警戒レベル4の避難要領」（その5）・・・・ 33
10. 別紙6-2「ケース2（マグマ噴火）の噴火警戒レベル5-1の避難要領（その6）・・ 35
11. 別紙6-3「ケース2（マグマ噴火）の噴火警戒レベル5（5-2）の避難要領」（その7）  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
12. 別紙6-3の付図1「アトサヌプリ町外の避難経路（清里町）」・・・・・・・・・・・・ 37
13. 別紙6-3の付図2「アトサヌプリ町外の避難経路（小清水町）」・・・・・・・・・・・・ 38
14. 別紙6-3の付図3「アトサヌプリ町外の避難経路（大空町東藻琴）」・・・・・・・・・・・・ 39
15. 別紙6-3の付図4「アトサヌプリ町外の避難経路（裏摩周～弟子屈市街地へ）」・・・・ 40
16. 別紙第7-1「地域ごとの避難計画（水蒸気噴火）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
17. 別紙第7-2「地域ごとの避難計画（マグマ噴火）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
18. 別紙第8「弟子屈町警戒区域設定について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

# I はじめに

## 1. 計画の作成目的

本計画は、アトサヌプリで噴火が発生又は発生するおそれがある場合に、弟子屈町の自治体、観光・集客施設、学校、医療・福祉施設等（以下「各種施設」という。）の管理者、自治会及びアトサヌプリ火山防災協議会が協力し、住民、通勤・通学者、観光客等（以下「住民等」という。）の生命を守ることを目的とする。

以下については、町は弟子屈町を、町長は弟子屈町長をさす。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) アトサヌプリ火山避難計画

本計画は、住民等の避難の方針及び避難の要領を示すものであり、各種施設及び自治会等が策定する避難マニュアルの基本となるものであり、発生が懸念される大きな水蒸気噴火を想定した住民等の避難対応を中心に策定した。

### (2) 地域ごとの避難計画

アトサヌプリが噴火した際の被災地域は、噴火ケース（水蒸気噴火とマグマ噴火）により、被災地域、避難経路及び避難開始時期も大きく異なることから、噴火ケースと噴火警戒レベル毎に避難情報の発信、避難要領を整理する必要がある。

水蒸気噴火では、小規模噴火時に大きな噴石の影響を受ける 1,500m内の地域、つまり川湯駅前地域内の避難要領を検討し、その他の地域は着意事項を整理する。

マグマ噴火では、中～大噴火時にベースサージや火砕流の影響を受ける 6,000m内の地域、つまり川湯駅前をはじめ、川湯温泉街、跡佐登、屈斜路湖畔地域（仁伏、砂湯、池の湯、コタン）及び美留和地域内の避難要領を検討し、その他の地域は着意事項を整理する。

### (3) 施設ごとの避難計画

噴火時に施設の管理者が避難対策等を行わなければならない施設を避難促進施設と位置付ける。特に、水蒸気噴火時に影響を受ける「硫黄山レストハウス」「ホテル・パークウェイ」については、災害対策本部から直接指示を受けることがあるので、避難計画の骨子について示し、川湯温泉街の避難促進施設については、避難に関する基本的な考え方を整理する。

別紙第1「避難促進施設一覧」

## 3. 計画の対象となる噴火シナリオと現象

アトサヌプリ火山防災計画本文第4章「噴火シナリオと防災対応」による。

## 4. 火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流に対する避難等

火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流の恐れがある場合、国土交通省の緊急調査に基づく「土砂災害緊急情報」を踏まえ、有識者等の助言や、防災機関（気象台）の支援を受けて、各町は地域防災計画に基づき立入規制や避難指示等を判断する。

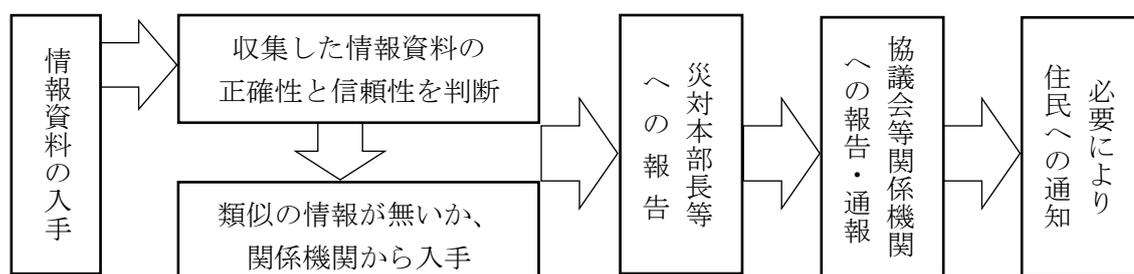
## II 火山活動が活発化した場合の防災対応

### 1. 情報入手

#### (1) 情報の入手先

区 分	機 関 名
観 測 機 関	札幌管区気象台、釧路地方気象台、網走地方気象台
現地の公共機関	釧路自然環境事務所阿寒摩周国立公園管理事務所 根釧西部森林管理署
現地の観光等施設	硫黄山レストハウス、自然公園財団川湯支所、各集客施設
そ の 他	住民、観光客等

#### (2) 情報の分析、報告・通報



### 2. 関係機関への情報伝達

アトサヌプリ火山防災計画第3章火山情報第2節別図「噴火警報伝達系統図 (P19)」による。

### 3. 複数想定に対する基本方針

アトサヌプリは、水蒸気噴火とマグマ噴火の2つの噴火ケースが考えられるが、本避難計画では、水蒸気噴火による避難時の対応について記載することとし、マグマ噴火については、避難指示の対象地域が広大であるとともに、避難のタイミングもまちまちなことから、避難の考え方についてのみ記載する。

### 4. 火山活動の活発化に伴う観測・監視の強化

気象庁は、アトサヌプリの火山活動が活発化した場合には、観測を強化するとともに、町に職員を派遣して体制を強化する。

この際、町は、水蒸気噴火により川湯駅前地区から住民等が避難した以降は、現地対策本部である弟子屈消防署川湯支署2階会議室において監視を強化する。

町の災害対策本部が設置する監視所候補地として「川湯消防支署2階会議室、藻琴山展望台駐車場、野上峠駐車場南及び摩周湖第3展望台」がある。

付図「監視所候補地」

### 5. 上空からの観測

噴火当初、警戒地域の設定後、火山活動状況と避難状況確認のために、上空からの観測を行う。この際、北海道、北海道警察、消防庁、自衛隊及び第一管区釧路海上保安本部等の防災関係機関に協力を要請する。

付図「監視所候補地」



「地理院タイルを加工して作成」

### Ⅲ 本部体制

#### 1. 火山防災協議会

アトサヌプリ火山防災計画「第7章別紙類別紙第2アトサヌプリ火山防災協議会」による。

#### 2. 災害対策本部の設置

アトサヌプリ火山防災計画「第5章噴火対策計画第1節防災体制」による。

#### 3. 住民・マスコミに対する窓口の設置

アトサヌプリ火山防災計画「第5章噴火対策計画第3節広報対策」による。

### Ⅳ 複数想定（噴火シナリオ）による避難対策

#### 1. 噴火シナリオが特定されるまでの対応

火山性地震の頻発、地殻の変動等の顕著な変化が認められた場合は、マグマ噴火の最大被害想定地域に「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令するとともに立入規制地域を設定する。

結果的に、水蒸気噴火又はマグマ噴火の小噴火だった場合には、今後の火山噴火の推移予想を考慮しながら、避難指示の対象地域と立入規制地域の縮小を行う。

#### 2. 噴火シナリオが特定できる場合の対応

- (1) 予め水蒸気噴火が予想できる場合には、硫黄山レストハウス及び川湯駅前地区を対象に「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令するとともに立入規制地域を設定する。
- (2) 予めマグマ噴火が予想できる場合には、マグマ噴火の最大被害想定地域に「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令するとともに立入規制地域を設定する。

### Ⅴ 避難対策

#### 1. 避難の方針

##### (1) 避難レベル

避難は、噴火の推移に従って避難レベルを段階的に設定して実施する。避難レベルは、次のとおり。

##### ■避難レベル

レベル	内 容
高齢者等避難	○迅速な避難行動が困難な高齢者等の要配慮者は、この段階で町が指定する避難所等に避難を開始する。 ○避難指示となった場合に迅速に避難できるように、持ち出し品等の準備を住民に呼びかけること。 ○町では、この段階で避難手段、避難経路、避難所の決定等、避難実施に向けた計画を再検討する。
自主避難	○避難指示を発令する段階ではないが、住民の自主的判断により避難することを呼びかけること。 ○自主避難する住民のために避難所等を開設する。
避難指示	○避難指示を発令して、避難指示等の対象地域の住民を区域外に退去させる。

(2) 避難指示の対象地域

避難指示の対象地域及び避難の時期は、噴火のケース及び噴火の推移に従って段階的に設定する。避難指示の対象地域及び避難の時期は、噴火シナリオを参照にして決定する。

※避難指示の対象地域は、以下のように区分する。

- ◆川湯駅前地域
- ◆川湯温泉（仁伏含む）、跡佐登地域
- ◆美留和地域
- ◆屈斜路湖畔地域（砂湯、池の湯、コタン）

(3) 避難先及び避難方法

避難先は、原則として各町の指定した避難所等又は親戚・知人宅等とする。避難方法は避難者による自力避難を原則とするが、要配慮者に対しては、状況に応じて支援を行う。支援の要領については、別に定める。

■別表1 「指定緊急避難場所」

区分	No.	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (015-)	避難指示の対象地域等	避難対象 人数	収容可 能人数
水蒸気噴火	1	川湯小学校	川湯温泉 4-15-10	483-2041	・跡佐登地区 ・川湯温泉5・6・7丁目	427	430
	2	美留和小学校	字美留和 82-1	482-1097	予備（川湯駅前）		210
	3	川湯中学校	川湯温泉 7-3-11	483-2337	川湯駅前1・2・3丁目	111	210
	4	川湯農村センター	川湯温泉 4-15-4	483-2162	川湯温泉3・4丁目	447	90
	5	川湯ふるさと館	川湯温泉 2-3-40	483-2060	川湯温泉1・2丁目	210	40
	6	美留和会館	字美留和 79	482-4835	予備（川湯駅前）	不明	60
	7	硫黄山レストハウス	川湯温泉1-52-1先	483-3511	避難対象者	不明	40
マグマ噴火	1	弟子屈小学校	中央2-1-1	482-2044	川湯温泉4丁目	384	360
	2	弟子屈中学校	美里1-3-1	482-2071	川湯温泉1・6・7丁目 仁伏	284	470
	3	弟子屈高等学校	高栄3-3-20	482-2237	川湯温泉5丁目	215	390
	4	弟子屈町公民館	中央2-3-2	482-2340	川湯温泉2・3丁目	116	150
	5	摩周観光文化センター	摩周3-3-1	482-1811	川湯駅前1・2・3丁目、 跡佐登地区、美留和	535	900
	6	社会老人福祉センター	中央2-10-25	482-3621	避難行動要支援者	不明	150
	7	泉ふれあいセンター	泉2-3-9	482-2746	予備：屈斜路1（避難が必要な場合に限る）	83	70
	8	屈斜路研修センター	字屈斜路 222-5	482-2832	砂湯、コタン（市街地へ避難できなかった場合）	150	190

■別表2 「退避舎」

災害区分	施設名	住 所	管理担当連絡先	避難対象者	収容可能人員
水蒸気 噴 火	硫黄山レストハウス (地下室) ※	川湯温泉 1-52-1 先	015-483-3511	逃げ遅れた 観光客等	長期避難時:40 人 短時間避難時:200 人 (保管ヘルメット 30 個)

※①アトサヌプリ（硫黄山）の観光に訪れていた観光客が、突発的な水蒸気噴火の際に自力避難出来ず、止むを得ずに安全を確保するために、この硫黄山レストハウス（地下室）に一時避難する。

②同施設内には、休憩室、電話、水道、便所が備わっている。

③一時避難者の救出は、噴火の間断を縫って、災害対策本部が決定する。

■別表3 「指定避難所」

No.	施 設 名	住 所	管理担当 連 絡 先	収容可能人数
1	弟子屈小学校	中央 2 - 1 - 1	015-482-2044	360
2	川湯小学校	川湯温泉 4 - 15 - 10	015-483-2041	430
3	美留和小学校	字美留和 82 - 1	015-482-1097	210
4	旧奥春別小学校	字鋸別 274-1	015-482-2191	210
5	和琴小学校	字屈斜路 260	015-484-2061	270
6	旧昭栄小学校	字熊牛原野 27 線東 1	015-482-2191	270
7	川湯中学校	川湯温泉 7 - 3 - 11	015-483-2337	210
8	弟子屈中学校	美里 1-3-1	015-482-2071	470
9	弟子屈高等学校	高栄 3 - 3 - 20	015-482-2237	390
10	弟子屈町役場庁舎	中央 2 - 3 - 1	015-482-2191	150
11	弟子屈町公民館	中央 2 - 3 - 2	015-482-2340	150
12	摩周観光交流館（道の駅）	湯の島 3-5-5	015-482-2336	90
13	摩周観光文化センター	摩周 3-3-1	015-482-1811	900
14	社会老人福祉センター	中央 2 - 10 - 25	015-482-3621	150
15	泉ふれあいセンター	泉 2 - 3 - 9	015-482-2746	70
16	鋸別温泉桜町会館	桜丘 2-1-3	015-482-1986	60
17	仁多交流センター	字弟子屈原野 40 線	015-482-4190	70
18	川湯駅前交流センター	川湯駅前 2 - 3 - 10	015-483-3432	70
19	川湯農村センター	川湯温泉 4-15-4	015-483-2720	90
20	川湯ふるさと館	川湯温泉 2-3-40	015-483-2060	40
21	美留和会館	字美留和 79	015-482-4835	60
22	屈斜路研修センター	字屈斜路 222 - 5	015-484-2832	190
23	旧弟子屈町林業多目的センター	字ウツチノツツ 3 - 5	015-482-2191	100
24	札友内寿の家	字札友内 67 - 3	015-482-4836	60
25	奥春別交流センター	字鋸別 272 番地 6	015-482-2287	70
26	御卒別集会所	字奥オソベツ原野	015-482-3938	30
27	弟子屈消防署	美里 3-8-1	015-482-2073	90

■別表4 「町外の避難所（予定地）」

No.	施設名	住所	管理担当 連絡先	収容可能 人数	
1	小清水町	小清水町 100 周年記念公園			
2		小清水小学校	小清水 7 区	62-2053	493
3		愛ホール（小清水町多目的研修会施設）	小清水 7 区	62-2183	500
4	清里町	生涯学習総合センター	羽衣町 33 番地	25-2005	
5		町民グラウンド	羽衣町 31 番地	25-3034	
6		札弦センター	札弦町 25 番地	26-2267	
7	大空町 （東藻琴）	東藻琴農村改善センター	東藻琴 360 番地 1	66-3547	
8		東藻琴 B & G 海洋センター	東藻琴 387 番地 1	66-2741	
9		東藻琴小学校	東藻琴 268 番地	66-2460	
10		東藻琴中学校	東藻琴 57 番地	66-2461	
11		東藻琴高等学校	東藻琴 79 番地	66-2061	
12		緑とチーズのふれあいパーク	東藻琴 397 番地 2		

■別表5 「福祉避難所」

No.	施設名	住所	管理担当 連絡先	収容可能人数
1	福祉避難所（地域交流センター）	泉 2-3-7-1	015-482-2134	ベッド数 10

※指定緊急避難場所に避難した要配慮者の中で、特別な配慮を要する避難者がいた場合には、災害対策本部が人選して、福祉避難所に移動させるものとする。

#### （4）広域避難

災害対策基本法第 86 条の 8、第 86 条の 9 及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町との釧路管内 8 市町村防災基本協定」並びに「大空町・清里町・小清水町とのアトサヌプリ火山噴火時における避難者の救護等に関する覚書」により、町内への収容が困難な場合には、道内市町村または道に対して、または大空町・清里町・小清水町に対して、町外の自治体への受入を要請する。

【関係法令】災害対策基本法第 86 条の 8（広域一時滞在の協議等）

【関係法令】災害対策基本法第 86 条の 9（都道府県一時滞在の協議等）

【関係協定】

①別紙第 2 「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」

②別紙第 3 「釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町との釧路管内 8 市町村防災基本協定」

③別紙第 4 「大空町・清里町・小清水町とのアトサヌプリ火山噴火時における避難者の救護等に関する覚書」

## 2. 高齢者等避難

### （1）高齢者等避難のための広報

高齢者等避難を決定した場合は、高齢者等の要配慮者を避難させる。避難先は、災害の危険性のない地域の福祉施設または避難所の和室等とする。また、避難指示を発令した際に、迅速に避難出来るように要配慮者以外の住民に迅速に呼びかける。

高齢者等避難のための広報は、消防のスピーカ、サイレン、広報車、緊急速報メール、登録制LINE、ホームページ、自治会長及び観光施設・福祉施設等への電話、アラート等、あらゆる手段を用いて迅速・確実に行う。また、要配慮者には、噴火警戒レベル3の段階で避難の準備を呼びかける。

#### (2) 避難計画の再検討

高齢者等避難で、次の避難レベルに向けて、避難手段の確保、使用する避難経路、開設する避難所、要配慮者の避難支援方法等の避難計画の細部を再検討し、関係機関に協力依頼する。

### 3. 自主避難

#### (1) 自主避難広報

自主避難を決定した場合は、住民の判断で避難所等に避難出来るように呼びかける。

#### (2) 避難所等の開設

避難所等を開設し、避難者を受け入れる。状況に応じて、寒さ対策として毛布や暖房器具の設置等、生活するために必要な対策を行う。

### 4. 避難指示

#### (1) 避難指示の発令

町長は、噴火により被害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。この際、警察、消防の支援を受けて実施する。

【関係法令】災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

#### (2) 避難広報

町は、消防のスピーカ、サイレン、広報車、緊急速報メール、登録制LINE、ホームページ、自治会長及び観光施設・福祉施設等への電話、アラート等、あらゆる手段を用いて迅速・確実に行う。

#### (3) 警戒区域の設定

町長は、火山災害が発生し、又は発生しようとしている場合には、住民の生命または身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合には、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該危険区域への立入制限・禁止及び退去を命ずる。

警戒区域を設定する場合は、別紙第8の様式により公表しなければならない。なお、警戒区域設定後に同地域へ立入する必要がある者は、弟子屈町災害対策本部長に対して別紙第8の様式「警戒区域立入申請」により申請するものとする。

細部は、アトサヌプリ火山防災計画付録第1「噴火シナリオと防災対応」による。

【関係法令】災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）

別紙第8「弟子屈町警戒区域設定について」

### 5. 避難活動

#### (1) 避難の方法

避難方法は避難者による自力避難（自家用車、近所の乗り合わせ又は徒歩）を原則とする。自家用車による避難が困難な避難者は、町が指定した指定避難所、一時避難場所又は臨時集合場所に集合し、弟子屈町が確保したバス、トラック等で安全な避難所等まで避難する。

町のみでの輸送が困難な場合には、北海道バス協会釧根地区バス協会及び自衛隊に輸送支援を要請する。

#### (2) 避難誘導

町は、警察・消防・消防団に避難誘導を要請する。消防団員は、指定避難所、一時避難場所

又は臨時集合場所に出動し、避難車両への乗車の誘導、発車を確認する。

また、避難経路の主要な地点で避難車両の誘導を行う。

この際、道路管理者、警察、消防団との共同に努める。

### (3) 避難時の処置

避難時には、電気のブレーカを切り、ガス・灯油の元栓を締めるとともに、玄関・窓の戸締りを確実に実施するものとする。

### (4) 避難促進施設の避難

#### ア 避難促進施設の指定

内閣府が示す避難促進施設の基準の中で、想定火口から 1,500m 以内（水蒸気噴火）及び 6,000m 以内（マグマ噴火）にある学校・幼児保育施設、病院、福祉施設、公衆浴場の他に宿泊・飲食施設で、外国人を含む 10 名以上が利用または滞在し、かつ誰かが情報を伝達しないと噴火の事実を知ることが出来ないと想定され、以下に該当する施設を指定する。

(ア) 住民又は観光客が多数行動すると想定される施設

(イ) 住民又は観光客が多数行動すると想定される広場やキャンプ場等

別紙第 1 「避難促進施設一覧」

#### イ 避難計画の作成

(ア) 避難促進施設の指定を受けた事業所等は、努めて速やかに避難計画を作成して、従業員等に教育・徹底を図るものとする。

(イ) 避難促進施設に指定された施設、機関、地域は、噴火時の避難計画を作成し、町に報告するものとする。

#### ウ 避難促進施設の避難要領

(ア) 学校、保育園、幼稚園等の避難

##### a 就業時間中の処置

(a) 噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）の段階で、生徒・児童及び園児を保護者の元へ帰し、施設を閉園（閉鎖）することを原則とする。

(b) 噴火警報（噴火警戒レベル 5）が発せられた場合など、時間に余裕がない場合は、学校、保育園、幼稚園等单位での集団避難とし、必要によりバス、トラック等を配車し、避難所等で保護者または住民の責任者に引き渡す。

(c) 緊急時等、弟子屈市街地への避難が困難な場合または保護者に戻す暇が無い場合には、小清水・清里・大空町が指定する避難所に避難する。

##### b 就業時間外に避難指示が発令された場合の処置

(a) 生徒・児童及び園児が帰宅し、教職員等のみ残っていた場合は、施設長の指示に基づき、玄関に噴火のため施設を閉鎖する旨の貼り紙をして、教職員も避難する。

この際、避難指示が発令された場合は、先ず安全な場所に避難後、学校等連絡網により、この件を伝達するとともに、生徒・児童及び園児の安否を確認するものとする。

(b) 生徒・児童、園児及び教職員も全て帰宅した場合において、教職員住宅に教職員が居る場合には、可能な場合に限り（a）項に準じた行動をとる。

(c) 学校・園及び周辺等に誰も居ない場合は、学校等連絡網により、生徒・児童・園児の安否を確認するものとする。

(イ) 病院、介護施設等の避難

##### a 水蒸気噴火時の避難準備

マグマ噴火へ移行する可能性があることを予期して、入院・入所家族への問い合わせ対応、移動・避難先の調整を実施する。

##### b マグマ噴火時の避難要領

病院、介護施設等は、噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）の段階で、避難を開始する。

避難先・移動先は病院・施設ごとに調整する。

(ウ) ホテル等宿泊施設及びその他の集客施設の避難

a 水蒸気噴火時の避難準備

- (a) 川湯温泉街から硫黄山レストハウスへ繋がる「つつじヶ原自然探勝路」及び「道道52号」が通行止めになる可能性があることから、宿泊客及び観光客へ情報を提供する。
- (b) 必要により、玄関、駐車場等に誘導員を配置して、避難者の混乱を防止する。
- (c) 別紙第5「アトサヌプリ噴火時の避難要領（水蒸気噴火のレベル2～5）」

b マグマ噴火時の避難要領

- (a) 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の段階で、避難を予告するとともに、努めて早く避難させて閉店準備を整える。宿泊客には個人の計画で旅行計画の変更をお願いする。
- (b) 噴火警戒レベル5（避難）の段階では、従業員も全員避難させる。
- (c) 噴火後の避難経路は、北方向に限られるので、避難経路及び一時避難先について、災害対策本部の情報に基づき、観光客等に情報提供する。
- (d) 必要により、玄関、駐車場等に誘導員を配置して、避難者の混乱を防止する。
- (e) 別紙第6「アトサヌプリ噴火時の避難要領（マグマ噴火のレベル4～5）」

(5) 地域単位の避難

自治会単位又は地域単位での避難に努め、隣近所同士で声を掛け合い、相互に乗り合わせの上、所定の避難先に避難するものとする。

別紙第7「地域ごとの避難計画」

(6) 避難者輸送支援

避難行動は、避難者自らによる避難を原則とするが、家族・近所の支援を受けることが出来ない避難行動要支援者に対しては、町が手配する車両により避難する。

この際、バスを含む町役場の公用車、通学バスの運行統制を行う他、川湯温泉地域のホテルの送迎バス、釧根地区バス協会等、あらゆる支援を受けて輸送支援を行う。細部の要領は別に定める。

付表「輸送能力一覧」(掌握表)

区分	車種	乗車可能人数（運転手を除く）	台数	小計	合計
町役場	乗用車（5人）				
	乗用車（5人）				
	軽自動車（4人）				
教育委員会	生涯学習バス				
	通学バス				
釧根地区バス協会	大型バス				
陸上自衛隊	高機動車				
	装輪装甲車				
	大型トラック				
トラック協会	トラック	荷物のみ積載可			

(7) 避難行動要支援者の避難

福祉施設入所者及び病院入院患者の避難は、施設管理者が実施する。町に避難の要請があった場合には、公用車、自衛隊などの車両を派遣して支援を行う。

在宅の避難行動要支援者は、住民組織、消防団等の地域の援助により一般住民と同様に扱うが、重度在宅療養者等への援助が必要な場合は、町が手配した車両により避難の支援を行う。

(8) 降灰区域の避難行動

避難指示の対象地域に指定されていない地域で降灰があった場合は、安全な避難所（コンクリート造り）に一時的に避難するか、自宅で様子を見て、噴火（降灰）の合間に一時的に避難を行う。

噴火中の避難は暗く危険なこと、さらに降雨があった場合は車両の運行が困難になること、降灰が厚くなると屋根が潰れる危険性があるので降灰の合間に除灰する必要があることなどを広報する。

#### (9) 避難完了の確認

町は、警察、自衛隊、消防、消防団の協力を得て、避難指示の対象地域の各住宅を巡回し、避難の完了を確認する。避難していない住民がいる場合は、避難を促す。

ただし、大噴火が切迫している場合は巡回を実施せず、避難準備が完了している者の避難を優先し、かつ避難誘導・輸送支援を行う警察官、自衛隊員、消防士、消防団員及びこれらに従事するその他の者の安全を優先するものとする。

## 6. 避難所等の開設

### (1) 避難所の準備

町は、避難所等に職員を派遣し、施設管理者等と協力して、避難所等の開設準備を行う。

特に夜間・休日等において、水蒸気噴火時の避難所開設にあたっては、役場の職員の現場到着が遅れることがあるので、避難所開設の初動は、学校教職員等に依頼する。

また、指定緊急避難場所として硫黄山レストハウスを開設するときは、役場の職員の現場到着までの間、弟子屈町振興公社（硫黄山レストハウス）に避難所開設と避難誘導の協力を依頼するとともに、観光客等の危険予想地域からの安全な脱出誘導について自然公園財団川湯支部にも協力を依頼する。

町外へ避難する場合は、受け入れ先自治体に避難所の開設を要請する。時間的な余裕がある場合には、開設する避難所等に予め職員を派遣し、受け入れ先自治体と職員が協力して、避難スペース、駐車スペースの確保、設備の点検、備品の準備等の開設準備を行う。

### (2) 避難者の受入

避難所等では、避難者を努めて自治会単位に避難スペースへ案内し、施設利用の注意等を行う。

### (3) 避難所開設・運営要領

弟子屈町職員用災害発生時等対策マニュアル「別紙 1 3 避難所開設運営マニュアル」による。

## VI 登山者等への対応

### 1. 登山禁止と限定付登山の許可

アトサヌプリは2000年（平成12年）4月23日に発生した落石死亡事故（死亡2名、負傷1名）以降、入山禁止となっている。

しかし、2019年（平成31年）3月4日の「硫黄山登山道再開に向けた安全対策会議」において、令和元年末から「てしかがえこまち推進協議会」が認定するガイドが同行する場合に限り、登山経路を限定して登山できるようになった。

### 2. 情報の伝達等

登山者への情報伝達は、立入規制地点における看板類の設置により行うほか、既に入山中の者に対しては、緊急速報メールによる情報伝達を行うとともに、携帯電話の電波の届かない区域もあることを踏まえて、ヘリコプターによる上空からの下山呼びかけも行うものとする。あわせて認定エコツアー登山を運営する「てしかがえこまち推進協議会」は、登山ツアー催行中のガイドに、これらについての情報伝達を行うものとする。

#### (1) 緊急速報メールによる情報伝達

気象庁から「噴火警報」の発表により、噴火警戒レベル2（火口周辺の立入規制）及び3（入山規制、危険な地域への立入規制等）が伝達された場合、町長は、協議会構成員などの助言に基づき、噴火の際に直ちに危険が及ぶと想定される範囲に対して災害対策基本法第63条の規定による警戒区域を設定し、「噴火警報」として登山者等および住民に周知するための緊急速報メールを配信するものとする。

噴火警戒レベル4以上が伝達された場合は、「特別警報」として緊急速報メールを配信するものとする。

#### (2) 緊急速報メールを利用するに至らない火山情報の伝達

気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時又は無印）」等により、レベル2に引き上げるまでに至らないが、「火山活動に変化がみられる」又は「今後火山活動が活発になる可能性が高い」との情報があった場合は、町は「てしかがえこまち推進協議会」を通じて登山予定又は登山中の者に対して、必要な情報を発信するとともに、必要により行動を統制する。

#### (3) ヘリコプターによる下山呼びかけ

##### ア 下山呼びかけの方法

気象庁から火山活動に関する情報の伝達があった場合、ヘリコプターの緊急運航の必要があると認めるときは、北海道防災航空室、北海道警察、釧路海上保安部に対し緊急運航の要請を行い、上空からの下山呼びかけを行うものとする。

##### イ 呼びかけ方法および内容

###### (ア) 呼びかけ方法

ヘリコプター運航の安全を確保するため、噴石の飛ぶ範囲外からの呼びかけを基本とする。飛行ルートについては、運航の可否も含めて、天候や火山灰等の状況を踏まえた運航指揮者の判断となる。

###### (イ) 呼びかけ内容

登山者等が聞き取りやすいように、簡潔な言葉で呼びかけを行うことを基本とする。

###### 呼びかけ例

「アトサヌプリ（硫黄山）の火山活動が活発化しています。大至急、下山するとともに、安全な地域に避難してください。」（これを繰り返す。）

### 3. 登山者等への啓発

町および防災関係機関は、登山者等が状況に応じた行動がとれるよう下記の内容について啓発に努めるものとする。

- (1) 登山者等は、事前にアトサヌプリ（硫黄山）に係る情報の把握に努めるとともに、登山中においても、火山現象の変化の把握やラジオや防災アプリ等による外部からの積極的な情報収集に努め、状況の変化に応じた安全に行動をとるよう心がける。
- (2) 携帯電話の電波を受信できない区域もあり、すべての登山者等が確実に緊急速報メール等の情報を得ることができない可能性もあることから、登山中に取得した火山に関する情報については、周りの登山者等と共有を図るよう努める。

## Ⅶ 平常時からの備え

### 1. 訓練の実施

各町は、関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的に避難訓練を実施する。訓練は、以下の訓練を個別に、または総合的に実施する。

- (1) 情報受信伝達訓練  
アトサヌプリ火山防災協議会及び自治会、学校、その他の避難促進施設を対象にした高齢者等避難又は避難指示等の情報受信伝達訓練を実施する。
- (2) 避難誘導訓練  
アトサヌプリ火山防災協議会と連携して、住民等、各種施設及び自治会等を対象とした避難誘導訓練を実施する。
- (3) 図上訓練  
ア 避難経路の確認、安否確認を焦点にした図上訓練  
イ 噴火に伴う様々な阻害事項を排除することを焦点にした図上訓練
- (4) 避難所開設・運営訓練  
避難所開設時の初動と住民による運営に関する訓練
- (5) 現地災害対策本部運営訓練  
現地災害対策本部の関係機関の展開要領～情報交換～出動時の連携等に関する訓練

### 2. 火山防災意識の啓発

御嶽山の噴火（2014年）や本白根山の噴火（2018年）で明らかのように、特に小さな水蒸気噴火の場合の火山活動の前兆は、必ずしも捉えられるわけではない。

また、気象庁が示す噴火警戒レベルは、避難行動の目安に過ぎないということを理解しておく必要がある。こうしたことを踏まえ、火口に観光施設が近接し、かつ火口が観光名所となっているという特徴の理解を促し、住民、観光客等一人一人に正しい知識を普及し、火山防災意識を高めていく必要がある。

- (1) 町民等への防災意識の普及  
アトサヌプリ火山防災協議会の構成機関は、防災に関する集客イベント等において、町民が火山災害を正しく理解できるよう、火山活動等に関する情報の提供、普及活動を行う。特に、つつじヶ原自然探勝路を散策する者に対しては、携帯電話、携帯ラジオ等により、散策中に火山活動に関する正しい情報（噴火警報、噴火速報）を入手できる手段を啓発する。
- (2) 観光客等への防災意識の普及  
各町は、関係機関と連携し、観光客への火山活動に関する正しい情報の提供、普及啓発に努める。この際、硫黄山レストハウス近傍に噴火への注意喚起に関する看板を設置するとともに、

硫黄山レストハウス、川湯エコミュージアムセンター、JR釧網線川湯駅舎、川湯温泉観光案内所（川湯ふるさと館内）及び川湯郵便局に、同趣旨を表すリーフレットを配布して、火山活動等に関する正しい情報の提供、普及啓発に努める。

(3) 児童、生徒等への防災知識の普及

町は、教育委員会を通じて、児童及び生徒に対して火山に関する知識の普及や火山防災教育を行う。

(4) 講演会・研修会の開催

町は、気象庁、火山専門家等と連携して、住民、事業者、各種施設及び自治会等に、火山活動等に関する正しい情報を提供するため、講演会等を開催する。

(5) 家庭での防災意識の醸成

町民は、災害が発生した場合の避難場所、避難経路、緊急時の連絡先の確認に努める。また、防災用品、備蓄食料及び非常時の持出袋の確認、家具の転倒防止、家の中の安全な場所の確保等を行う。町民は、町及び自治会等が開催する訓練、講演会等に積極的に参加し、災害から身を守る方法、災害時の避難要領等の習熟に努める。

別紙第1 避難促進施設一覧

凡例：レベル3のエリア内とは、現噴気孔一帯から500m内をさす。

レベル3のエリア外かつハザードマップのエリア内とは、①の現噴気孔から500m以上でかつ、ハザードマップが示す6km以内をさす。

火口からの距離とは、水蒸気噴火の想定火口である現噴気孔一帯からの距離をさす。

No	施設の種別	具体例、解説	レベル3のエリア内	レベル3のエリア外かつハザードマップのエリア内	噴火形態		施設名称	住所	火口からの距離(km)	利用者数(人)		所有者	管理者	施設所有者等の常駐	避難促進施設として指定する理由	避難の考え方
					水蒸気噴火	マグマ噴火				1日当り(最大)						
1	飲食店	*客席において客に専ら飲食物を提供する施設(3、7と異なり、客の遊興又は従業員接客を伴わない。)。具体的には、各種食堂、そば屋、すし屋、喫茶店、スナック、ビアホール、スタンドバー、酒場等で、営業の実態が3、7に該当しないもの。従業員のための福利厚生施設であるものや、セルフサービスのものも含む。	○	○	○	○	川湯駅前商店街	川湯温泉駅周辺	1.2	100		民間	民間	日中のみ	JR釧網線の利用者も含めて避難誘導が必要	・JR運休情報の伝達 ・速やかに安全な地域への移動について指示
2			○	○	○	○	硫黄山レストハウス	川湯硫黄山山麓	0.3	1,200		民間	民間	日中のみ	外国人を含めた観光客の利用者が多いため。	・JR運休情報の伝達 ・速やかに安全な地域への移動について指示 ・来場者の避難が遅れた場合、レストハウス内に避難させる。
3			○	○	○	○	砂湯キャンプ場	屈斜路湖畔砂湯	6	200		民間	民間	日中のみ		・買い物、食事客への避難指示 ・キャンプ客への指示
4			○	○	○	○	砂湯レストハウス	屈斜路湖畔砂湯	6	200		民間	民間	日中のみ		
5			○	○	○	○	ホテルパークウェイ	川湯駅前3-2-10	1.2	80		民間	民間	常駐		・宿泊客への避難指示 ・避難先と避難ルートとの伝達 ・従業員の安全確保
6			○	○	○	○	屈斜路湖ホテル	ワラナサブ 仁伏温泉	4.5	120		民間	民間	常駐		外国人を含めた観光客の利用者が多いため。
7			○	○	○	○	屈斜路湖荘	ワラナサブ 仁伏温泉	4.5	70		民間	民間	常駐		
8			○	○	○	○	レイクサイドベンションぱりお	屈斜路湖砂湯	5	17		民間	民間	常駐		
9			○	○	○	○	KKRかわゆ	川湯温泉1-2-15	2.5	62		民間	民間	常駐		・噴火の切迫度について宿泊者に伝達 ・避難ルートの伝達
10			○	○	○	○	川湯観光ホテル	川湯温泉1-2-30	2.5	350		民間	民間	常駐		・緊急以外は、避難所へ避難せず、安全な地域へ移動することを指示する。
11			○	○	○	○	川湯ホテルプラザ欣喜湯	川湯温泉1-5-10	2.5	250		民間	民間	常駐		
12			○	○	○	○	川湯ホテルプラザ欣喜湯 別館	川湯温泉1-2-3	2.5	380		民間	民間	常駐		
13			○	○	○	○	温泉浪漫の宿湯の閣	川湯温泉2-6-25	2.8	250		民間	民間	常駐		
14	図書館、博物館、美術館 郷土館、記念館、画廊等 その他これらに類するもの	・図書館 ・博物館 ・美術館 ・郷土館、記念館、画廊等 ・ビジターセンター ・神社、寺院等において、その所蔵品を展示して公衆の観覧に供する施設については、宝物殿として独立棟であるなど独立性が高いものは含まれる。	○	○	○	○	川湯エコミュージアムセンター	川湯温泉2-2-6	2.5			国	国	日中のみ	施設が独立し、外国人観光客も多いため。	・屋外スピーカが聞こえない可能性が高いため、避難指示を伝達 ・緊急時以外は、避難所へ避難せず、安全な地域へ移動することを指示する。
15			○	○	○	○	大鵬相撲記念館	川湯温泉2-1-20	2.3			市町村	市町村	日中のみ		
16	公衆浴場	・銭湯、鉱泉浴場等	○	○	○	○	川湯福祉の湯	川湯温泉4-15-5	2.6			市町村	市町村	日中のみ	長時間の利用者は少ないが、入浴中は情報を収集できないため。	・入浴者は放送が聞こえないので、避難指示を徹底する。
17			○	○	○	○	川湯温泉公衆浴場	川湯温泉2-1-7	2.6			民間	民間	日中のみ		

No	施設の種別	具体例、解説	①レベル3のエリア内	②レベル3のエリア外かつハザードマップのエリア内	噴火形態		施設名称	住所	火口からの距離(km)	利用者数(人)		所有者	管理者	施設所有者等の常駐	避難促進施設として指定する理由	避難対象者数				
					水蒸気噴火	マグマ噴火				1日当り(最大)										
1	福祉サービス施設		○	○	○	○	ケア・サポートまつやま	川湯温泉1-3-6	2.3	46		民間	民間	常駐	避難行動要支援者が主体のため	職員21+定員25=46				
2					○	○	森の家しらかば	川湯温泉4-8-33	2.8	49		民間	民間	常駐		職員201+定員29=49				
3					○	○	川湯小学校	川湯温泉4-15-10	2.7	52	市町村	市町村	日中のみ		職員10+生徒41=52					
4					○	○	川湯中学校	川湯温泉7-3-11	2.5	27	市町村	市町村	日中のみ	在校中の生徒は災害時要支援者のため	職員12+生徒15=27					
5					○	○	美留和小学校	宇美留和55線82	3.5	20	市町村	市町村	日中のみ		職員7+生徒13=20					
6					要支援者施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程を置くものに限る。)	○	○	○	○	川湯保育園	川湯温泉4-3	2.7	45		市町村	市町村	日中のみ	在園中の園児は災害時要支援者のため	職員9+園児36=45
7									○	○	わんぱくクラブ(川湯青少年会館)	川湯温泉4-15-5	2.6	40	市町村	市町村	日中のみ	在所中の子供は災害時要支援者のため	その日によって利用人数が異なるが、最大時利用実績40人(職員3+利用者37人)を対象人数とする。	
8					病院、診療所及び助産所		○	○	○	○	川湯の森病院	川湯温泉4-8	2.8	275		民間	民間	常駐	避難行動要支援者が主体のため	その日によって利用人数が異なるが、瞬間最大人数は275(職員125+ベッド100+外来50/h)程度と見積もる。

## 別紙第2「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、道内において災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

### (応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### (地域区分)

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

### (道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

### (連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

### (応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

### (応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数

- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあつてはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあつてはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあつては、原則として道を経由して行うものとする。

#### (応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

#### (自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

#### (他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

#### (その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、平成9年11月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成9年11月5日

「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（以下「協定」という。）第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電信、電話等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣 応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資 当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資 当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等 借上費、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費等
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) 協定第2条第6号に規定する事項 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年11月5日から施行する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成9年11月5日

### 別紙第3「釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町釧路管内 8市町村防災基本協定」

釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町（以下「提携市町村」という。）は、防災に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、提携市町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、もって提携市町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平時における相互協力）

第2条 提携市町村は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実に資するため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し、又は相互に協力するものとする。

- (1) 域防災計画その他各提携市町村が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供
- (2) 各提携市町村が実施する防災訓練への協力参加
- (3) 情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- (4) 提携市町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- (5) 災害時における役場機能維持や医療体制など広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- (6) その他この協定の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互応援）

第3条 提携市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という）が、独自では十分な応急措置が困難な場合においては、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携市町村に対して応援を要請することができるものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 人的応援
  - ア 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
  - イ ボランティアのあっせん
- (2) 資機材及び生活必需品等の提供
  - ア 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっせん
  - イ 被災者の救出、医療、防疫及び応急復旧に必要な医薬品などの物資並びに資機材の提供又はあっせん
  - ウ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっせん
- (3) 代替事務所、避難所等の提供
  - ア 被害市町村における災害対策本部機能の維持等を目的とした施設の提供
  - イ 被災者の避難のための敷地、施設等の提供
- (4) その他  
前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請手続)

第5条 被災市町村が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」別表第2第1要請の定めにより、応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）に対して文書又は口頭により要請するものとする。なお、口頭による要請を行った場合には、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (3) 前条第2号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、具体的な応援内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 第4条第1号により、応援のため派遣された職員は、原則として被災市町村長の指揮下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費負担については、原則として「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるところによる。

- 2 前項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援市町村とが協議して定めるものとする。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする市町村が必要と認めたときは、自主的に被災地の情報収集を行うとともに、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は、応援を行おうとする市町村の負担とする。

(他市町村の災害に対する応援の協力)

第9条 各提携市町村は、それぞれが友好都市関係を持つ市町村又は相互応援協定を締結している市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、特別の事情があるときは提携市町村に対して協力を求めることができるものとする。

(連絡担当部局)

第10条 提携市町村は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、提携市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書9通を作成し、各市町村長及び立会人が記名押印の上、各1通を保有する。  
平成24年9月24日

## 別紙第4「大空町・清里町・小清水町とのアトサヌプリ火山噴火時における避難者の救護等に関する覚書」

(目的)

第1条 弟子屈町(以下「甲」という。)と大空町・清里町・小清水町(以下「乙」という。)は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、アトサヌプリがマグマ噴火し住民等が避難する際の支援要領について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲の避難者が乙に一時避難しなければならない時の避難場所の提供
- (2) 上記避難場所での医療、飲料水・食料等の提供及びあっせん
- (3) 甲から乙へ避難する際及び乙を経由して弟子屈町内へ避難する際の要点での誘導及び安全を確保するための施策
- (4) 前各号に定めるもののほか、甲から乙に対して、特に要請のあった事項

(応援の要請の手続)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号に掲げる避難者の人数、車両数、避難者の特徴及び避難経路等
- (3) 第2条第2号に掲げるものの品名、数量等
- (4) 第2条第3号に掲げる内容の具体的な支援内容

(応援の経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 応援を受けた甲において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた甲の求めにより、応援を行った乙は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(他の覚書との関係)

第5条 この覚書は、道及び市町村相互において締結している「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定」を妨げるものではない。

(その他)

第6条 この覚書の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成27年3月24日から施行する。

この覚書の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月



別紙第5-1「噴火警戒レベル2（火口周辺への立入規制）の避難要領」（想定される現象：地震活動や熱活動の高まり等により、火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される）



予報警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	2	<p>○地震活動や熱活動の高まり等により、火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される時の立入規制</p> <p>【道道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制準備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道道52号：「川湯セイコーマート」～「硫黄山入口」</li> </ul> <p>【つつじヶ原自然探勝路（弟子屈町）】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制および看板設置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「つつじヶ原自然探勝路入口」～「硫黄山レストハウス取付道入口」の間</li> <li>元アズールの「登山道入口」（2箇所＝常時閉鎖）</li> <li>「青葉トンネル入口」</li> </ul> <p>【林道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制準備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>池の湯林道東</li> <li>池の湯</li> <li>ポンポン山遊道北</li> <li>第2池湯林道南（常時閉鎖）</li> <li>池湯林道南（常時閉鎖）</li> <li>沼の湯林道北（常時閉鎖）</li> </ul> <p>【施設、その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>硫黄山レストハウス（閉館）</li> <li>登山中止。登山中の場合は直ちに下山</li> </ul> <p>《突然噴火した際の処置》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光客を直ちに弟子屈市街地方向又は川湯温泉街～野上峠方向へ避難させる。</li> <li>避難の猶予が無い場合は、硫黄山レストハウス地下室に緊急避難させる。</li> </ul> <p>→事後、噴火の間断を縫って脱出させる。①道道52号経由で川湯ふるさと館へ自力脱出 ②又は、自衛隊等により救出し川湯ふるさと館へ避難</p>



### 別紙第3 「アトサヌプリ（硫黄山）の噴火・避難に係るフレーズ」

連番	日本語	英訳
1	<p>《1案》 気象庁は、硫黄山（アトサヌプリ）をモニターしており、噴火警戒レベルを運用しています。</p> <p>《2案》 気象庁は噴火警戒レベルを硫黄山（アトサヌプリ）に運用しています。</p>	<p>《Plan 1》 The Japan Meteorological Agency monitors Mt. Io (Atosanupuri). They operate Volcanic Alert Levels.</p> <p>《Plan 2》 The Japan Meteorological Agency has operated the Volcanic Alert Levels for Mt. Io (Atosanupuri).</p>
2	硫黄山（アトサヌプリ）は、現在も活発に水蒸気を噴出して	Mt. Io (Atosanupuri) actively spews out water vapor.
3	数100年前の噴火により、熊落とし火口が形成されています。	A large crater called Kumaotoshi (bear trap) was formed by an eruption several hundred years ago.
4	川湯地区には、硫黄山（アトサヌプリ）を含む溶岩ドームが10個あります。	There are ten lava domes, including Mt. Io (Atosanupuri), in the Kawayu area.
5	硫黄山（アトサヌプリ）には、水蒸気噴火とマグマ噴火という2タイプの噴火の可能性があります。	Two types of eruption—steam and magmatic—are possible at Mt. Io (Atosanupuri)
6	硫黄山（アトサヌプリ）が噴火しました。	Mt. Io (Atosanupuri) has erupted.
7	火山灰を含んだ噴煙が高さ500mまで上がっています。	Smoke containing volcanic ash has risen 500m.
8	火山性地震が発生しています。	A volcanic earthquake is occurring.
9	<p>現在の硫黄山（アトサヌプリ）の噴火警戒レベルは、1「活火山であることに留意」です。</p> <p>■気象庁の英語ページによると、Level 1は、活動が増加する可能性と訳している。</p>	<p>The Volcanic Alert Level at Mt. Io (Atosanupuri) is currently Level 1 – “Be aware that it is an active volcano,”</p> <p>or “There is potential for increased activity”</p> <p>■Level 1 - Potential for increased activity</p>
10	現在の硫黄山（アトサヌプリ）の噴火警戒レベルは、2「火口周辺規制」です。	The Volcanic Alert Level at Mt. Io (Atosanupuri) is currently Level 2 – “Restriction on proximity to the crater”
11	現在の硫黄山（アトサヌプリ）の噴火警戒レベルは、3「入山規制」です。	The Volcanic Alert Level at Mt. Io (Atosanupuri) is currently Level 3 – “Restriction on proximity to the volcano”
12	ここは、噴煙により視界「0」です。	There is zero visibility due to volcanic smoke here.
13	硫黄山レストハウスの地下室に避難して下さい。	Please evacuate to the basement of Mt. Io Rest House (visitor center).
14	観光客は全員避難完了しました。	Evacuation of all tourists is complete.
15	救出部隊が到着しました。	The rescue party has arrived.
16	救出部隊が到着するまで、ここで待機して下さい。	Please wait here until the rescue party arrives.
17	ヘルメットを被って脱出準備して下さい。	Please put on your helmets and be prepared for evacuation.
18	自衛隊の車両に乗車して下さい。	Please get on the SDF (Self Defense Force's) vehicle.
19	頭上に注意して下さい。	Please watch your head.
20	怪我は有りませんか？	Do you have any injuries?
21	<p>我々が向かう避難所は「川湯ふるさと館」です。</p> <p>■硫黄山レストハウスで、これから向かう避難所について説明するイメージ。</p>	The evacuation site we are heading to is Kawayu Furusatokan.
22	逃げ遅れた人が居ないか、確認する。	Confirm that no one has been left behind.
23	<p>我々が向かう（べき）避難所は、小清水町の100周年記念公園です。</p> <p>■we are heading to を削除すれば「避難所は小清水町の～です。」</p>	The evacuation site we are heading to is the 100 <sup>th</sup> anniversary memorial park in Koshimizu town.
24	避難経路は、国道391号であり、北へ向かって走行して下さい。	The evacuation route is National Highway 391. Please drive north on this route.
25	小清水町100周年記念公園に到着後は、役場の職員の指示に従って下さい。	After arriving at the 100 <sup>th</sup> anniversary memorial park in Koshimizu town, please follow the instructions Koshimizu town officials provide.
26	川湯温泉駅周辺にいる人は、川湯駅前交流センター（コミュニティセンター）に来てください。	Those who are in the vicinity of Kawayu Onsen station, please come to Kawayu Ekimae Koryu Center (community center.)
27	川湯温泉駅エリアにいる人は、今避難してください。	Those who are in the Kawayu Onsen station area, please evacuate now.
28	川湯市街地にいる人は、自主的に避難してください。	Those who are in the Kawayu town center, please evacuate independently.



別紙第5-2「噴火警戒レベル3（想定火口から500m程度への立入規制）の避難要領」

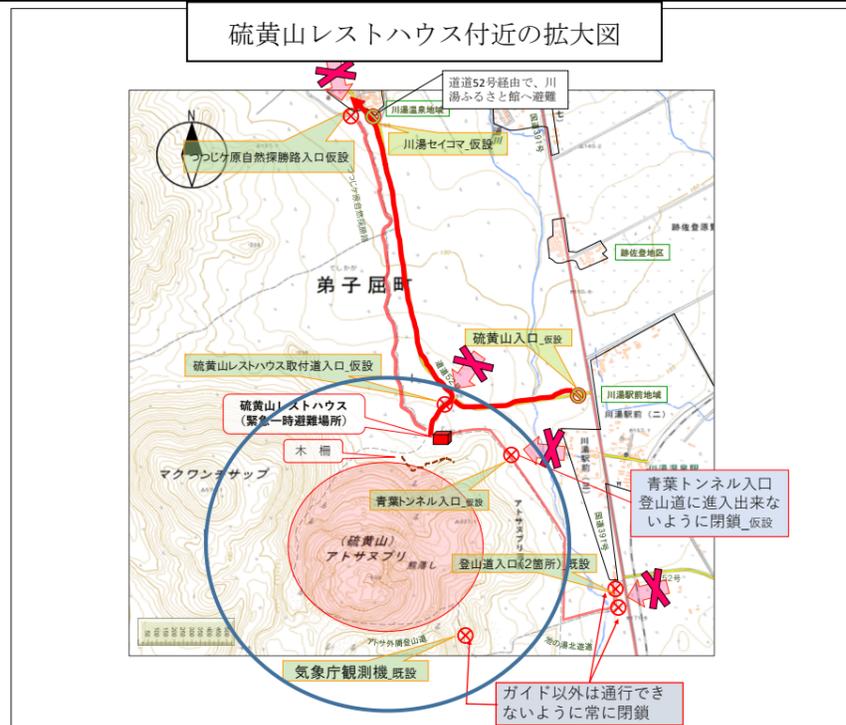
（想定される現象：・ごく小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から500m程度まで飛散

・地震活動や熱活動の高まりにより、火口で、ごく小規模な噴火の発生が予想される）



- 登山開始前の場合＝登山中止
- 登山中の場合＝登山を中止し、最短で安全な経路により、直ちに下山
- 硫黄山レストハウスとつつじヶ原自然探勝路を閉鎖
- 道道52号（アトサ入口～川湯セイコマ南）も通行規制

予報警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	3 入山規制	<p>○想定火口から500m程度の立入規制など</p> <p>【居住地域】                      &lt;高齢者等の要配慮者は避難準備&gt;                      ・川湯駅前地域 ・跡佐登地区の一部</p> <p>【道道】                      &lt;ゲートにより立入規制&gt;                      ・道道52号：「川湯セイコマ」～「硫黄山入口」の間</p> <p>【つつじヶ原自然探勝路（弟子屈町）】（継続）                      &lt;ゲートにより立入規制および看板設置&gt;                      ・「つつじヶ原自然探勝路入口」～「硫黄山レストハウス取付道入口」の間（継続）                      ・元アズールの「登山道入口」（2箇所＝常時閉鎖）                      ・「青葉トンネル入口」（継続）</p> <p>【林道】                      &lt;ゲートにより立入規制&gt;                      ・池の湯林道東 ・池の湯 ・ポンポン山遊道北                      ・第2池湯林道南（常時閉鎖） ・池湯林道南（常時閉鎖） ・沼の湯林道北（常時閉鎖）</p> <p>【施設、その他】                      ・硫黄山レストハウス（閉館継続）                      ・登山中止。登山中の場合は直ちに下山</p> <p>≪突然噴火した際の処置≫                      噴火警戒レベル2の際の対応と同様に、観光客を避難させる。</p>



別紙第5-3「ケース1（水蒸気噴火）の噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の避難要領」

（想定される現象：ごく小規模な水蒸気噴火の頻発、地震・熱活動のさらなる高まり等により、さらに大きな水蒸気噴火が発生する可能性が高まっている）



予報警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	4 高齢者等避難	<p>○想定火口から1.5km程度までの範囲への立入規制準備など （想定火口から1.5km内の町民の避難準備）</p> <p>【居住地域】          &lt;高齢者等避難&gt;          ・川湯駅前地域 ・跡佐登地区の一部          ※要配慮者は避難、それ以外は避難準備</p> <p>【国道】          &lt;ゲートにより立入規制準備&gt;          ・国道391号：「スタンド交差点」～「美留和处理場入口」の間</p> <p>【道道】          &lt;ゲートにより立入規制&gt;          ・道道52号：「川湯セイコーマート」～「硫黄山入口」の間（継続）</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制準備&gt;          ・「摩周湖第1展望台」</p> <p>【町道】          &lt;ゲートにより立入規制準備&gt;          ・町道725、750、751、753号：「六十三線」、「六十四線」、「六十五線」、「六十六線」</p> <p>【つつじヶ原自然探勝路（弟子屈町）】          &lt;ゲートにより立入規制及び看板設置&gt;（継続）          ・「つつじヶ原自然探勝路入口」（継続）          ・元アズールの「登山道入口」（2箇所＝常時閉鎖）          ・「青葉トンネル入口」（継続）</p> <p>【林道】ゲートにより立入規制（継続）          ・池の湯林道東 ・池の湯          ・第2池湯林道南（常時閉鎖） ・池湯林道南（常時閉鎖）          ・池の湯林道北（常時閉鎖）</p> <p>【JR釧網線】運行停止準備（降灰の状況によって運行停止）</p> <p>【施設、その他】          ・硫黄山レストハウス（閉館継続）          ・登山中止。登山中の場合は直ちに下山</p> <p>《要配慮者の避難要領》          ・国道391号経由で川湯市街地（川湯農村センター、川湯中学校、川湯小学校）又は、美留和市街地（美留和会館、美留和小学校）に避難          ・車両を持たない、又は近所に避難を依頼できない要配慮者は、川湯駅前交流センターに一時避難して、災害対策本部が準備した車両で川湯温泉街の避難所に避難する。</p>

別紙第5-4「ケース1（水蒸気噴火）の噴火警戒レベル5（避難）の避難要領」（想定される現象：小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1.5km程度まで飛散）



予報警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	5 避難	<p>○想定火口から1.5km程度への立入規制（想定火口から1.5km内の住民避難）</p> <p>【居住地域】</p> <p>&lt;避難指示&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川湯駅前地域</li> <li>跡佐登地区の一部</li> </ul> <p>【国道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道391号：「スタンド交差点」～「美留和处理場入口」の間</li> </ul> <p>【道道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道道52号：「川湯セイコーマート」～「摩周湖第1展望台」の間</li> </ul> <p>【町道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制及び看板設置、避難誘導&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町道725、750、751、753号：「六十三線」、「六十四線」、「六十五線」、「六十六線」</li> </ul> <p>【つつじヶ原自然探勝路（弟子屈町）】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制及び看板設置、避難誘導&gt;（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「つつじヶ原自然探勝路入口」</li> </ul> <p>【林道】ゲートにより立入規制（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>池の湯林道東</li> <li>池の湯</li> <li>第2池湯林道南（常時閉鎖）</li> <li>池湯林道南（常時閉鎖）</li> <li>ポンポン山遊道北</li> <li>沼の湯林道北（常時閉鎖）</li> </ul> <p>【JR釧網線】運行停止</p> <p>【施設、その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>硫黄山レストハウス（閉館継続）</li> <li>登山中止。登山中の場合は直ちに下山</li> </ul> <p>《避難要領》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火前で、かつ国道391号をまだ通行できる場合 国道391号経由（黒色の破線）で川湯市街地（川湯農村センター、川湯中学校、川湯小学校）又は、美留和市街地（美留和会館、美留和小学校）に避難</li> <li>噴火が始まり、通行規制により国道391号を通行できない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>川湯駅前の住民は、川湯駅～町道752号～753号～754号～757号経由（地図上の緑の破線）で川湯市街地（川湯農村センター、川湯中学校、川湯小学校）に避難</li> <li>JR川湯温泉駅より南側に居住する住民の内、上記国道経由で避難することが困難な住民は、道道52号（摩周湖第1展望台）経由で弟子屈市街地に避難することができる。この際の避難所は、弟子屈町公民館に開設する。</li> <li>自力で避難出来ない避難者は、川湯駅前交流センターに一時避難し、役場等の支援を受ける。</li> </ul> </li> </ul>

別紙第6-1「ケース2（マグマ噴火）の噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の避難要領」（想定される現象：有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。）



予報警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	4 高齢者等避難	<p>○想定火口から6km程度への立入規制準備</p> <p>【居住地域】</p> <p>&lt;高齢者等避難&gt;（高齢者等の要配慮者は避難、その他は避難準備又は自主避難）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川湯駅前地域</li> <li>・川湯温泉地域</li> <li>・跡佐登地区</li> <li>・美留和地域（立入規制準備地域内の町民）</li> <li>・仁伏</li> <li>・砂湯</li> <li>・池の湯</li> <li>・コタン</li> </ul> <p>【国道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制準備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道391号：「国道391号駐車帯」～「国道交点」（243号と391号との交点）</li> <li>・国道243号：「丸山」～「札友内停車場線北入口」</li> <li>・国道243号：「札友内弟子屈停車場線北入口」及び「美幌峠」</li> </ul> <p>【道道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制準備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道道52号：「摩周湖第1展望台」～「コタン分岐」（信号の北側）</li> <li>・道道102号「大空町山園ゲート」及び道道587号「小清水町上徳249（上徳ゲート）」</li> </ul> <p>【町道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制準備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町道410号：「弟子屈原野西1号北」</li> <li>・町道412号：「弟子屈原野拓北線北」</li> </ul> <p>【つつじヶ原自然探勝路（弟子屈町）】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制及び看板設置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「つつじヶ原自然探勝路入口」</li> <li>・元アズールの「登山道入口」（2箇所＝常時閉鎖）</li> <li>・「青葉トンネル入口」</li> </ul> <p>【林道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・池の湯林道東</li> <li>・池の湯</li> <li>・第2池湯林道南（常時閉鎖）</li> <li>・池湯林道南（常時閉鎖）</li> <li>・ポンプン山遊道北</li> <li>・沼の湯林道北（常時閉鎖）</li> </ul> <p>【JR釧網線】運行停止</p> <p>【施設、その他】</p> <p>&lt;登山者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄山レストハウス（閉館）</li> <li>・登山中止。登山中の場合は直ちに下山</li> </ul> <p>&lt;閉館準備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入規制内の全ての施設</li> </ul> <p>≪避難要領≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備者は、レベル5になった際には直ちに避難できるように、物心両面の準備と避難経路の確認を行う。</li> <li>・避難準備地域の要配慮者は、弟子屈市街地の避難所に避難する。</li> </ul> <p>【弟子屈市街の避難所】</p> <p>弟子屈町公民館、弟子屈小学校、弟子屈中学校、弟子屈高校、摩周観光文化センター、社会老人福祉センター、泉ふれあいセンター（避難先の内訳は、避難計画本文のP.9による。）</p> <p>この内、要配慮者は、当初、社会老人福祉センターに収容する。</p>



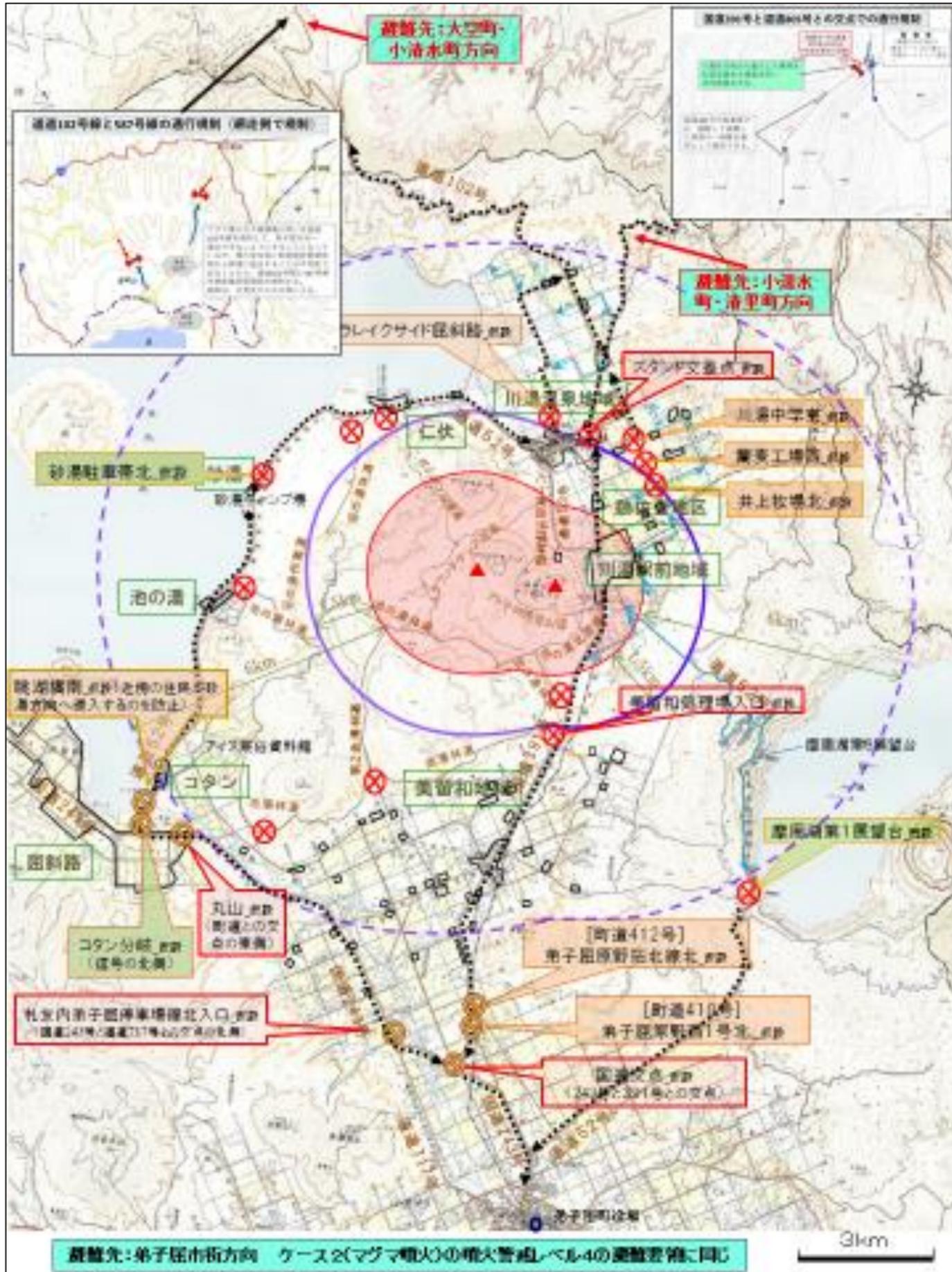
別紙第6-2「ケース2（マグマ噴火）の噴火警戒レベル5-1（避難）の避難要領」

（想定される現象：・ベースサージや火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火の発生が切迫している。）



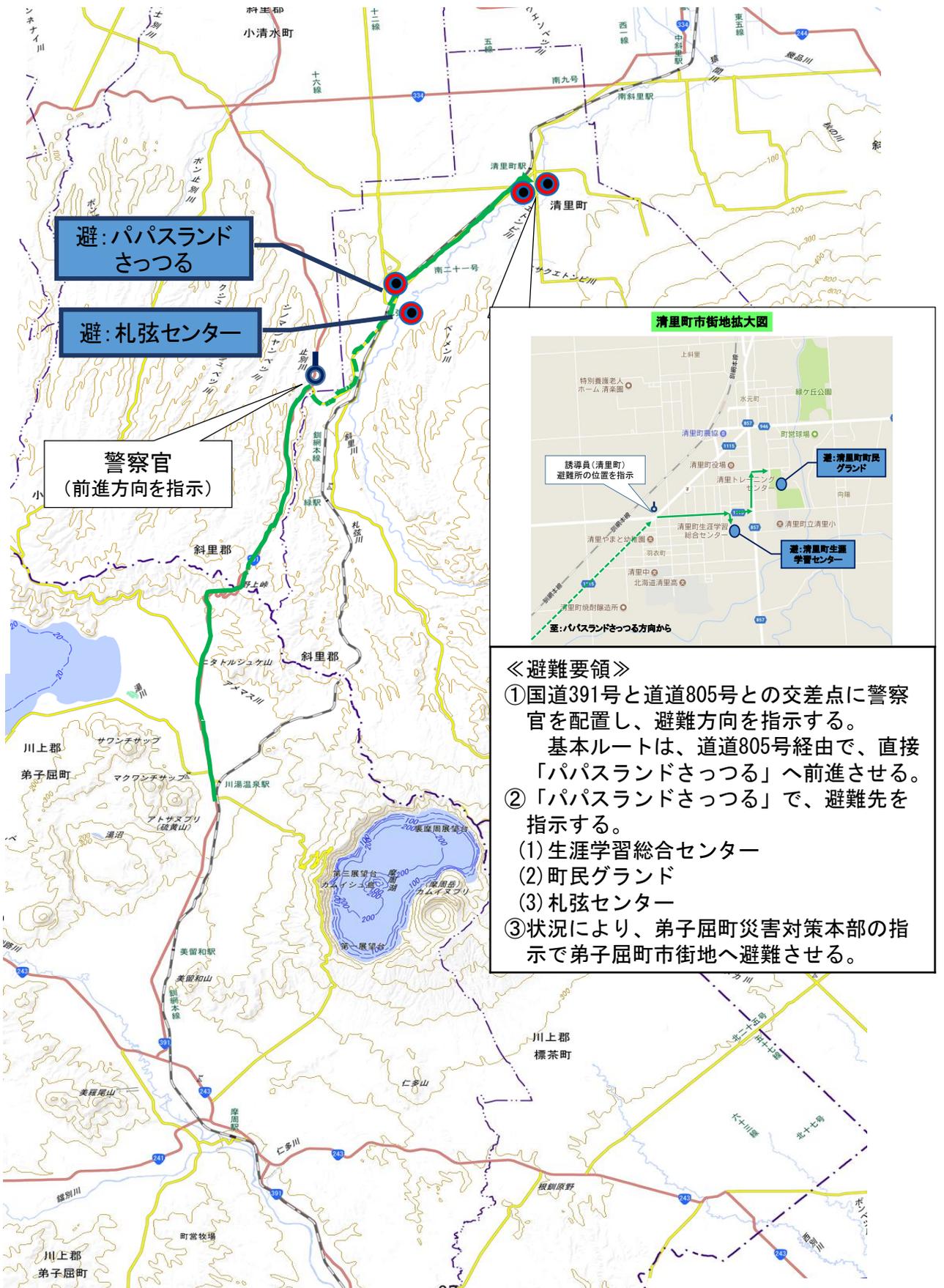
予報警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	5-1 避難	<p>○想定火口から6 km程度への立ち入り規制</p> <p>【居住地域】                      &lt;避難&gt;                      ・川湯駅前地域 ・川湯温泉地域 ・跡佐登地区 ・美留和地域(立入規制内の住民) ・仁伏 ・砂湯 ・池の湯 ・コタン</p> <p>【国道】                      &lt;ゲートにより立入規制&gt;                      ・国道391号：「国道391号駐車帯」～「国道交点」(243号と391号との交点)                      ・国道243号：「丸山」～「札友内弟子屈停車場線北入口」                      &lt;ゲートによる規制準備(継続)&gt;                      噴火エリアの拡大や異常気象が予想される時は、国道243号では美幌峠で規制する。</p> <p>【道道】                      &lt;ゲートにより立入規制&gt;                      ・道道52号：「摩周湖第1展望台」～「コタン分岐」(信号の北側)                      ・道道102号「大空町山園ゲート」及び道道587号「小清水町上徳249(上徳ゲート)」</p> <p>【町道】                      &lt;ゲートにより立入規制&gt;                      ・町道410号：「弟子屈原野西1号北」(踏切西側) ・町道412号：「弟子屈原野拓北線北」                      ※道路は火山灰の量により規制箇所を変更</p> <p>【施設、その他】                      &lt;閉館&gt; ・立入規制内の全ての施設                      &lt;&lt;避難要領&gt;&gt;                      ・登山中止。登山中の場合は直ちに下山させる。                      ・噴火開始前に避難指示が発表された場合は、弟子屈市街地へ避難する。                      ・避難前に噴火が始まった場合は、以下の要領で避難する。                      ・川湯駅前、川湯温泉街、跡佐及び砂湯より北側(砂湯を含まず)の地域の住民は、清里、小清水方向へ避難する。                      国道391号を通行できない場合には、道道102号又は587号経由で大空町東藻琴又は小清水町方向に避難し、下記の施設に一時避難する。                      細部は、下記自治体との調整により避難誘導等を行う。ただし、冬季は天候の悪化により道道102号が通行止めとなる可能性があることから、避難先は避難経路の積雪、凍結、気象状況等を考慮して決定し避難者に周知するものとする。                      ・清里町の避難所：パラスランドさつる、生涯学習総合センター、町民グラウンド、札弦センター(付図1)                      ・小清水町の避難所：100周年記念公園、小清水小学校、愛ホール(小清水町多目的研修会施設)(付図2)                      ・大空町東藻琴の避難所：大空町地域振興施設(道の駅ノキーランドひがしもこと)、緑とチーズの里ふれあいパーク駐車場(冬季は不適)、大空町東藻琴総合支所、東藻琴小学校、東藻琴中学校、東藻琴高校、大空町東藻琴B&amp;G海洋センター、大空町農村環境改善センター(付図3)                      ・上記の3町の避難所に一時避難以降は、弟子屈町災害対策本部の指示に基づき、付図4による経路で弟子屈町内の市街地へ避難する。(付図4)                      ・川湯駅前以南の住民は、国道391号経由で弟子屈市街地へ避難する。                      ・屈斜路湖畔の砂湯、池の湯、コタンの住民は、屈斜路市街～国道243号経由で弟子屈市街地(避難先の内訳は避難計画本文のP.9による。)へ避難する。                      また、国道243号が通行できない場合は、屈斜路研修センターに一時避難する。                      ・摩周湖第3展望台の登り～第1展望台周辺に居る住民等は、道道52号経由で弟子屈市街地へ避難する。</p>

別紙第6-3「ケース2（マグマ噴火）の噴火警戒レベル5-2（避難）の避難要領」（大規模なマグマ噴火を予測し6kmの範囲内の住民を避難させた後に、小規模な水蒸気噴火と判定した際には避難対象区域を縮小する場合がある。）



予報警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	5-2 避難 (対象地域を縮小)	<p>○想定火口から1.5km程度に立ち入り規制区域を縮小する。</p> <p>【居住地域】</p> <p>&lt;避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川湯駅前地域</li> <li>川湯温泉地域（立入規制内住民）</li> <li>跡佐登地区（立入規制内住民）</li> <li>仁伏（立入規制内住民）</li> </ul> <p>&lt;避難準備&gt;（要配慮者も含めて、避難準備を継続したまま、噴火の規模が小規模と特定出来た場合には、下記の地域の住民は居住地域に戻ることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川湯温泉地域の一部（立入規制外町民）</li> <li>跡佐登地区の一部（立入規制外町民）</li> <li>美留和地域の一部（立入規制外町民）</li> <li>砂湯</li> <li>池の湯</li> <li>コタン</li> </ul> <p>【国道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道391号：「美留和处理場入口」～「スタンド交差点」の間</li> <li>国道243号の規制は解除</li> </ul> <p>【道道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道道52号：「摩周湖第1展望台」～「砂湯駐車場北」の間</li> </ul> <p>【町道】</p> <p>&lt;ゲートにより立入規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町道757号：「川湯中学東」</li> <li>町道756号：「蕎麦工場西」</li> <li>町道755号：「井上牧場北」</li> <li>町道710号：「ピラレイクサイド屈斜路」</li> <li>川湯駅前地域、跡佐登地区、川湯温泉地域、美留和地域（757、756、755、710号）</li> <li>※道路は火山灰の量により規制箇所変更</li> </ul> <p>【JR釧網線】運行停止</p> <p>【施設、その他】</p> <p>&lt;閉館&gt;</p> <p>立入規制内（川湯駅前、川湯温泉市街、跡佐登）の全ての施設及び摩周湖第3展望台</p> <p>&lt;閉館準備&gt;</p> <p>避難準備地域内の全ての施設</p> <p>&lt;登山者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>硫黄山レストハウス（閉館継続）</li> <li>登山中止（継続）</li> </ul> <p>《避難要領》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備者は全員、再度避難範囲を6kmに拡大した際に直ちに避難できるように、物心両面の準備と避難経路の確認を行う。</li> <li>細部は、マグマ噴火の噴火警戒レベル5-1の避難要領に同じ</li> </ul>

# 付図1「アトサヌプリ町外避難経路(清里町)」



## 《避難要領》

- ① 国道391号と道道805号との交差点に警察官を配置し、避難方向を指示する。  
基本ルートは、道道805号経由で、直接「パパスランドさつる」へ前進させる。
- ② 「パパスランドさつる」で、避難先を指示する。
  - (1) 生涯学習総合センター
  - (2) 町民グランド
  - (3) 札弦センター
- ③ 状況により、弟子屈町災害対策本部の指示で弟子屈町市街地へ避難させる。

# 付図2「アトサヌプリ町外避難経路(小清水町)」



警察官  
(前進方向を指示)

小清水町市街地拡大図



## 《避難要領》

- ① 国道391号と道道805号との交差点に警察官を配置し、避難方向を指示する。  
基本ルートは、小清水町市街地とし、小清水町100周年記念公園に避難
- ② 「小清水町100周年記念公園」で、避難先を指示する。
  - (1) 小清水町100周年記念公園
  - (2) 小清水小学校
  - (3) 愛ホール (小清水町多目的研修会施設)
- ③ 状況により、弟子屈町災害対策本部の指示で弟子屈町市街地へ避難させる。

# 付図3「アトサヌプリ町外避難経路(大空町東藻琴)」



大空町東藻琴市街地拡大図



道道102号

冬季は気象変化により通行規制が多い

警察官  
(前進方向を指示)

## 《避難要領》

- ①国道391号と道道102号との交点に警察官を配置し、避難方向を指示する。
- ②道102号沿いの大空町東藻琴総合支所入口において、同支所の職員により避難場所の指示をする。
- ③大空町東藻琴総合支所は、災害対策拠点のため、避難所としては開設しない。
- ④避難場所候補地は、次のとおりであるが、避難者、避難車両数、移動時の状況、受入態勢、災害発生時期(季節や時間帯)などの状況により最も適切な場所を指定するものとする。
  - ◇大空町東藻琴農村改善センター
  - ◇大空町東藻琴B & G海洋センター
  - ◇多くの車両が駐車できる避難所候補地は以下のとおりである。
    - ・東藻琴小学校、グラウンド
    - ・東藻琴中学校、グラウンド
    - ・東藻琴高等学校、東藻琴総合グラウンド
    - ・緑とチーズの里ふれあいパーク

# 付図4「アトサヌプリ町外避難経路(裏摩周～弟子屈市街地へ)」



警察官等誘導員  
(前進方向を指示)

警察官等誘導員  
(前進方向を指示)

警察官等誘導員  
(前進方向を指示)

《避難要領》  
 ①大空町東藻琴、小清水町及び清里町の一時避難所で、弟子屈市街地での避難先を指示  
 ②数か所に誘導員を配置して、前進方向を指示  
 ③弟子屈町市街地の各指定緊急避難場所に勤務員を配置して、避難者の収容を行う。

警察官等誘導員  
(前進方向を指示)

弟子屈市街地の指定緊急避難場所一覧



連番	施設名	避難対象地域	避難対象人数	収容可能人数
1	弟子屈小学校	川湯温泉4丁目	384	360
2	弟子屈中学校	川湯温泉1.6.7丁目、仁伏	284	470
3	弟子屈高校	川湯温泉5丁目	215	390
4	弟子屈町公民館	川湯温泉2.3丁目	116	150
5	摩周観光文化センター	川湯駅前全域 勝佐登地区、美留和地区	535	900
6	社会老人福祉センター	避難行動要支援者		150
7	泉ふれあいセンター	屈斜路1・予備	83+	70

警察官等誘導員  
(前進方向を指示)

警察官等誘導員  
(前進方向を指示)

別紙第7-1 地域ごとの避難計画（水蒸気噴火）

噴火警戒レベル	状況	災害対策本部等の行動	硫黄山レストハウス	ホテル・パークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル1 （活火山であることに留意）	気象庁が「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火した場合の対応について、役場総務課から情報伝達</li> <li>硫黄山レストハウス、川湯駅前自治会長及び川湯駅前商店街（武山さん）、川湯地域連合自治会の会長、観光協会、川湯運営協会等に連絡</li> <li>地域住民に対する注意喚起のチラシ配布又は回覧板</li> <li>町のホームページによる広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火した場合の対応について、全従業員に対する教育の徹底</li> <li>自然公園財団（硫黄山駐車場管理）との情報共有</li> <li>地下室（指定緊急避難場所）の備蓄品の点検（メガホン、ラジオライト、ヘルメット、保存水、保存パン等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火した場合の対応について、全従業員に対する教育の徹底</li> <li>噴火に備えて物心両面の準備</li> <li>川湯駅前自治会長及び川湯駅前商店街との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火に備えて物心両面の準備</li> <li>地域住民に対する注意喚起のチラシ配布又は回覧板</li> <li>町のホームページによる広報</li> <li>水蒸気噴火による噴石への備え</li> <li>マグマ噴火となった場合の避難の心構え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火に備えて物心両面の準備</li> <li>町ホームページによる広報</li> <li>水蒸気噴火による降灰への備え</li> <li>マグマ噴火となった場合の避難の心構え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火に備えて物心両面の準備</li> <li>地域住民に対する注意喚起のチラシ配布又は回覧板</li> <li>町のホームページによる広報</li> <li>マグマ噴火となった場合の避難の心構え</li> </ul>	
レベル2 （火口周辺規制）	<p>気象庁が「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」を公表（水蒸気噴火の想定火口から駐車場付近までが危険）</p> <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火口内等で熱活動が高まり、火口周辺に影響を及ぼす噴火が予想される。</li> <li>今後、道道52号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。</li> <li>J R 釧網線が運休になる可能性あり</li> <li>川湯駅前地域は、まだ比較的安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警戒本部の設置</li> <li>硫黄山レストハウスの閉鎖要請</li> <li>つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山レストハウス取付道入口）の通行規制要請</li> <li>旧登山道（元アズール付近の旧登山道入口2箇所の通行規制状況の確認及び青葉トンネル入口の通行規制実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>硫黄山レストハウス内及び近傍において従業員が避難指示「噴火警報発表、火口周辺は噴石により危険な状況です。硫黄山レストハウスを閉鎖するので、直ちに避難して下さい。」</li> <li>車両による観光客＝自力避難 避難方向は避難開始後に国道391号及び道道52号（屈斜路湖及び摩周湖方向）が通行規制となった場合は、災害対策本部からその旨が伝達される。</li> <li>徒歩による観光客＝他力本願により他の車両観光客に同乗を依頼する。又は川湯温泉街へ徒歩により自力避難する。</li> <li>硫黄山レストハウス 観光客全員の避難を確認後、施設の施設、電気のブレーカ、水道、ガス等の停止を確認後、施設を閉鎖し、弟子屈町振興公社事務所に報告 ↓ 弟子屈町振興公社事務所は、硫黄山レストハウスの閉鎖と観光客の避難状況を災害警戒本部に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員、宿泊客への正確な情報の伝達（パニック防止）</li> <li>全従業員に対する教育の徹底</li> <li>宿泊客への注意喚起</li> <li>つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山レストハウス取付道入口）の通行規制について宿泊客に通知</li> <li>今後、道道52号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。</li> <li>今後、J R 釧網線が運休になる可能性あり</li> <li>当ホテルも含めて川湯駅前地域は、まだ比較的安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川湯駅前住民の対応 自治会長等による住民への情報の伝達</li> <li>宿泊・飲食店 従業員、利用客への正確な情報の伝達（情報の錯綜を防止する。）</li> <li>つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山レストハウス取付道入口）の通行規制について</li> <li>今後、道道52号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。</li> <li>今後、J R 釧網線が運休になる可能性あり</li> <li>川湯駅前地域は、まだ比較的安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性があるため、今後の火山活動によっては、営業を停止する。</li> <li>レベル4（高齢者等避難）又はレベル5（避難指示）となった場合の道路規制箇所及び避難経路、指定緊急避難場所について</li> <li>今後の火山活動によ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会長、施設管理者等による住民、利用客への情報の伝達</li> <li>つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山レストハウス取付道入口）の通行規制について</li> <li>今後、道道52号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。</li> <li>今後、J R 釧網線が運休になる可能性あり</li> <li>美留和地区は、まだ安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会長、施設管理者等による住民、利用客への情報の伝達</li> <li>今後、道道52号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。</li> <li>今後、J R 釧網線が運休になる可能性あり</li> <li>砂湯～コタン地区は安全であるが、今後の火山情報に注意</li> </ul>	

					ては、営業を停止			
噴火警戒 レベル	状 況	災害対策本部等の行動	硫黄山レストハウス	ホテル・パークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル3 (入山 規制)	<p>気象庁が「噴火警報（レベル3「入山規制）」を発表（水蒸気噴火の想定火口から約500m程度までが危険）</p> <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごく小規模な噴火により大きな噴石が火口から500m以内まで飛散</li> <li>道道52号（川湯セイコーマーケット～硫黄山入口）が通行規制</li> <li>国道391号が通行規制になる可能性あり。</li> <li>今後、JR釧網線が</li> </ul>	<p>□災害対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>硫黄山レストハウスの閉鎖要請（継続）</li> <li>つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山レストハウス取付道入口）の通行規制要請（継続）</li> <li>旧登山道（元アズール付近の旧登山道入口2箇所、アトサ外周登山道と池の湯北遊道との分岐点）の通行止め（継続）</li> <li>国道391号の通行規制に係る調整</li> <li>状況によりJR釧網線の運休調整</li> <li>硫黄山レストハウスに避</li> </ul>	<p>□レストハウス</p> <p>従業員が避難指示「噴火警報発表、硫黄山が噴火しました。硫黄山レストハウスを閉鎖します。間もなく川湯温泉と川湯駅前方向の道道52号は通行止めになります。直ちに避難して下さい。」</p> <p>《車両による観光客》</p> <p>自力避難。避難方向は避難開始後に国道391号及び道道52号（屈斜路湖及び摩周湖方向）が通行規制となった場合は、災害対策本部からその旨が伝達される。</p> <p>《徒歩による観光客》</p> <p>他の車両観光客に同乗を依頼す</p>	<p>□パークウェイ</p> <p>従業員、宿泊客への正確な情報の伝達（パニック防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全従業員に対する教育の徹底。宿泊客のチェックアウトへの対応</li> <li>宿泊客への注意喚起</li> <li>今後の火山活動によっては、営業を中止して従業員の帰宅対応</li> <li>今後、JR釧網線が運休になる可能性あり。</li> <li>今後、道道52号（川湯セイコーマーケット～硫黄山入口）が通行規制。</li> <li>今後、国道391号（川湯</li> </ul>	<p>□川湯駅前住民の対応</p> <p>自治会長等による住民への情報の伝達</p> <p>□宿泊・飲食店＝従業員、利用客への正確な情報の伝達（情報の錯綜を防止する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山レストハウス取付道入口）の通行規制について</li> <li>今後、道道52号（川湯セイコーマーケット～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。</li> <li>今後、国道391号（川</li> </ul>	<p>□宿泊・飲食店</p> <p>従業員、利用客への正確な情報の伝達（情報の錯綜を防止する。）→状況によっては、小噴石、降灰による停電、断水の危険がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道道52号（川湯セイコーマーケット～硫黄山入口）が通行規制</li> <li>国道391号が通行規制になる可能性あり。</li> <li>今後、JR釧網線が運休になる可能性あり。</li> <li>今後、大規模な水蒸気噴火により川湯温泉街・仁伏・跡佐登地域にも噴石が降る危険あり。</li> </ul>	<p>□宿泊・飲食店</p> <p>従業員、利用客への正確な情報の伝達（情報の錯綜を防止する。）→状況によっては、小噴石、降灰による停電、断水の危険があることを注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道道52号（川湯セイコーマーケット～硫黄山入口）が通行規制</li> <li>国道391号が通行規制になる可能性あり。</li> <li>今後、JR釧網線</li> </ul>	<p>□宿泊・飲食店＝従業員、利用客への正確な情報の伝達（情報の錯綜を防止する。）→状況によっては、小噴石、降灰による停電危険がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道道52号（川湯セイコーマーケット～硫黄山入口）が通行規制</li> <li>国道391号が通行規制になる可能性あり。</li> <li>今後、JR釧網線が運休になる可</li> </ul>

	<p>運休になる可能性あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、規模の大きな水蒸気噴火により川湯駅前地域にも噴石や降灰の可能性あり。</li> </ul>	<p>難者が取り残された場合は、自衛隊に「避難者輸送に関する災害派遣」を要請</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難先は、原則的に川湯ふるさと館とする。</li> <li>川湯ふるさと館を使用できない場合には、川湯農村センターに避難させる。</li> </ul>	<p>る。又は川湯温泉街へ徒歩により自力避難。</p> <p>《自力避難できなかった者》</p> <p>レストハウス地下室に一時退避～レストハウス従業員が避難者の状況を把握</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レストハウス従業員は、振興公社に報告（不在時は災害対策本部へ直接報告）→振興公社は、災害対策本部に報告</li> </ul> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レストハウス従業員は、避難者の状況を把握して避難者名簿（簡易版）に記録。時間的なゆとりがあり、かつFAXまたはスマートフォン等を使える場合は、その名簿を振興公社または災害対策本部に送信する。</li> </ul> <p>↓</p> <p>[噴火が落ち着いたと判断できた場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難者に車両での避難が可能であることを伝えて自主避難を促した後、社有車で川湯ふるさと館に一時避難する。</li> <li>町の輸送バス等の到着を待つ。</li> </ul> <p>[噴石の規模が大きく危険と判断された場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴石、火山灰等により移動困難な場合は、社有車を放棄</li> </ul>	<p>スタンド十字路口～美留和ごみ処理場入口）が通行規制になる可能性あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、大規模な水蒸気噴火により川湯駅前地域にも噴石が降る危険あり。</li> <li>レベル4（高齢者等避難）またはレベル5（避難指示）となった場合の道路規制箇所及び避難経路、指定緊急避難場所について情報提供</li> </ul>	<p>湯スタンド十字路口～美留和处理場入口）が通行規制になる可能性あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、JR釧網線が運休になる可能性あり</li> <li>川湯駅前地域は、まだ比較的安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性があるため、今後の火山活動によっては、営業を停止する。</li> <li>レベル4（高齢者等避難）又はレベル5（避難指示）となった場合の道路規制箇所及び避難経路、指定緊急避難場所について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル4（高齢者等避難）またはレベル5（避難）となった場合の道路規制箇所及び避難経路、指定緊急避難場所について情報提供</li> </ul>	<p>が運休になる可能性あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、大規模な水蒸気噴火により美留和地域にも噴石が降る危険あり。</li> <li>レベル4「高齢者等避難」又はレベル5「避難」となった場合の道路規制箇所及び避難経路、指定緊急避難場所について情報提供</li> </ul>	<p>能性あり。</p>
噴火警戒レベル	状 況	災害対策本部等の行動	硫黄山レストハウス	ホテルパークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル4（高齢者等避難）	<p>気象庁が、噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」を発表</p> <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山性地震の急増・規模の増大等が認められ、ごく小規模な噴火が頻発、今後大きな噴火になる可能性が高まってきている。</li> <li>水蒸気噴火により川湯駅前地域に大きな噴石が降る危険あり。</li> <li>宿泊客への避難準備</li> </ul>	<p>□災害対策本部の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Jアラート、エリアメール、スピーカ等による「高齢者等避難」の呼びかけ「噴火警報、噴火警戒レベル4。アトサププリに噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されました。弟子屈町は、川湯駅前地区の高齢者等に避難を命ずるとともに、それ以外の住民に対し避難準備を発令しました。要配慮者は直ちに避難を始めるとともに、その他の住民は今後の噴火に備えて、いつでも避難できる</li> </ul>	<p>レベル2又はレベル3の状態</p> <p>で、既に避難済み</p>	<p>□パークウェイの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全従業員に対する教育の徹底</li> <li>宿泊客への情報伝達 <ul style="list-style-type: none"> <li>水蒸気噴火により川湯駅前地域に大きな噴石が降る危険あり。</li> </ul> </li> <li>宿泊客の避難、予約キャンセルへの対応</li> <li>JR釧網線の運休</li> <li>国道391号（川湯スタンド十字路口～美留和处理場入口）が通行規制となる見込み。通行規制以降は、市街地方面への移動は仁伏～屈斜</li> </ul>	<p>□川湯駅前住民の行動</p> <p>自治会長が各班長等に連絡</p> <p>⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）</p> <p>要すれば、自治会（自主防災組織）計画で、要配慮者のお宅を訪問して、避難についての説明及び準備状況の確認と避難の支援をする。</p> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来客へ噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されたことを伝達</li> </ul>	<p>□川湯温泉街・仁伏・跡佐登地域住民の行動</p> <p>自治会長が各班長等に連絡</p> <p>⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）</p> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来客への正確な情報の伝達</li> <li>来店者に対し、川湯駅前地区に噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表された。</li> <li>温泉駅前以外の地域は、まだ安全である。</li> <li>今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用</li> </ul>	<p>□美留和地域住民の行動</p> <p>自治会長が各班長等に連絡</p> <p>⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）</p> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来場者への正確な情報の伝達</li> <li>川湯駅前地区に噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表された。</li> <li>美留和地域は、まだ安全である。</li> </ul>	<p>□屈斜路自治会地域、特に砂湯～コタン地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会長が各班長等に連絡</li> <li>⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）</li> <li>□宿泊・飲食店の行動</li> <li>来場者への正確な情報の伝達</li> <li>川湯駅前地区に噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表された。</li> <li>屈斜路（砂湯～コ</li> </ul>

	<p>又は宿泊のチェックアウト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 釧網線の運休</li> <li>・国道 391 号が通行止めとなる見込み。通行止め以降は川湯温泉街と美留和の間は通行できなくなる。</li> </ul>	<p>ように準備を整えて下さい。また、川湯農村センターに避難所を準備するので、心配な方は早めに避難を始めて下さい。」(この他に、川湯小学校、川湯中学校、美留和小学校、美留和会館も避難所を準備するが、まだ開設しない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者台帳等に登録してある者に対し、健康こども課、福祉課がケアマネージャー等を通じて、避難に関する呼びかけを行う。</li> </ul> <p>□消防署又は消防団による巡回広報(ホームページや回覧も活用)</p>		<p>路湖経由となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店の営業を継続するか、閉店するかを、関係者と協議する。</li> <li>・営業を継続する場合は、自らも避難できるように準備を整えておく。</li> <li>・閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。</li> </ul>	<p>客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。</li> <li>・閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。</li> </ul>	<p>タン) 地域は、まだ安全である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。</li> <li>・閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。</li> </ul>
噴火警戒レベル	状 況	災害対策本部等の行動	硫黄山レストハウス	ホテル・パークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル 5 (避難)	<p>気象庁が、噴火警報「噴火警戒レベル 5 (避難)」を発表(水蒸気噴火の想定火口から約 1,500m 程度までが危険)</p> <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から 1,500m 程度まで飛散</li> <li>・JR 釧網線の運休</li> <li>・国道 391 号が通行規制開始</li> </ul>	<p>□災害対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄山レストハウスの閉鎖(継続)</li> <li>・つつじヶ原自然探勝路(自然探勝路入口～硫黄山レストハウス取付道入口)の通行規制(継続)</li> <li>・旧登山道(元アズール付近の旧登山道入口 2 箇所、青葉トンネル入口)の通行規制(継続)</li> <li>・Jアラート、エリアメール、スピーカー等による避難準備の呼びかけ「噴火警報(避難)、噴火警戒レベル 5 発表」。</li> </ul>	<p>レベル 2 又はレベル 3 の状態で、既に避難済み</p>	<p>□ホテルパークウェイの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全従業員に対する教育の徹底</li> <li>・宿泊客の状況を最終確認</li> <li>・従業員の避難</li> </ul> <p>⇒避難先は川湯温泉街又は美留和～弟子屈市街地</p>	<p>□川湯駅前住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長が各班長等に連絡</li> <li>⇒各班長は、班員に伝達(直接訪問)</li> <li>・車を持たない住民を隣近所で助け合って同乗させて避難所へ移動する。この際、川湯駅前付近の国道 391 号を避けて通行するものとする。</li> <li>・避難時に近所に車に乗せてもらえる人がいない住民及び徒歩の観光客は、川湯駅前交</li> </ul>	<p>□川湯温泉街・跡佐登地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長が各班長等に連絡</li> <li>⇒各班長は、班員に伝達(回覧板、チラシ等)</li> </ul> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来店者に対し、以下のことを伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・川湯駅前地区に噴火警戒レベル 5 (避難指示) が発表された。</li> <li>・川湯駅前以外の地域は、まだ安全である。</li> </ul> </li> <li>・今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用</li> </ul>	<p>□美留和地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長が各班長等に連絡⇒各班長は、班員に伝達(回覧板、チラシ等)</li> </ul> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来店者に対し、以下のことを伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・川湯駅前地区に噴火警戒レベル 5 (避難指示) が発表された。</li> <li>・美留和地域は、まだ安全である。</li> </ul> </li> <li>・今後の火山活動が、</li> </ul>	<p>□屈斜路自治会地域、特に砂湯～コタン地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長が各班長等に連絡⇒各班長は、班員に伝達(回覧板、チラシ等)</li> </ul> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来店者に対し、以下のことを伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・川湯駅前地区に噴火警戒レベル「5 (避難指示)」が発表された。</li> <li>・屈斜路(砂湯～コタン) 地域は、ま</li> </ul> </li> </ul>

		<p>「アトサヌプリに噴火警戒レベル5（避難）が発表されました。弟子屈町は、川湯駅前地区の住民に対し避難指示を発令しました。直ちに避難して下さい。また、川湯農村センター、美留和会館、川湯小学校、川湯中学校、美留和小学校に避難所を開設しました。」</p> <p>□自衛隊に対する災害派遣要請（川湯駅前交流センターに一時避難した住民を川湯農村センター等に輸送）</p>			<p>流センターに一時避難する。</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役場が準備したバス又は自衛隊の災害派遣部隊により川湯温泉街の避難所へ輸送する。</li> </ul> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来店者に対し、以下のことを伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「噴火警戒レベル5（避難）が発表された。硫黄山周辺と川湯駅前周辺は危険です。直ちに避難して下さい。」</li> </ul> </li> <li>・閉店する際に、店舗の入口に、「閉店と避難先」を掲示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。</li> <li>・閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。</li> </ul>	<p>マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。</li> </ul>	<p>だ安全である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道391号（美留和处理場入口～スタンド交点）が通行規制開始</li> <li>・道道52号（川湯市街～屈斜路コタン）は、まだ通行可能</li> <li>・今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。</li> <li>・閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	---	---	--

別紙第7-2 地域ごとの避難計画（マグマ噴火）

噴火警戒レベル	状況	災害対策本部等の行動	硫黄山レストハウス	ホテル・パークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル4 (高齢者等避難)	<p>気象庁が、噴火警報＝噴火警戒レベル4（高齢者等避難）（マグマ噴火の想定火口から6,000m内に重大な影響を及ぼす噴火の可能性が高まっている。）を発表</p> <p><b>【想定される状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有感地震の多発や顕著な地殻変動等が発生</li> <li>道道52号（摩周湖第1展望台～硫黄山～仁伏～コタン）が通行規制準備</li> <li>国道391号（国道交点～国道391号駐車帯）が通行規制準備</li> <li>J R 釧網線の運休準備</li> </ul>	<p>□災害対策本部の設置 協議会メンバー及び観光・商工・福祉関係機関へ耳打ち</p> <p>↓</p> <p>「高齢者等避難」発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山レストハウス取付道入口）の通行規制</li> <li>旧登山道（元アズール付近の旧登山道入口2箇所、アトサ外周登山道と池の湯北遊道との分岐点）の通行規制</li> <li>Jアラート、エリアメール、スピーカー等による「高齢者等避難」の呼びかけ</li> <li>「噴火警報発表、高齢者等避難。アトサスプリに噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されました。弟子屈町は、川湯地域全て及び美留和と屈斜路地区の住民に対し高齢者等避難を発令しました。要配慮者は、直ちに避難して下さい。それ以外の方は、今後の噴火に備えて、いつでも避難できるように準備を整えて下さい。要配慮者の避難所は、弟子屈町社会福祉センターに準備します。」</li> <li>（・この他に、弟子屈小学校、弟子屈中学校、弟子屈高校、弟子屈町公民館、摩周観光文化センター、泉ふれあいセンターは準備のみで、まだ開設しない。）</li> <li>避難行動要支援者台帳等に登録してある者への避難の呼びかけ 避難行動要支援者台帳に登録してある者に対し、健康こども課、福祉課がケアマネージャー等を通じて、避難に関する呼びかけを行う。</li> </ul> <p>□消防署又は消防団による巡回 広報（ホームページや回覧も活用）</p>	「噴火警戒レベル2」の段階で避難済み	<p>□ホテルの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホテルの閉鎖準備</li> <li>館内放送等による避難準備指示</li> <li>「噴火警報、高齢者等避難が発表されました。硫黄山が噴火する危険性が高まってきました。間もなく、当ホテルを閉鎖します。また、道道52号及び国道391号は通行止めになる可能性があります。弟子屈市街地（又は小清水、清里町又は大空町東藻琴方面）へ避難して下さい。」</li> <li>宿泊客を努めて早く避難させる。</li> <li>営業中止に備えた物品、財産の整理</li> <li>ホテル閉鎖について、ホームページに掲載</li> <li>噴火の危険が高まったならば、直ちに避難</li> </ul>	<p>□川湯駅前住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）</li> <li>要すれば、自治会（自主防災組織）計画で、要配慮者のお宅を訪問し、避難についての説明及び準備状況の確認と避難の支援をする。</li> </ul> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来店者に対し、噴火警戒レベル4「高齢者等避難」が発表されたことを伝達する。</li> <li>努めて早く、閉店準備を整える。</li> </ul>	<p>□川湯温泉街及び跡佐登地区住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）。要すれば、自治会（自主防災組織）計画で、要配慮者のお宅を訪問し、避難についての説明及び準備状況の確認と避難の支援をする。</li> </ul> <p>□病院、福祉施設の行動</p> <p>噴火警戒レベルが5（避難指示）に引き上げられる前に、入院・入所者の受入先を調整する。</p> <p>□学校、保育施設等の行動</p> <p>生徒・児童を保護者に戻し、学校等を閉鎖することを原則とする。</p> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来店者に対し、噴火警戒レベル4「高齢者等避難」が発表されたことを伝達する。</li> <li>努めて早く、閉店準備を整える。</li> </ul>	<p>□美留和地区住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）。要すれば、自治会（自主防災組織）計画で、要配慮者のお宅を訪問し、避難についての説明及び準備状況の確認と避難の支援をする。</li> </ul> <p>□学校の行動</p> <p>生徒・児童を保護者に戻し、学校等を閉鎖することを原則とする。</p> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来店者に対し、噴火警戒レベル4「高齢者等避難」が発表されたことを伝達する。</li> <li>努めて早く、閉店準備を整える。</li> </ul>	<p>□屈斜路自治会地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）。要すれば、自治会（自主防災組織）計画で、要配慮者のお宅を訪問し、避難についての説明及び準備状況の確認と避難の支援をする。</li> </ul> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来店者に対し、噴火警戒レベル4「高齢者等避難」が発表されたことを伝達する。</li> <li>努めて早く、閉店準備を整える。</li> </ul>

噴火警戒 レベル	状 況	災害対策本部等の行動	硫黄山 レストハウス	ホテル・パークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル5 (避難)	<p>気象庁が、噴火警報＝噴火警戒レベル5「避難」(マグマ噴火の想定火口から6,000m内が危険)</p> <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグマ噴火により、川湯駅前、美留和北部、川湯温泉街地域及び仁伏～コタンに大きな噴石が落下</li> <li>・マグマ噴火により、火砕流、火砕サージ及び泥流が発生</li> <li>・その他、様々な異常現象が発生</li> <li>・道道52号(摩周湖第1展望台～硫黄山～仁伏～コタン)が通行規制</li> <li>・国道391号(国道391号と243号との交点～国道391号駐車帯)が通行規制開始</li> <li>・国道243号(札友内停車場線北入口～丸山)が通行規制開始</li> <li>・状況により、国道243号(美幌峠)を通行規制する。</li> <li>・JR釧網線の運休</li> </ul>	<p>◆災害対策本部等の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示(Jアラート、エリアメール、スピーカー等による)</li> <li>「噴火警報発表、アトサヌプリが噴火しました。川湯地域全て及び美留和と屈斜路湖畔地区とコタン地区の住民は直ちに避難して下さい。」(この際、噴火地点が特定できた場合にのみ、その旨を付加する。)</li> <li>・万が一、突然の大規模な噴火が始まった時は、至急、北方面(小清水、清里町又は大空町(東藻琴)へ避難を促す。詳細はアトサヌプリ火山防災計画の避難計画による。</li> <li>◆消防署又は消防団による巡回広報(ホームページや回覧も同様の内容)</li> <li>◆自衛隊に対する災害派遣要請とその行動の調整・統制</li> <li>・川湯駅前交流センターに一時避難した住民を収容・輸送</li> <li>・必要により、水蒸気噴火の際の指定緊急避難場所(川湯中学校、川湯小学校、川湯農村センター)に緊急避難した住民等の収容・輸送を行う。</li> </ul>	<p>□レストハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この段階では、レストハウス周辺には、誰もいない状態にすることが肝要。</li> <li>・万が一、突然の大規模な噴火が始まった時は、至急、北方面(小清水、清里町又は大空町東藻琴)へ避難を促す。詳細はアトサヌプリ火山防災計画の避難計画による。</li> </ul>	<p>□ホテルの対応</p> <p>既に避難済み</p>	<p>□川湯駅前住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長が各班長等に連絡</li> <li>⇒各班長は、班員に伝達(直接訪問)</li> <li>・車を持たない住民を隣近所で助け合って同乗させて避難所へ移動する。</li> <li>・避難時に車に乗せてもらえる人が近所にいない住民及び徒歩の観光客は、川湯駅前交流センターに一時避難する。事後、役場が手配した車両又は自衛隊車両により収容・輸送する。</li> </ul> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来店者に対し、噴火警戒レベル5「避難」が発表されたことを伝達する。</li> <li>・避難する際に、店舗の入口に、「閉店の主旨と避難先」を掲示する。</li> </ul>	<p>□川湯温泉街、跡佐登及び仁伏住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長が各班長等に連絡</li> <li>⇒各班長は、班員に伝達(直接訪問)</li> <li>・車を持たない住民を隣近所で助け合って同乗させて避難所へ移動する。</li> <li>・避難時に車に乗せてもらえる人が近所にいない住民及び徒歩の観光客は、川湯農村センター又は川湯ふるさと館に一時避難する。事後、役場が手配した車両又は自衛隊車両により収容・輸送する。</li> </ul> <p>□病院、福祉施設の行動</p> <p>噴火警戒レベルが4「高齢者等避難」の段階で避難が間に合わなかった場合は、町外(小清水、清里、東藻琴方向)へ避難させる。この際、消防団の輸送車両等、あらゆる手段を講じて避難する。</p> <p>□学校、保育施設等の行動</p> <p>弟子屈町市街への避難が困難な場合又は保護者に戻す暇が無い場合には、教職員、保育士、指導員等の車に乗せて避難する。</p> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来店者に対し、噴火警戒レベル5「避難」が発表されたことを伝達する。</li> <li>・避難する際に、店舗の入口に、「閉店の主旨と避難先」を掲示する。</li> </ul>	<p>□美留和地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長が各班長等に連絡</li> <li>⇒各班長は、班員に伝達(必要により直接訪問)</li> <li>・車を持たない住民を隣近所で助け合って同乗させて避難所へ移動する。</li> <li>・避難時に車に乗せてもらえる人が近所にいない住民及び徒歩の観光客は、美留和会館に一時避難する。事後、役場が手配した車両又は自衛隊車両により収容・輸送する。</li> </ul> <p>□学校の行動</p> <p>弟子屈町市街への避難が困難な場合又は保護者に戻す暇が無い場合には、教職員の車に乗せて避難する。</p> <p>□宿泊・飲食店の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来店者に対し、噴火警戒レベル5「避難」が発表されたことを伝達する。</li> <li>・避難する際に、施設の入口に、「閉店の主旨と避難先」を掲示する。</li> </ul>	<p>□屈斜路自治会地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長が各班長等に連絡</li> <li>⇒各班長は、班員に伝達(必要により直接訪問)</li> <li>・車を持たない住民を隣近所で助け合って同乗させて避難所へ移動する。</li> <li>・避難時に車に乗せてもらえる人が近所にいない住民は、屈斜路研修センター又は屈斜路コタンアイヌ民族資料館駐車場に一時避難する。事後、役場が手配した車両又は自衛隊車両により収容・輸送する。</li> <li>□宿泊等・飲食店の行動</li> <li>・来店者等に対し、噴火警戒レベル5「避難」が発表されたことを伝達する。</li> <li>・避難する際に、施設の入口に、「閉店の主旨と避難先」を掲示する。</li> </ul>

## 別紙第8「弟子屈町警戒区域設定について」

【公表資料】（定型）

### 弟子屈町警戒区域設定について

弟子屈町は、下記により警戒区域を設定する。

#### 記

#### 1. 警戒区域の設定範囲

・・・地区又は〇〇～△△（距離が分れば記述）

（※詳細が必要な場合は、地図を貼付）

#### 2. 警戒区域の設定内容

安全対策、専門家の意見などを総合的に勘案し、今後も安全上の大きなリスクが懸念され、人の生命又は身体に対する危険を防止する必要があるため、災害対策基本法第63条に基づき令和 年 月 日 時に警戒区域を設定する。

これにより、当該区域に消防署、警察、自衛隊等の緊急事態応急対策に従事する者以外の者が弟子屈町長の許可なく立入りを行うことは禁止されることになる。

（違反した者に対しては、10万円以下の罰金または拘留措置）

※災害対策基本法第116条関係

#### 3. 一時立入りについて

町が指定する立入申請書を提出いただき、条件付きの許可を得たうえで、一時立入りを認めることとする。詳しくは、弟子屈町と事前協議し、指示を仰ぐものとする。

【様式 警戒区域立入申請】

（災害対策基本法参照条文）

【第六十三条】（市町村長の警戒区域設定権等）

1. 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
2. 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
3. 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4. 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

**【第百十六条】**

次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 第五十二条第一項の規定に基づく内閣府令によって定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者
- 二 第六十三条第一項の規定による市町村長（第七十三条第一項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。）の、第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者

【様式】

警戒区域立入申請

年 月 日

弟子屈町災害対策本部長  
弟子屈町長 徳永 哲雄 殿

【届出者】

住 所

氏 名

連絡先

(常時連絡が可能な携帯番号)

貴職が設定した警戒区域内に、下記のとおり職員が入ります。進入時及び退出時には、代表の者から連絡いたします。

記

1. 進入目的

2. 活動場所

(1) 地名

(2) 別図「活動地域の地図」

3. 活動期間

(1) 自： 年 月 日 ( ) ○○時××分

(2) 至： 年 月 日 ( ) ●●時△△分

4. 進入活動者

(1) 進入活動する機関と代表者

(2) 進入活動者の人数

(3) 車両数 (種類・台数)

以上

第 号

警戒区域立入許可証

上記のとおり立入を許可する。ただし、以下の条件に従うこと。

条件	1. 活動中に危険な状態が生じた場合及び危険が予想される状況となった時は直ちに警戒区域から退出すること。 2. 受託業者が進入する際には、必ず申請する機関から責任者が引率し、その引率者は災害対策本部の指示に従って受託業者の行動を統制するものとする。 3. その他 別紙「警戒区域に進入するにあたっての遵守事項」
----	--

令和 年 月 日

弟子屈町災害対策本部長

【別紙】

## 警戒区域に進入するにあたっての遵守事項

警戒区域内に進入して活動される際は、下記の事項について、同地で活動する者全員へ周知し、確実に遵守されるよう対応願います。

### 記

#### 《一般的な事項》

- 危険な地域で活動することを認識し、十分な装備で進入して下さい。
- 活動にあたっては、立入申請者又はその指名する者の責任において、十分に安全に留意して行動するようにお願いします。
- 立入申請書以外の地域で活動する必要が発生した際には、その都度、災害対策本部に報告して下さい。
- 事前に許可を受けていたとしても、悪天候時には滑落、落石、倒木、土砂崩れ、土砂流出が、火山噴火の際には噴石、火砕流等の危険が高まるため、進入前に災害対策本部と十分協議を行うとともに、状況によっては進入を中止していただくことがあります。
- アトサヌプリ等の国立公園内に進入する際は、入林時の一般的な遵守事項も併せて遵守願います。

#### 《危険な状態と判断される場合の行動》

- 立入活動中に、気象の急変や地震・火山活動に変化があった場合は、災害対策本部の指示に従って下さい。
- 災害対策本部から指示が無い場合でも、危険な状況と判断される場合には、速やかに現地から脱出し、その旨を速やかに災害対策本部に報告願います。

以上